

## ■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目

### 平成19年6月愛荘町議会定例会

1日目(平成19年6月13日)

開会:午前09時04分 延会:午後07時11分

#### 議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第 7 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第 8 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第 9 報告第8号 平成18年度愛荘町緑越明許費緑越計算書の報告について
- 日程第10 報告第9号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第10号 平成18年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について
- 日程第12 承認第1号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第13 承認第2号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第14 承認第3号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第15 承認第4号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第16 承認第5号 平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第17 承認第6号 平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第18 承認第7号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第19 承認第8号 平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第20 承認第9号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につ

日程第20 議案第37号 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につき承認を求めることについて

日程第21 承認第10号 平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分につき承認を求めることについて

日程第22 議案第43号 愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

日程第23 議案第44号 愛荘町工場等設置促進条例の制定について

日程第24 議案第45号 愛荘町税条例の一部を改正する条例について

日程第25 議案第46号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第26 議案第47号 損害賠償の額を定めることについて

日程第27 議案第48号 平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)について

日程第28 議案第49号 平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第29 議案第50号 平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第30 議案第51号 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第52号 契約の締結につき議決を求めることについて

追加日程第2 議案第53号 契約の締結につき議決を求めることについて

追加日程第3 議案第54号 契約の締結につき議決を求めることについて

### 出席議員(16名)

1番 辰己 保

2番 上林 貞

3番 森 隆一

4番 西澤久仁雄

5番 河村善一

6番 本田秀樹

7番 小川 勇

8番 珠久清次

9番 竹中秀夫

10番 吉岡あみ子

11番 森野榮次郎

12番 小杉和子

13番 瀧 すみ江

14番 水野清文

15番 宇野義美

16番 久保田九右衛門

### 欠席議員(0名)

なし

### ◎開会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)皆さん、おはようございます。

本日、平成19年6月定例会を開会するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

新緑も一段と色濃くなり、吹く風も夏めいてまいりました。議員各位におかれましては、住民福祉向上のため議員活

動をいただいておりますことに、高いところからではございますが、厚くお礼を申し上げます。

ご承知のとおり、今日の地方自治体を取り巻く環境は大きな変革期にあります。国において、第2期地方分権改革の推進、地方交付税制度の改革、道州制議論などの動きが進展する中、本町におきましても行政改革のより一層の推進はもとより、地域住民のニーズに合った施策の実施に全力を尽くしながら、夢や魅力あるまちづくりに取り組んでいかなければなりません。こうした中で、議会議員の果たすべく責務と役割も一層重要になってきており、議員一丸となって全力を尽くし、議会活動に精進したいと思っております。

さて、今期定例会に提案されます案件については、後刻理事者より詳細にわたって説明をいただくことと存じますが、議員各位におかれましては、誠心で活発なご議論のもと、適正にて妥当なご決議をいただきますことを心からお願いを申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、行政改革をはじめ取り組むべき課題の多い中、町政全般にわたり努力いただいておりますことに敬意を表するところであります。今期定例会や各常任委員会協議会、特別委員会協議会を通じまして、審議中、各議員より出されます意見等に十分配慮され、真に住みよい暮らし愛荘町の実現のため、力強い推進をしていただくことを念願し、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。本日は、大変ご苦勞さまでございます。

なお、が大変暑くございますので、上着を外していただいて結構です。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成19年愛荘町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

### ◎開議の宣告

○議長(久保田九右衛門君)これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(久保田九右衛門君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎町長提案趣旨説明

○議長(久保田九右衛門君)町長提案趣旨説明。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)本日、ここに平成19年6月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中にもかかわらず早朝よりご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことを心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて1件、報告案件7件、改正条例の専決処分承認案件3件、平成18年度一般会計ならびに特別会計の専決処分承認案件7件、条例制定ならびに条例改正案件4件、損害賠償額議決案件1件、平成19年度愛荘町一般会計補正予算ならびに特別会計補正予算案件4件、合わせて27案件をご提案させていただきました。

まず、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成19年9月30日、任期満了に伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものでございます。

次に、報告案件7件につきましては、工事請負契約の変更に伴う専決処分報告5件、平成18年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告ならびに平成18年度滋賀県市町土地開発公社決算報告であります。

条例改正の専決処分承認案件3件につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正、税条例および国民健康保険税条例におきまして、法令等の改正に伴い、3月31日付けにより専決処分したものの承認をお願いするものであります。

次に、平成18年度一般会計ならびに特別会計の補正予算専決処分承認案件7件につきましては、3月31日付けにより専決処分したものの承認をお願いするものでございます。

次に、条例制定ならびに条例改正案件4件につきまして説明いたします。

まず、固定資産税の不均一課税に関する条例の制定ならびに工場等設置促進条例の制定についてでございますが、その背景は、地方分権時代において自らの判断と責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応し、住民福祉の向上とともに住み続けたいまちを築き、活力ある地域社会を構築しなければならないこととあります。

一わからは、地方行政経営を担うためには、そのための自主財源である税の適格な確保が

このほか、自立した行政社会を目指し、よりよい暮らしを実現するためには、自主財源としての税収の増大は唯一の道であり、町の財政の健全化が不可欠であります。その方策として企業誘致を進め、同時に地場産業の活性化、新産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的に、町内の工場等を新設、増設しようとする企業に対し優遇措置を行うため新規条例制定をお願いするものでございます。

次に、税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布されたことによりまして、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、損害賠償額議決案件につきましては、町職員が町有自動車を運転中に過失により相手方の車輛を損傷させたものにおける損害賠償額について議決をお願いするものでございます。

次に、平成19年度愛荘町一般会計補正予算ならびに特別会計補正予算4件につきましては、まず一般会計では、歳入歳出1億1,508万5,000円の増額をお願いいたしますものであります。

その主なものは、4月人事異動による人件費の科目間調整、嘱託職員の配置によるもののほか、後期高齢者医療制度にかかるシステム開発経費、諸証明の自動交付機システムを住民基本台帳カード対応とするための経費、その他制度改正に伴うシステム改修経費の追加などであります。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、県の特別調整交付金による国保ヘルスアップ事業として、歳入歳出200万円の追加をお願いするものでございます。

下水道事業特別会計につきましては、人事異動に伴う人件費の増額と受益者負担金、分担金の還付金の追加と合わせまして、272万9,000円の増額でございます。

最後に、介護保険事業特別会計につきましては、地域包括支援センター職員1名増と介護給付費負担金、地域支援事業交付金の精算に伴う返還金で455万6,000円の増額をお願いしようとするものであります。

以上、平成19年6月愛荘町議会定例会に提案させていただきましたので、何とぞ慎重なご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(久保田九右衛門君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番、西澤久仁雄君、5番、河村善一君を指名いたします。

#### ◎会期の決定

○議長(久保田九右衛門君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から22日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から22日までの10日間に決定しました。

#### ◎一般質問

○議長(久保田九右衛門君) 日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇本田秀樹君

○議長(久保田九右衛門君) 6番本田秀樹君。

〔6番本田秀樹君登壇〕

○6番(本田秀樹君) 6番本田秀樹、一般質問をさせていただきます。5項目の質問を行いますが、町長、教育長の答弁を求めておきます。

まず1点目ですが、子どもの教育のあり方と安全対策について、お伺いいたします。ゆとり教育の見直しについては、「総合的な学習の時間」や選択教科を含め、もう一度検討し直す必要があると考えます。国際学力調査の結果では、子どもたちの学力低下が判明しており、中央教育審議会も、授業時間の拡大や、土曜日・長期休暇の活用方法などの学力向上策を審議するように指示を行っています。

義務教育に関する意識調査では、焦点の「総合的な学習の時間」について、中学校教師の約6割が「なくした方がよい」と回答し、一方、小学校教師は肯定派が否定派を上回るなど、現場の声も分かれてきました。「総合的な学習の時間」

の必要性についての意識調査結果については、小・中学校の教師の見解が異なりますが、教育長にお伺いします。国際学力調査結果で、日本の子どもたちの学力低下が判明しました。国語をすべての教科書の基本とし、理数教育を科学技術の土台と位置づけ、いずれも充実を図ることが必要と指摘しています。その実現のため、授業時間数についても具体的に検討する必要があると、時間増を求めています。教育委員会として、このゆとり教育の見直し案について、特に重要とされる国語・算数(数学)・理科の3教科の授業時間の拡大を、「総合的な学習の時間」や土曜日・長期休暇の中で、今後どのような方法と対策で学力向上を図っていくと考えておられるのか、教育長に答弁を求めます。

教師の質についてですが、教師の質の向上を目指す2つの新制度は、骨格がほぼ固まりました。教員養成を目的とする専門職大学院名称が「教職大学院」に決定し、教員の4割以上には校長経験者らの実務家を充てることになりました。一方、終身有効の教員免許に期限を設ける教員免許更新制度は、有効期限を10年とし、期限内に講習を受ける内容になりましたが、更新性を現教職員にも適用できるかについては、結論が先送りされましたが、私は、現教職員の質向上を図るために必要と考えますが、教育長のお考えをお伺いします。

次に、学校および通学路の安全対策ですが、今年の4月には町内において、不審者らしい人物が子どもたちに声をかけるなどの事件があったと聞いております。いずれも下校途中を狙われたため、通学路の安全確保が大きな問題だと考えます。全国各地で集団下校や、警察や地域ぐるみの防犯パトロール活動が積極的にされています。愛荘町でも、下校時の児童の安全確保の再認識を図るため、安全対策の実施が必要だと考えます。

1. 各小学校の通学路の点検。
2. 全児童対象の防犯教室の開催。
3. すべての地域での情報共有体制の確立。
4. 町民に対する協力の呼びかけ。

次に、人事制度についてお伺いいたします。行政を取り巻く環境の大きな変化を考えると、自治体の姿勢が問われている時代はないと考えざるを得ません。それは我々議員も言えることですが、行政、そしてそれを構成する職員の方々が、従来の上位機関の政策に基づいて事業を実施するだけでなく、地域性を踏まえた独自の政策立案能力を高め、政策立案者として力を尽くすことや、従来の体質やシステムからの脱皮が時代に求められており、そのためには意欲のある職員を正當に評価することや、その能力を十分に発揮できるシステムの確立が必要であると考えます。

平成19年度の人事は、町長が人事異動・配置をされてきたと思いますが、十人十色と言われますように、表面に出てこない隠された能力は評価し難く、適材適所に配置されないために、人材が生かされないとか、能力が発揮されないなどと言われるはめになるのではないかと思います。それを防ぐためにも、今回の人事異動で職員自身が希望を踏まえた適材適所になっているのか、町長に答弁を求めます。

3月31日付をもって、多くの退職者が出たと同時に、本来、常勤管理職を置かなければならないポストに退職者を再任されたのは、天下りと批判されても仕方のない人事だと思いますが、町長に答弁を求めます。

愛荘町の重要事業に推進にかかる非常勤職員の設置に関する要綱が訓令として出されているが、この中で「重要事業の推進および専門的知識を有する」とありますが、「これらの適任者として町退職者が再任用」とありますが、一般的に見れば一般公募する中で登用するのが公正・公平なる採用と考えますが、町長に答弁を求めます。

次に、行財政改革についてお伺いいたします。行政改革の基本は、言うまでもなく、町民サービスの低下、また職員の労働強化を生じさせることなく、無駄を省いて行政サービスを行う体制づくりです。ただ、人件費削減を最大使命として人員削減を目的とする傾向がありますが、それはまさに本末転倒と言えるものです。職員の潜在力を含めた力をいかに発揮させるか。そして、役場としての総合力をどれだけ高めるかが基本であり、そうした中で無駄を省いていく。結果として財政改革につながるということが求められております。

行政改革は人減らしになるのではなく、意識改革と人づくりにあると言えるものです。それは儲けをあげることを最大の使命として、そのためのノルマと成果主義で競争させる組織と違って、これからの人間集団としての社会のあり方としても重要な問題提起であります。

国の三位一体改革の中で、地方自治体の財政状況が苦しくなり、その結果として人件費の削減をやむなく求められている中での行財政改革・人員削減となっているのが現実です。必要な仕事量に対して、それを担っている人員削減だけを行ったら、サービス低下は必至です。意識改革と人づくりを伴わない人員削減は、限界となっていると考えます。

財政難の中で、職員の力をいかに発揮するか、積極的に打って出る策が求められています。組織・要員・事務事業の見直しを進め、要員では人員削減、事務事業では民間委託を含めての見直しが行われてきましたが、組織の見直しは十分な結果が得られているのでしょうか。グループ制の導入など、組織のフラット化を目指しての改革が進んでいます。いわゆる縦割り行政の弊害ということが言われて久しいのですが、この問題の解決にもつながると思いま

9。

今年度から実施されていますが、組織改革・グループ制について、町長に答弁を求めます。

防災対策についてお伺いいたします。ここ数年、全国的に豪雨や台風、地震など様々な災害が発生しており、防災対策は今一番大きな問題です。交通の確保という道路としての機能を守るためには、橋が落ちたりして通行止めにならないような災害に強い道路をつくる必要があります。

しかし、それでも大きな災害では通行止めが発生することがありますが、その道路に代わるネットワークとしての道路整備が重要になります。災害が起これば、生活物資の輸送の道路ネットワークが必要になってきますが、愛荘町としての災害に強い道路、応急復旧のための緊急輸送用の道路の確保が必要だと考えますが、町当局にお伺いいたします。

また、被災者の避難場所についてですが、避難場所に最低限必要な設備が必要であります。非常用電源設備や井戸などの給水設備、災害情報提供設備などをつくり、快適に生活できる環境を提供できる拠点として整備することが必要であります。

トイレ機能の耐震化、非常用水用の配管、自家発電用の電線管などの設置ができていれば、避難場所としての役割を果たしていると思います。愛荘町の避難場所が各集落にあります。どこまで避難場所としての設備が整っているのか、お伺いいたします。

最後に、山川原地区ほ場整備事業についてお伺いいたします。山川原地区ほ場整備事業については、同和対策特別措置法の趣旨に基づいて、地区内の産業対策の一環として、山川原・川原・野良田地区を取り込んだ受益面積36.2haを対象として、昭和52年から着手しています。残事業となっているほ場整備事業区域1.7haの整備につきましては、平成18年10月31日に工事の入札が執行されて、平成19年5月には工事完了いたしました。当初の契約工期は2月9日であり、工事着手している途中で農地に適さない土が出てきたということで、土の入れ替えが必要であるために、工期の延長として3月20日になった経過があります。3月定例議会の同和対策特別委員会協議会で現地視察に行ったところ、現地の説明では3月末には工事完了するとの説明がありました。しかし、工事完了した時期が、現地で説明を受けた時期とかなりのずれが発生しております。なぜ同和対策特別委員会協議会で現地説明を受けた工期が、最終異なってきたのか答弁を求めます。

長年の課題であったほ場整備事業の工事も完成しましたが、今後の事業計画について答弁を求めます。以上で質問を終わります。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)本田議員のご質問のうち、19年度の人事についてお答えさせていただきます。

まず1点目の「適材適所の人事異動になっているか」とのご質問でございますが、限られた人員の中で効率よく業務遂行するためには、何より職員の意欲を高め、やる気を喚起することが第一条件であります。そのためにも、適材適所の登用が必要と考えております。

今年の人事方針は、まずこの適材適所を基本に置くため、あらかじめ職員全員に希望調書を提出してもらい、今の仕事を続けたいか、それとも新しい仕事にチャレンジしたいかといった点を把握いたしました。

さらに、業務遂行の責任者であるそれぞれの所属長からの聴き取りも実施したうえ、同一の勤務場所が長くなった職員の配置換えや、女性職員の登用にも意を用いたところであります。

今回、職員から異動希望を聞くことは初めてということもありまして、積極的な希望を寄せた職員は予想より少なかったのですが、それでも希望者の6割以上は希望どおりの配置をしたところであります。

次に、退職者の雇用についての質問でございますが、行財政の効率化を図るためには、常に組織のスリム化を進め、正規職員を削減することは非常に重要な対策と考えております。今回、正規職員の管理職を置いていました川久保地域総合センター・長塚地域総合センター・ハーティーセンター・愛知川公民館そしてスポーツセンターの5か所に経験豊富な退職者を嘱託身分で雇用いたしました。

これらの嘱託職員の給与総額は、共済費などの事業主負担を含めまして、従来の正規管理職員5人の人件費4,950万円に対し、嘱託職員5人の賃金(共済費込み)1,377万円となり、1年間で3,573万円の減、対前年72%減となったところであります。

天下りでないのかとのご指摘ですが、つい先日、官僚の天下り規制を強化した国家公務員法の改正が衆議院を通過いたしました。これによりますと、職務と利害関係を有する営利企業、すなわち民間企業や法人への再就職を規制の対象とするというものであります。これらのことから、今般町がとりました措置は、町立の施設長への雇用でありまして、利権など弊害の恐れがある天下りではないと考えております。

以上が、お伺いしたご質問に対する回答でございます。ご不明な点がございましたら、お電話でも構いませんので、お気軽にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

しかしながら、これらの施設のなか町民の皆さんが任意で観望可能な自然史の観察者が動ける場所として、指定管理者制度に移行することが心ざわしいものもあります。今後、公募性による制度を検討してまいりたいと考えております。そのため、昨年、指定管理者の受け皿となる住民主体のNPOの育成を目指し、初心者講座の開催を実施してきました。今年度もさらにステップアップした研修会を開きたいと考えており、多くの方の参加を期待しているところであります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、3点目の行財政改革につきまして答弁をさせていただきます。

急速に進む少子・高齢化、三位一体の改革の推進、多様化する住民ニーズと環境に関心の高まりなど、社会情勢が大きく変化しつつある中、地方自治体の期待されることが増大しております。

本町は、行政最大の改革であります合併を行い、行財政の効率化を図っているところでありますが、自らの責任において社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、さらに体制を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を推進することが求められております。

このように、日々変化する社会環境に対応し、より効果的で活力ある自治体へと転換していくために、新たな行政運営のあり方を模索し、再構築する時期が到来していると考えております。創意と工夫による経費節減効果を住民サービスに転換できるよう、また行政改革は行政運営にかかわるすべての職員が自らの問題として取り組み、事業効果、コスト意識の徹底を図り、行政改革の意欲を高め、主体的な創意工夫が重要であります。

そうした中、まず行政改革推進体制の整備を行いました。職員によります事務改善委員会、行政改革推進委員会、行政改革推進本部を設置し、また、第三者機関としましては行財政改革検討委員会を設置し、企業経営から見た行財政運営や、住民代表からも意見をいただくことといたしております。また、職員に対して行政事務および行政施策に関する提案を奨励し、もって今後の町施策に反映させ、職員の行政運営に対する参加意識を高揚し、その士気の向上に資することを目的に、職員提案規程を昨年度から施行し、全職員から「私が提案する行財政改革」とするテーマで提案をいただきました。その中で最も多い提案が、グループ制の導入でございました。

また、合併協議会におきましても、合併後の組織体制の中で、合併後、グループ制の導入についても検討することになっておりました。

そこで、行政に対する住民ニーズの変化や、民間と行政の役割分担など、様々な課題を迅速かつ的確に発見・予見し、柔軟な対応を図ることができる体制づくりを目指して「フレックス・グループ制」をこの19年度から導入いたしましたところでございます。

このグループ制は、従来からの係制度を最少とする組織体制から、グループを最少単位とし、各業務に応じた担当職員のグループを編成し、そのグループリーダーを中心に業務を進めることといたしております。特にフレックスといたしましたのは、業務の遂行上必要がある時は、年度途中におきましてもグループの新設・改廃および名称の変更やグループ間やグループ内での人員配置の変更など、所管の主監と課長の協議により行うことができることといたしました。そして、これら組織につきましては、毎年度この制度の検証を加えながら、本町に適した組織体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)農林建設主監。

〔農林建設主監北川利夫君登壇〕

○農林建設主監(北川利夫君)5点目の山川原ほ場整備事業について、お答えいたします。

昭和52年度から着手し、現在まで30年間の長きにわたりまして進めてまいりました山川原ほ場整備事業にかかる残工事の工期について、答弁させていただきます。当初工期は2月9日でしたが、ご承知のとおり基盤土の入れ替え工事が発生したことや、ほ場整備委員会において協議されたことによる設計変更などに時間を要したため、工期変更がやむなく必要になり、去る3月9日の同和対策特別委員会協議会におきまして「3月末には工期完了すべく努力している」と説明をいたしております。

しかし、町組織としましては、スムーズに工事が進捗する、と全力を尽くしてまいりましたが、工事の完成が近づき全貌が見えるにつれて、個人的な感情論などが発生し始め、その解決等に時間を要し、結局、再三の工期変更をせざるを得なくなり、最終5月15日に完了いたしました次第です。

しかし、連休後半には地権者の皆さんすべての方が、大きな問題もなく無事田植えを終えていただき、現在、緑も映え、分蘖が進み、順調に生育している状況でございます。30年間におよぶ工事区域の完了に際しましては、地元役員をはじめ多くの関係者のご支援に対しまして感謝申し上げます、完了報告とさせていただきます。

次に、今後における事業計画につきましては、最終段階となります換地処分業務に入っていきます。まず、既に確定測量を行ってまいりました区画の境界線の確認作業を関係受託者に行います。その次に、疎田部分の確定測量の進

前里で行っていることや、このほかの町内でも、関係先と連携しながら、このほか、アフリカや南米の町内でも  
備や、未確定のところの確認を併せて行います。

次に、町有地の処分の決定と受益地内の整理を行い、また、権利関係では相続人の整理を行いまして、関係受益  
者を確定いたします。

換地計画の策定につきましては、専門的になりますので、県土地改良連合会に委託し、原案策定のうえ、地元推進  
委員会の最終調整を経て、全受益者による換地会議へと進めてまいりたいと考えております。この換地会議におい  
て同意者が法定数を超えますと、最終目標の登記処分へ到達できることとなりますので、今後とも事業完了に向け  
ご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

(総務課長山田清孝君登壇)

○総務課長(山田清孝君)4点目の「各自治会の避難場所の状況について」、お答えをさせていただきます。

平成18年度に策定しました「愛荘町地域防災計画」において、各集落の草の根ハウス・公民館等は一時避難場所  
として指定し、災害発生時の住民の終結場所として、消防救護活動等の活動拠点、あるいは拠点避難場所に指定し  
ている4小学校の中継地として位置づけているところです。

各集落の草の根ハウス・公民館等はかなりバリアフリー化に取り組まれ、障がい者用トイレ等を整備されていま  
すが、災害時の設備関係は対応できていないものと思います。一時避難所は比較的短期間のものであり、災害状況  
によって避難収容が必要な時は、小学校以外の公共施設を避難所に指定し、非常時に対応することとします。

なお、平成18年度末で自主防災組織を設立しておられる14自治会のうち、11自治会は自主防災資器材整備事業に  
より防災資器材を整備して防災訓練に取り組んでおられます。今後も、未組織の自治会に整備されるよう、積極的  
に推進する予定でございますので、よろしく申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)建設課長。

(建設課長藤田由起雄君登壇)

○建設課長(藤田由起雄君)同じく4点目の防災対策の中での「防災道路対策について」、答弁を申し上げたいと思  
います。

災害に強い道づくりとして、基本的な考え方は道路の耐震性の確保、緊急時対策の2つの課題に取り組む必要があ  
ると考えております。従来、道路行政の中では、過去の地震の経験をもとに構造物の耐震基準の引き上げ、地震に  
強いネットワークづくりなどに取り組むものですが、なかなか実行に移せないというのが現状でございます。  
今後においても、陸地近傍で発生し、広範囲な影響を与える可能性のある大規模なプレート境界地震が予想されて  
おります。

しかしながら、地球規模の力である地震に対しまして、どんな地震にでも耐えられるような道路をつくるということ  
は、技術的に困難と言われております。既設の道路や地区の耐震性の実態を診断し、その結果を必要な対策と併せて  
わかりやすく、誤解の生じることのないような表現で地域住民や道路利用者へ開示し、認識を深めることは非常に重  
要であると考えております。

道路は基礎的な社会基盤であり、まず最初に安全が求められております。阪神淡路大震災の教訓から、異常気象  
や災害時に緊急救援物資の輸送や避難ルートとして、複数のルートを確保することが肝要であることを教えられま  
した。

河川につきましても、愛荘町は狭い町域でありながら、1級河川が9河川ございます。それらの川に架かる橋も数多く  
ございますが、橋梁崩壊によって生活物資の寸断にもなりかねませんので、これらの橋梁を再点検し、結果によっ  
ては補強し、災害に強い道路の確保も必要だと考えております。

近い将来において、こうした道路を広域幹線道路・緊急輸送道路として位置づけしていくために、近隣市町も含めた  
道路ネットワーク構想も必要と認識しておりますので、ご理解をいただき、答弁とさせていただきます。よろ  
しく申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

(教育長川口繁君登壇)

○教育長(川口繁君)はじめに、「総合的な学習の時間」についてお答えいたします。

新しい学習指導要領による学習が展開されて、5年が経過いたしました。この指導要領は、「総合的な学習の時  
間」が創設され、学校現場では今までにない新しい内容であったため、定着するのに時間がかかりましたが、現在で  
はようやく軌道に乗り、年間指導計画に基づいた各学校の特色ある取り組みが計画的に実施されているところで  
ございます。

一部「総合的な学習の時間」の重要性がとらえられていますが、文科省は子どもたちの新しい学力観に基づき登



展的な学習として必要な学習分野であると位置づけております。このように、「総合的な学習の時間」は学習の発展を図るうえで教育的意義のある大切な教科と考えているところでございます。

次に、「学力低下への対応」についてお答えいたします。授業時間数の削減に伴い、子どもたちの学力低下が懸念されているのも事実でございます。低学年児童生徒に行き届いた指導を図るため、現在では小学校1年生から3年生、中学校1年生には少人数学級編制が導入され、これまでの40人学級から35人学級とし、きめ細かな学習指導の工夫と改善ができるようになされております。

また、愛知川小学校と秦荘・愛知中学校には少人数加配教員の配置が認められております。数学・英語の教科におきまして、クラスを2つに分けてそれぞれに教師がつき、少人数で指導をできるような体制を組み、この効果をあげているところでございます。

このように、以前に比ばまして充実した指導体制で進めておりますが、今後、顕著な学力低下が認められるような場合には、授業時間数のさらなる増を図る方策も視野に入れていかなければならないと考えております。

次に、「教員の資質向上を図る施策」についてであります。本町には現在では、指導が不適切と考えられる教員の報告はありません。しかしながら、保護者・児童生徒の願いに応えるため、また教員の指導力向上のため、校内研修や各種研修に積極的に参加し、自己研鑽を行うよう指導をしているところであります。

なお、教員免許制度の改革につきまして、ご質問の「10年を区切りに免許を更新することの是非」については、一地方教育委員会で判断することは控えさせていただきますが、教員の資質向上を図る有効な施策は極めて重要であり必要だと考えるところでございます。

最後の質問の、本町の「学校および通学路の安全対策」についてお答えいたします。1点目の「各小学校の通学路の点検」につきましては、毎年、各学校に危険な場所がないか、各学校の通学道路に危険な場所がないか、PTAの協力も得ながら、その点検を実施しております。また、この6月には教育委員会といたしましても、主な通学路を点検したところであります。通学路で危険と思われる場所については、関係児童生徒に注意を促すとともに、その対策について努力をしていきたいと考えております。

2点目の「全児童対象の安全指導・防犯指導」についてであります。各学校において各学年の発達段階に応じて指導計画を立て、これを実施してもらっているところであります。特に新入生に対しましては、通学路を教員と一緒に歩いたり、交通安全教室を警察等を招いて実施していただいております。県におきましても、スクールガードリーダーを学校に年3回派遣し、子ども・教員・保護者に実際に役立つ話や実技講習を行ってもらっています。今年度からは両幼稚園にも防犯に関する指導を要請しているところでございます。

3点目の「すべての地域での情報共有体制の確立」につきましては、不審者情報は発見者が、あるいはその家庭が、保護者が、学校または教育委員会、必要に応じて警察に届けられ、教育委員会はその情報を幼稚園・小・中学校にファックス等ですぐに連絡し、注意の喚起を促しています。各学校・園では、そのケースに応じ対策を考え、子どもに必要な指導をし、場合には保護者に通知を出し、必要な場合は集団下校等の対応をすることとなっています。また、警察に連絡を取り、パトロール要請をしています。一方、町の防災無線による放送、町のホームページにも掲載し、町民の皆さんにも協力をいただいているところでございます。

4点目の「町民に対する協力の呼びかけ」でございますが、子ども110番の家の設置、防災無線による帰宅放送を行うとともに、「地域の人々による声かけ運動」を、青少年健全育成町民会議・PTA等を通じてお願いをしているところでございます。各地域で「おかえり」の声をかけたり、町の広報車で下校時における「青少年育成パトロール活動」や「愛のひと声運動」を行っております。

このように、子どもたちの安全対策のため指導や対策を講じていますが、有効なのは大人たちの監視の目であると思います。PTA・保護者・スクールガードの方々・老人クラブ、あるいは様々な関係機関の方々をはじめ地域の方々、引き続き子どもたちの安全確保にこうしたご協力をいただくようお願いをしていきたいと考えているところでございます。

○議長(久保田九右衛門君)本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、再質問をさせていただきます。

子どもの教育のあり方と安全対策について、再質問を行います。その中でも、教師の質の問題についてお聞きします。

教師の質を考える場合、教員・校長に対する児童生徒・父兄いわゆる保護者による評価制度の導入は、教師の質向上に必要ではないかと考えます。1. 教員の授業や学校経営、生活指導に関する児童生徒・保護者による評価を行い、結果をホームページで公表する。2. 評価制度を市町村・都道府県教育委員会に報告。3. 校長の学校管理能力などの評価システムの確立。以上の3項目についての答弁を求めます。

子どもの安全対策についてお伺いいたします。子どもを狙った犯罪の時間帯は、午後2時から午後6時頃に多発しております。下校時から夕方によく、最近は朝の登校時の被害も増加しており、季節は7月から10月が多くなっております。一人で行動する時間帯が最も危険であり、特に下校時こそ一人になる時間帯が発生するために注意が必要です。

防犯対策としては、安全マップの作成、子どもたちに防犯ブザーを持参させています。子ども110番の家の確認もされております。本当に子どもたちの安全確保ができていますでしょうか。

防犯ブザーを持っていけば安心だという固定観念になっているのが現実だと思います。防犯ブザーの本来の目的は、危険な時に防犯ブザーが鳴り、人に知らせるということだと思います。しかし、民家や人がいなければその役割は果たせないと思いますが、そのような場所では子どもたちこどのような指導をされているのか、教育長に答弁を求めます。

次に、人事制度について再質問を行います。合併して2年が経過し、一定の落ち着きを取り戻したように思います。公務員であるからには、町民の負担に応えてもらわなければなりません。職員の給料の格差はないと思いますが、合併されて旧愛知川町・旧秦荘町の給料格差についての答弁を求めます。

一般行政職務の職務内容の件ですが、合併され見直しをされていますが、年齢が下であって上司という立場の課があると聞いております。それでは職員のやる気が出てこないと思います。現在そのような職員が何人おられるか、町長は理解されていると思いますが、答弁を求めます。

次に、時間外勤務についてですが、毎日どこかの課で必ず時間外勤務をしていると思います。そのために要する時間外勤務手当はもちろん、光熱費を含めますとかなりの額になるものと思います。各課にはピーク時に合わせた職員を配置していないので、その時期によって時間外勤務をせざるを得ない状態にあると思います。

年間を通じてどこかの課の事務量が増大し、長期にわたって時間外勤務を続けているのは、職員の配置の問題や職員の数に問題があると思いますが、町長に答弁を求めます。

次に、行財政改革について再質問を行います。グループ制は確かに必要に迫られての組織の見直しでもあります。職員の力をフルに発揮する、町民との協働で仕事を進めていく新しい愛荘町をつくっていく、そういううえでも非常に重要な中身だと思います。意志決定に時間がかかり過ぎるのが今までの縦割り行政の弊害であり、それに対して町長がそれぞれの職務で、できることは自分たちの判断で行うことを求めて進めていると私は思っていますが、その町長が求めている職員のあり方にも合致するものだと思います。こういう制度をグループ制・フラット化した場合に、仕事の評価は誰が評価するのかをお伺いいたします。

次に、防災対策について再質問を行います。『愛荘町防災ガイドブック』、『総合防災マップ』が、先日、全戸配布されました。総合防災マップは、洪水ハザードマップと土砂災害マップとして、大変わかりやすく、防災ガイドブックについても理解しやすい仕様であります。愛荘町内には外国人の人たちが約1,000人余りおられます。外国人の方々には愛荘町に住んでおられますが、外国人の方にも配布されたのか、お伺いいたします。同じ愛荘町内の住民ですので、そのような差別はないと思いますが、外国人向けの防災ガイドブックと洪水ハザードマップとしての作成もされておられるのか、お伺いいたします。

また、日本語の理解のできない外国人や文字の理解のできない外国人に対して、どのような防災対策をされていくのか、具体的に答弁を求めます。

次に、山川原地区ほ場整備事業について再質問を行います。山川原ほ場整備事業は、関係機関・受益者・ほ場整備事業推進委員会が一丸となって事業完遂に努力をされて、無事に工事が完成しました。今日まで大変なご苦労があったことだと思います。また今日まで、ほ場整備事業推進委員会の会議は何回と行ってこられました。会議の出席については、県職員・町長・副町長をはじめ農林商工課と事業推進委員会のもとで今日まで会議を行ってきました。私も推進委員会の会議には今日まで出席をさせていただきましたが、推進委員会の内容が受益者の方々までおっていないのが現状ではないかと思えます。

30年もかかった事業であります。この事業は、受益者全員が「本当に完成してよかった」と思うのがほ場整備事業だと思います。ひとりでも不満があれば換地処分が難しいと考えます。今日まで工事が遅れた理由についてお伺いします。

1. 工事の工期が2月7日から3月20日に延びた理由はわかりますが、最終5月15日になった理由は何が原因であるのか。難問があったと思いますが、答弁を求めます。2. ほ場整備事業区域内は町有地が点在していますが、1つにまとめて町の施設などできないものなのか、お伺いいたします。3. 現在の町有地の田んぼまでありますが、荒地地となった田んぼを今後どのように計画を考えておられるのか、お伺いいたします。

以上の項目についての答弁を求めます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、私から人事制度についての再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、職員の給与格差の問題であります。合併しまして、確かに、旧愛知川町・旧秦荘町職員の給与・本給について差があります。これは、それまでの給与制度の違いがそのまま残っているわけですが、合併して、本当はあわすのが本来のあり方ではあると思いますが、今それまはしてありません。そのままの状態です。

ただ、組合等とも話し合っているのですが、若い人の正はやはりやった方がいい、というふうにも考えておりますし、これから将来ずっと町政を担っていただく若い職員に、最初から給与格差があるというのほどうかなということ、今後、財政状況も見ながら検討していかないとはいかないかなというふうな必要性は考えています。

それから、次に、職員の職場での年齢の違いがあるのではないかとというのは、これはもう当たり前の話でして、能力に応じて上下関係ができてくるというのは、どんな職場でもこれからはいくらでも起こってくる。私も県職員を長い間やりましたが、これは当たり前のこととして、我々は受け入れてきました。若い若い課長が来ることも当然ありますし、それは今後、職員の中で理解してもらい、できれば避けた方がいいのかも知れませんが、やはり、できる若い人材を登用していくことを考えているところであります。

それから、時間外の問題、これは本田議員も言われましたけれども、ピーク時に合わせた職員配置なんてやっただけなら、これは大変なことになります。やはり、平常時に合わせて適正な配置をするのに越したことはないのですが、どうしても季節的にも繁閑の度合いはございますし、業務量の個人差も多少ほどうしても出てくる。そういった中で、大変職員にハードな仕事をいただいているところもたくさんあるわけですが、一定の時間外勤務は致し方ないというふうにも考えているところです。それでも、月100時間を超えるようなハードなところが出たりする場合は、これはやはり何としても対策を講じていかなければなりません、まずはグループ制の中で課長がその配置を考えて、職務の分掌を考えていただくなり、あるいはどうしても足りない場合は増員をしていくとか、そういうことは考えていかなければならないと思っています。

それから、仕事の評価、言われました。この問題は、国家公務員も同じように、人事院の中では勤務評価制度をどんどん導入するというのが方針になっています。今、合併後の愛知川町の中では、まだ勤務評価制度はできておりませんし、いずれはやはりつくっていった方がベターだと思いますが、現状は所属長が把握しておりますし、それぞれの職務能力をよく把握しておりますし、勤務の配置換え、あるいは昇任の時には所属長からヒアリングをしておりますので、我々は直接その職場にいなくてもその上司が判断してくれている、それを我々が聞くと、こういう体制になっています。

180人ぐらいの職場でございますから、目の行き届く範囲内ではあるのですが、しかし、若い人たちの評価についてはやはり上司から聞いているというのが現状であります。勤務評価制度は、やはりこれから勤勉手当・ボーナスにも反映していくべきだというふうにも考えていますし、これはやはり検討していく必要があるというふうにも考えています。以上です。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)防災マップ、それから防災対策で緊急の場合、外国人向けの誘導関係をどうするかという関係でございますけれども、防災マップの関係につきましては、今後、外国人向けの物を検討してまいりたいと思います。

それから、防災対策で緊急の場合、言葉が通じない等の場合でございますが、町でご勤務いただいております国際交流員等に連絡をとりまして、防災行政無線等で誘導をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)まず、1点目の「工期が最終5月15日になった理由について」でありますけれども、先ほども答弁させていただきましたように、工事施工区域内の関係受益者との間におきまして、苦情の対応、またその処理に予想以上の日を要したということから、工期延長の措置を講じさせていただいたところでございます。

2点目の「点在町有地を1ヵ所にまとめて、そして町の施設用地などに活用できないか」ということだったと思いますが、現在の農地につきましては、施行後30年近く耕作をされておりますことから、耕作者も愛着を持っておられること、また、当初計画から現地重点主義であること、また、小集落事業や地域改善事業等によりまして、あとで買収された経緯などがありますことから、点在しております町有地を1ヵ所に集約することは、現耕作者のご理解とご協力が大変必要になってきて、現段階では困難と考えておりますが、検討は必要ではないかと考えております。

次、3点目の「荒廃地となった町有地を今後どのようにするか」であったと思います。先ほど回答させていただきましたとおり、町有地の処分の方法を決定いたしまして、耕作のできる状態に整備し、処分していきたいと考えております。

すので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

○教育長(川口繁君)はじめに、学校の経営の改善を図るための評価制度についてでございますが、ご存知のように、学校評価制度というものは近年、特に多く取り入れられるようになりまして、本町においても各学校ともこれを取り入れて実施をいただいているところでありますが、現在のところは、この学校評価制度のうちの内部評価、これは教職員による学校評価、そして外部評価、保護者や住民の皆さんによる評価、実はもう一つ、もっと客観的な立場で、ある程度そうした分野に詳しい方々の客観評価という、3つの方式が今考えられているのですが、現在、本町内の各学校での実施の状況は、最後に言いました客観的な立場でしていただく委員を選定してその方々の評価を願うという点までは、まだ至っていないというのが現状でございますが、今後こういうこともやはり必要かというふうに考え、導入していかなければならないと思っています。

この結果につきましては、先ほど言いました内部・外部両評価とも、それがまとまり次第、各学校別に、例えば『学校だより』等では保護者を中心に発表してもらっているところでありますが、ホームページも先立って各学校ごとに整理をし直していただきましたので、こうした手段も活用して、広く皆さんにも実態についてご理解をいただき、皆さんのお知恵もお借りしていけるような、そういった体制は大切であろうと思っています。

なお、校長を含めまして教員の個人的な評価につきましては、ご承知のように勤務評定および、そして人事評価という制度が今ございまして、一般教員については管理職が、管理職については教育長がというような形で、それぞれの個人について、意欲を高め活動を発展・充実させていくための計画をそれぞれ書いていただきまして、その進捗の経過や結果の成果等につきまして報告を求めるとようになってはいますが、この点につきましては個別なこと、公表というものは考えられないと思っています。

2点目の不審者に対する子どもの安全対策につきましては、特にブザーを鳴らしても届かないような、そういうようなことが起こったらどうするのだという点についてでございますが、学校にしましては、できるだけ単独で帰らないように、下校時間を合わせるような工夫を極力お願いしたい。そして、1人で下校するというような道が少なくなるように、極力少なくなるようにしていきたいというようなこともお願いしているわけでございますが、これも完全に1人で下校する場所はないというふうなことまでは至っていないのは事実であります。

普段から不審な人に近づかないとか、あるいは、もしものことがあったらブザーを鳴らすや、大声で叫んで逃げましょうとかいうふうなことも繰り返し指導をしているところでございますが、いざとなった時にブザーが鳴らないとか、ブザーに手が届かないというようなことが起こっている場合は、その防犯ブザーの効果も働かないわけでございますので、時折、ブザーが本当に作動するかどうか、あるいは手近ですぐにそれが作動するように、ピンが引き抜けるかどうか等についても、実施訓練と言うのでしょうか、そういうこともやっていかなければならないのではなからぬかと考えております。

しかしながら、いずれにしてもこの防犯ブザーというのは、県下でも広く多くの学校が取り入れているひとつの対策ではございますが、これが決定的な防犯対策にはなかなか足りないのももちろんでございます。それぞれの具体的な場所につきまして、この場所についてはどういうようなことをというふうに、一つひとつやはり詰めて考えていかなければいけないと思っています。

保護者の皆さんや地域の方々、そして行政共々に知恵を出し合って、子どもたちの安全のためによりよい環境づくりを、あるいは条件整備を整えられますように、今後とも努力をしていきたいと考えております。

○議長(久保田九右衛門君)本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹。再々質問をさせていただきます。

子どもの教育のあり方と安全対策について再質問を行います。先ほど教育長が答弁いただいたことも理解できますが、子どもの安全対策について再度お伺いいたします。

学校は本来、子どもが安心して学ぶ場所であり、危険を未然に防ぐとともに、万が一の場合にも備えるなどの学校における万全な安全管理体制を講ずる必要があります。こうした認識から、学校の安全管理の徹底、下校時など学校外の安全対策・防犯訓練が必要だと考えます。頭でわかっているからとして、その場になれば行動がとれるかと言えば、それは別問題であります。いざという時、訓練という形で事前に防犯教育を受けているのといないのとは、大きな差が出ると思いますが、今日まで小・中学校ともどれだけの防犯訓練の実施をされてこられたのか、教育長に答弁を求めます。

次に、防災対策について再々質問を行います。洪水ハザードマップの検証を住民参加のもと行う必要があると思いますが、町当局の見解をお伺いしたいと思います。また、洪水ハザードマップを見ると、東部地域と秦荘地域については、浸水の深さが50cm未満のところが多いとしますので、一時避難場所や拠点避難場所にスムーズに避難がで

きると思います。

東部地域と秦荘地域には拠点避難場所がありますが、西部地域については拠点避難場所が設置されておりません。同じ愛荘町として災害が起きた場合に、西部地域の住民は拠点避難場所がないために、住民の方々は困ると思います。西部地域については、愛知川が決壊した場合に、ほとんどの集落が2mから5m未満の浸水の深さになると想定されます。このような浸水の深さを想定する中、一時避難場所まで避難が困難であり、また、拠点避難場所になっている愛知川小学校までは避難はできないと思います。西部地域に拠点避難場所の設置を強く要望するとともに、今後の具体策について答弁を求めます。

次に、行財政改革について再々質問を行います。グループ制の特色ですが、業務を連携して取り組むわけですが、個人の発想や努力が反映でき、業務に臨機応変に対応することが可能です。サービスの低下をさせることなく、組織の弊害をなくし、意志決定の迅速を目指して職員の意識改革を進めながら、フラット化およびグループ制度を十分研究の上、積極的に進めていただきたいと思います。

合併をしての経費節減は大変重要であります。職員の人員削減も今日まで実施されてこられました。経費削減については町長も理解もされていると思います。経費の件について町長にお伺いいたします。

平成18年6月定例議会の予算質疑の中で、竹中議員が新聞の購入の件で質疑をされております。住民コーナーに置いてある新聞は、役場に來られた住民さんの方々が待っている間購読するために、朝刊と夕刊を5紙取っておられます。5紙か6紙かちょっとわかりませんが、取っておられると思います。町長が就任された平成18年度・19年度も新聞を取っておられますが、なぜか2部ずつ購入されております。一部は住民コーナーに置いてありますが、残りの一部については町長が購読されていると聞きます。住民コーナーにおいてある新聞は、住民の方々が購読されるためですので、公費で支払いをするのは理解ができます。しかし、町長のための新聞代を公費で支払いするのは納得ができません。平成18年度は新聞代が公費で支払われていますが、なぜそこまでして公費で支払う必要がありますか。庁舎内の新聞を購読するならば、朝早くに登庁して購読すれば、1部でも対応ができると思います。平成18年度の新聞代を公費で支払いをした理由を町長にお聞きしますので、理解のできる答弁を求めます。

次に、町長と副町長の専用駐車場ができたと聞きます。なぜ、町長と副町長のための専用駐車場が必要なかが、私は理解できません。私が調べたところ、間違いならば許していただきたいのですが、町長は朝よく遅刻すると聞きます。そのために車を止める場所がなく、保健センターの一般住民の駐車場に止めるために苦情があったと聞きます。町長が遅刻して車を止める所がないために専用駐車場を設けたならば、いかがなものかと思いますが、町長に具体的な答弁を求めます。

また、最後の質疑ですので、私が理解のできるように答弁を求めますが、理解をできなければ再度お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)フラット化に伴います、これはおっしゃるとおり、今後とも職員も管理職も、きちんと有効に活用できるように対応していく必要があると思います。

それから、新聞代の話はですね、これは例えば県庁なんかでしたら、各課ごとに全紙取っているのですよ。

新聞報道は非常に大事なものですから、私が個人的に読んでいただけではなしに、みんながこの報道の内容を共有する、そして、私はすべて重要な情報については、関係課にすべて渡しておるところでございます。

それから、専用駐車場の話は、これは私から専用駐車場をつくれと言ったわけではございません。そういうように配慮してくれたわけですが、町内は原則として私が個人の車で動き回っていますので、出たり入ったりが常にございます。そのためにも、そのために駐車場を探しているのでは時間のロス、そういったことを考えてくれたのだと思います。

朝遅いのではないかと、時々ということはあるんですが、これは私、直接、町内の秦荘庁舎に行ったり、あるいは広域行政の会議等に行く場合は、直接行くことがよくございます。そういう点、ご理解を賜ればありがたいです。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

○総務主監(山田清孝君)ハザードマップに基づく訓練等の関係と拠点避難場所の関係でございますが、これについては今後、町が開催します防災会議等で検討を進めてまいりたいと思います。

それと、ハザードマップを見ていくと、東部地域が色塗りが非常に少なく、西部だけだというようなご意見でありましたけれども、今回のハザードマップにつきましては、愛知川の浸水想定区域を示した図面でございます。今後、宇曾川につきましては、また滋賀県の方で浸水想定区域を調査され公表されますので、それに基づいた形での宇曾川・愛知川両方のハザードマップを作成してまいりますと、また今の町の浸水想定区域が変わってこようかと思いますが、それも併せて検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

○教育長(川口繁君)学校の安全管理についてでございますが、ご指摘のように、学校における危機管理というのは非常に大切な条件だというふうに考え、各学校には危機管理体制マニュアルを学校別につくって、「こうした場合にはこういう体制でこういう順序で指導する」等のマニュアルを、それぞれつくってもらっています。

これに応じて訓練を、校内では、学期に1度ぐらいの割合で実施をいただいているものと考えています。

その内容につきまして、個々については今資料を持っておりませんので詳しくはお答えできませんが、校内の危機管理に対する体制はまだいっしょに整ってきておるのですが、校外の安全に関する訓練というのは、今のところ、例えば、不審者が出る等の危ない時に、本日は各字担当が付いて一緒に下校しようかという、そういうようなこともたまにはやっけていただいておりますが、外部のそういった危機的な状況に応じてどうするかの訓練を学校で実施しているということ、は、あまりされていないのではないかと考えています。

更生保護女性会が人形劇等を使って、そして幼稚園・保育園を訪問し、劇ふうに、「こういう場合にはこういうような対処をするのがいいのですよ」というようなことを教えに行ってくださいということ、このところ毎年していただくわけでございます。

もう少し詳しいことを報告できませんが、以上のようなことでございますので、よろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩を取ります。

休憩午前10時26分

再開午前10時30分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を始めます。町長。

○町長(村西俊雄君)この再々質問いただきました項目は、事前に通告をいただいている以外のものにかなり質問が及んでおられますので、事前通告制度というものがきちんとありまして、そういうものでしたら、こちらもしっかりした答弁が準備できるのですけれども、いきなりのご質問ということになりますから、その辺も、ぜひ今後議運で、再質問・再々質問の時に、事前通告外のものもどうしていくのか、議論をいただけたら大変ありがたいなと思います。先ほどのをもう少し補足させていただきますと、新聞は、やはりこれは非常に行政にとっても重要な内容でございますので、ぜひ公費でみんなの組織・職員が共有する必要があるというふうに考えておりますので、公費で負担させていただいているところです。以上です。

○議長(久保田九右衛門君)ここで10分休憩をとります。

休憩午前10時31分

再開午前10時45分

○議長(久保田九右衛門君)それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇河村善一君

○議長(久保田九右衛門君)5番河村善一君。

[5番河村善一君登壇]

○5番(河村善一君)5番河村善一。一般質問を行います。生活に密着した次の4点について質問、したいと考えております。

第1番目は、8号線への道路整備についてお尋ねいたします。愛荘町では計画的な道路整備が求められていますが、8号線に出る道路が早朝大変混雑しているため、改善を求めます。

長野北交差点では、中山道の石橋から8号線に通じる道で、早朝右折車があると長い渋滞となり、何度も信号を変わるのを待たざるを得ません。また、長野交差点でも同様、中山道からの道も長野からの道のどちらも右折車があると渋滞となり、何度も信号を待つことが多くあります。そのため、今後どちらの交差点とも右折車のための専用レーンの確保を求めます。

また、中宿交差点までの県道愛知川停車場線は道幅が狭く、対向車が来ると、にっちもさっちも行かず大変困っています。今後、待機場所の確保、道幅の確保など計画を求めます。このような住民の生活に直接かかる道路整備を早急をお願いしたいと思います。

第2点目は、農業施策にのれない農家および集落に対する救済策です。米政策大綱、品目的横断的経営安定対策など農業政策が大きく変わろうとしている昨今、農家および集落は大変な戸惑いを持って取り組んでいます。それゆえ手厚い指導を求めます。

しかし、それ以上に問題となるのがその施策にのれない農家および集落に対し、どのようにされていくのか、救済策はありますか。このままでは、農地の遊休地・荒地がさらに進んでしまいます。そこで、町では相談窓口を開くとともに、それらの集落に出向き、相談にのるようにしていただくことを要望したいと考えております。

第3点目は、高齢者学級の計画についてでございます。毎年、年度はじめ5月ぐらいから高齢者学級が年6回か7回で愛知川公民館等で開かれています。高齢化社会が進む現在でありながら、本年は計画がなされていないのか、発表がありません。合併により、より良い充実した内容を期待しているのに、後退しているとか考えられません。多くの住民の方より尋ねられています。早急に計画され発表されることを求めます。

第4点は、川久保地先の町有地有効利用についてでございます。一般住民の関心が高い川久保地先の町有地について、今後の利用法についてお尋ねいたします。

一昨年大きな財源をかけ購入された農地が、雑草が生い茂り有効利用が図れていません。一年目はコスモス畑として管理されましたが、4億円余りの起債、金利だけでも多額の金額がかかり、また維持管理も多額の費用がかかっています。今までも議会での質問もあったかと思われませんが、早急に有効利用が図られるよう、町の見解を求めたいと思いますし、今現在の進行状況についてご説明を求めたいと思います。

以上、4点について質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、4点目の川久保地先の町有地の有効活用につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、用地取得にかかります起債の借入れにつきましては、平成17年度におきまして4億1,840万円を10年償還で借入れをいたしております。今年度から元金の償還が発生いたしまして、今年度の償還額は約5,000万円で、次年度から最終年度の26年度まで毎年約5,600万円を償還しなければならないことになっております。また、土地の維持管理業務につきましては、昨年度約150万円を支出いたしている状況でございます。

そこで、土地の活用につきましては、総合計画や都市計画マスタープランを策定する中で、住民ニーズを的確に把握するとともに、多様な住民の皆さんのご意見を聞きながら、町民が望まれる活用を見いだしなければならないと考えております。また、ご承知のように、当該用地は、公園の事業計画や都市計画決定を変更しなければ公園以外の目的で活用することはできないことになっております。

このことは、緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画、いわゆる「緑の基本計画」を都市緑化法に基づき、緑の現状や緑に対する多様なニーズを踏まえ、将来像を展望し総合的な緑に関するマスタープランを策定しなければならないことになっております。その「緑の基本計画」の中に、公園用地分の面積を本町の町全体で別の場所で確保し、変更するというようなことになってまいります。

いずれにしても、いろいろな計画策定との調整を図りながら、できる限り早い時期に活用方法を決めていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)農林建設主監。

〔農林建設主監北川利夫君登壇〕

○農林建設主監(北川利夫君)8号線への道路整備についてでございますが、愛荘町では、それぞれの県・町道から国道8号線に出る時、特に朝夕のラッシュ時につきましては、河村議員の言われますとおり、相当混雑していてワン信号では国道に入ったり、横断したりできない状況にあります。

長野北・長野・中宿・愛知川・不飲橋および御幸橋北交差点のそれぞれの交差点において共通して言えることで、最善の解消方法は、国道8号線の2車線化、または8号バイパス建設による解消方法しかありません。

このことから、毎年数回、国交省・県などの機関へ要望活動を積極的に実施しているところでございます。先般も、国交省から中期的な計画の作成にあたっての意見の提出が求められ、愛荘町としても多くの道路建設意見を出しました。6月7日には愛荘町の意見書が国土交通省道路局のホームページに掲載されておりますので、ご覧いただけます。幸いです。

また、この6月滋賀県議会におきまして、(仮称)能登川彦根線が県道神郷彦根線として県道として路線認定されましたので、今後において財政事情もありますが、近隣市町の長年の念願であることから、愛知川架橋を含め県道神郷彦根線の建設が急速に進むと予測しています。

このことから、県道完成の暁には渋滞解消ができますので、東近江市とともに早期完成の要望を強くしていきたいと思ひます。

ご質問の各県・町道路線に右折溜まりの設置をということですが、現道が、現状でほどの路線も幅員の確保ができ

ないため、設置が不可能です。待避所も含め用地を求めるところができませんでしたら設置が可能ですか、との父差点も用地確保が難しく、以前からあった要望になかなか応えられていないようです。

今後、このような問題を解決するためには、道路ネットワーク構想を立てる上で、こういったことも十分視野入れ、計画立案をしておくことが大切だと思っております。今後におきましても、県・町ともに用地確保に努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力とご理解をお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)農林商工課長。

〔農林商工課長西沢文博君登壇〕

○農林商工課長(西沢文博君)新しい農業施策にのれない農家および集落に対します救済策に関するご質問について、お答えさせていただきます。

国におきましては、平成17年3月に策定されました食料・農業・農村基本計画に基づき、担い手に対して施策を集中する「品目横断的経営安定対策」、米の生産調整支援策を見直します「米政策改革推進対策」および農地・水などの資源や環境の保全向上を図るための「農地・水・環境向上支援対策」の3つを柱にした農政改革が、本年4月から本格的にスタートしているところでございます。

当町におきましても、水田農業の構造改革の推進と水田を利用した作物の産地づくりを協議推進していただくための「愛荘町水田農業推進協議会」を、去る4月27日に設立したところでございます。当協議会におきまして、本町の農業が持続的に成長・発展をとげ、望ましい農業構造を実現するための担い手の確保や育成方法について論議いただくとともに、各種施策の対象とならない農業者や集落の対応策につきましても検討を重ねてまいりたいと考えております。

いずれにおきましても、国の政策が全農家対象から意欲のある担い手農家対象へと大きく方向転換している大変な時期でございますので、各種施策の対象となりにくい農業者や集落に対しましては、政策転換の趣旨を正確に理解していただきまして、地域の実態に応じた集落営農を立ち上げ、その構成員として参加いただけますよう、関係機関連携して集落へ出向きまして、今後とも働きかけてまいりたいと考えております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)生涯学習課長。

〔生涯学習課長林吉次君登壇〕

○生涯学習課長(林吉次君)高齢者大学の計画についてお答えいたします。

高齢者大学は、高齢者が心身ともに健康で、生きがいと喜びに満ちた生活を送るため、また、学習活動を通して仲間づくりをしながら、知識と技能の習得を図り、もって積極的に地域社会活動へ参加されることを願って開催させていただいております。

本年度におきましては、年6回の一般講座と1回の特別講座、合計7回の講座を計画しております。6月下旬に高齢者大学の世話人会議を開催し、運営等についてお願いをしますとともに、町広報7月行事のお知らせ版に折込みで、あるいは防災無線放送・有線放送で随時お知らせをしていく計画でございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)河村君。

○5番(河村善一君)8号線への道路について、なぜそういう指摘をしたかと言うと、長野北地先ではアクトが開発されて、あの開発の時にでも一緒に道路の拡張、3車線の確保までできたのではないだろうかと思うわけです。

だから、以前からそういう計画等があれば、道路の開発が進む前であるならば、そういう計画を立てられたのではないかと思うのがゆえに、余計にそういう施策をちゃんと町が持ってやってくれば、今後10年、20年かかってでも、やはりそれを目指してやっていくということが必要ではないかということも思ったから、述べたわけです。

東近江市の非常に道路整備をされている状況を見ますと、何年かかかってでも道路整備をされてきた経過を見る時に、そういう長期的な展望を求めていると思いますし、今後そういう計画をされていくのかどうかだけご答弁求めたいと思います。

第2点目、高齢者学級のことについてですけれども、本日も町のホームページの生涯学習課の欄というのを見ましたところ、「現在、新しい事業を計画中です。まとも次第、こちらのページでお知らせします。」と、掲載されているだけで、今の経過報告についての掲載はないわけです。

だから、もっと具体的に、今年どうなのだろうかという心配を非常にされているわけですから、もっと具体的にどうい事業を考えている、今おっしゃるような部分を住民に対し知らせていただく必要があるだろうかと思うわけです。だから、今述べられた「7月行事でお知らせします。」だったら、そういうことまで、当面それがずっと続いているわけです。今現在、私が質問する前からホームページの掲載内容が変わっていない状況なので、それをやはりホームページは



みんな結構兄（いとこ）つりです。だから、そついつつなところ（？）のお知らせをさちんとし（い）にたぎたいと思は  
す。

それから、前後しましたけれども、農業施策についての部分、非常に努力いただいているだろうと思います。それで、  
やはり農協あるいは行政等の取り組み、湖東振興局の取り組みは非常に重大だろうと思うのですが、非常に  
深刻な問題であることも確かなので、それは何ゆえそういうことかと言うと、結局、のれないところの農家の意欲、集  
落の意欲がもう低減している。もう諦めの境地に陥っておられるだろうというような気持ちを受けた時に、やはり、  
農協・行政、そういうところが連携していただいて、粘り強く取り組んでいただくように、これはもう取り組んでおられる  
のだったら答弁は結構ですけれども、そのように要望して、再質問を終わりたいと思います。

○議長（久保田九右衛門君）農林建設主監。

○農林建設主監（北川利夫君）河村議員の今後についての計画があるか、長期的な計画を立てていくのかというよ  
うなご質問でございますが、愛荘町におきましても、都市計画マスタープランの作成の中におきまして、道路ネットワ  
ーク構想も含めた計画を立てていくというようなことで進めていこうと今考えておりますので、よろしくお願ひいたしま  
す。

○議長（久保田九右衛門君）農林商工課長。

○農林商工課長（西沢文博君）現在、田んぼにおきましては小麦の刈り取りの真っ最中でございますけれども、現実  
に小麦の単価に対しまして、ハンディがあると言うのか、具体的に今回の制度で差が表われてまいります。

町内にどれくらいの差が出るかということでございますけれども、現在、麦の作付けされております9割に対しまし  
て、この制度のメリットを受けるはずでございます。さらに、収量差につきましては、収量の比率にしますと約95%が  
この制度のメリットを受けるということ、現在、実績で確認できるであろうということでございます。

それにつきましては、麦の昨年10月末に蒔く時期からこの制度のメリットを十分啓発いたしまして誘導してまいりま  
したので、現在、デメリットを受けるのは最終1割から5%の農家に対してデメリットが生じるであろうということと思っ  
ております。

国におきましては大転換しております時期でございますけれども、町のレベルでは、末端におきましては、そうした  
現実を直視する視点も必要でございますので、今後とも農協・県・町ともども連携しまして、各集落へ出向いてその制  
度のメリットを理解していただくように努めてまいりたいと思っております。

○議長（久保田九右衛門君）生涯学習課長。

○生涯学習課長（林吉次君）高齢者大学の月ごとの計画でございますけれども、7月に1回、8月に2回、9月に1  
回、10月に2回、それからご参加いただきます皆さまからのご意見を参考にいたしまして、日程と内容を決めるもの  
が1回というようなことで、今現在計画をさせていただいているところでございます。

それと、あとホームページにつきましては今後検討させていただきます、できます部分につきましては、早急に実施  
させていただきたいという具合に思いますので、よろしくお願ひいたします。

◇瀧すみ江君

○議長（久保田九右衛門君）13番瀧すみ江君。

〔13番瀧すみ江君登壇〕

○13番（瀧すみ江君）13番瀧すみ江。一般質問を行います。まずはじめに、国民健康保険税滞納者に対する行政  
の対応について質問します。

愛荘町は、国民健康保険税滞納者に対して資格証明証や短期保険証を発行していない、県下で唯一の自治体で  
す。私たち日本共産党は、機会あるごとに国民の健康と命を守るために、この対応を続けるように行政に求めてき  
ました。しかし、3月議会で、「滞納される方については、資格証明証などの発行を考えていかなければならないとい  
うことで、国保の運営協議会の方でも議論をいただいているところである」という内容の答弁を行政はしています。

1点目に、国民健康保険税滞納者についての対応が、具体的にどのような方向になっているのかについて答弁をお  
願ひします。世間一般では、悪質な滞納者のことが取り上げられ、滞納者の実態が正しく理解されていない状況が  
あります。新聞報道によると、厚生労働省が発表した2006年国民生活基礎調査で、2005年の一世帯当たりの平  
均所得は、平成になってからの17年間のうちで最低だったことがわかりました。また、「生活が苦しい」と回答した世  
帯数は、調査をはじめた86年以降で最多となり、9年連続して過半数を占めていたとのこと。

このように、所得が減り生活困窮者が増えている状況の中で、国民健康保険税が今年度から増税となり、国保  
税を払いたくても払えない方々が増えていくだろうと予測されます。資格証明証が発行されれば、滞納者の方は医療  
費の10割を一旦負担しなければなりません。生活が苦しいから国保税が払えない方が10割の医療費を払えるは  
ずもなく、結局は病気になっても病院に行けず重症化してしまうことになり、命にかかわる事態にも発展してしま

ます。

3月議会での私の質疑に対して西川住民福祉主監は、「長期に滞納される方については、本人なり家族に十分聞き取りをさせていただいて、やはり払える人には払っていただき、困難と思われる方にはそれなりの配慮はしていきたい」と答弁しています。

2点目に、困難と思われる方の配慮の最良の手段として、今までと同じように、国民健康保険加入者全員に国民健康保険証を今後も発行することを求めますが、答弁をお願いします。

次に、聴覚障がい者にやさしいまちづくりについて質問します。聴覚障がい者の方は、日々の情報を得るのにご苦労されています。そのようなことから、手話通訳者の派遣、町主催の講演会などには手話通訳、防災無線に聴覚障がい者対応などの行政施策が行われています。

先日、行政から議員に『愛荘町障がい者計画および障がい福祉計画』という冊子を配っていただきました。この中の第5章障がい福祉計画、4. 地域支援事業、(イ)コミュニケーション支援事業中、最後に「手話通訳者の人材の育成に努めます」という文章があります。愛荘町内に、現在2名の手話通訳士の方がいらっしゃるかと把握しています。このようなことから、1点目として、手話通訳者人材育成を目的とした「手話奉仕員講座」や、多くの町民が手話に親しむための「手話初心者講座」の開催をしていただくことを求めますが、答弁をお願いします。

2点目として、聴覚障がい者の方が役場に来ていただいた時、簡単な会話が手話で対応できるように、町職員の研修に手話を取り入れることを求めますが、答弁をお願いします。

3点目には、昨年度に聴覚障がい者の方のお宅に、防災無線の内容をファックスで流していただく取り組みを実施していただきましたが、毎日のお知らせや行事の急な変更などもファックスで流していただけるように内容の充実を図ることを、3月議会の予算審議で求めた時、「できる限り前向きに実施を検討させていただきたい」と答弁されています。

3月時点から検討が加えられていればその内容を、変化がなければ毎日のお知らせや行事の急な変更などもファックスで流していただけるように再度求めますが、答弁をお願いします。

次に、巡回バスについて質問します。これについては3月議会でも一般質問していますが、「総合的に効率性と長期展望に立った総合計画での検討が必要であると考えている。公共交通機関の整備については、先般の総合計画の審議会においても、十分な議論が必要であるとの認識をいただいている。また、独自の検討委員会というようなものも考えていくべきではないかと考えている」との答弁をいただいています。

私たち共産党議員団は、5月、綾部市に視察に伺いました。綾部市に行く途中に気をつけて見ていると、自治体が設置するバス停がいくつかの市町で見られました。綾部市でも、市が実施主体でやっている「あやバス」があり、運行事業はタクシー会社に委託していました。市民は乗車料を払って乗車し、通学・通勤定期や70歳からの定期券もあります。

ここで興味深い取り組みをされていたのは、山間の乗車人数が少ない地域には、予約型乗合タクシーという形式を設けてあったことです。利用者は乗車時刻の1時間前には電話をして、予約されたバス停で待ち、ほかの人と乗り合いで目的地まで行くというものです。町民の交通手段を確保する手立ての1案として提案しておきます。

「総合的に効率性と長期展望に立った総合計画での検討が必要」との答弁でしたが、愛荘町は合併したまちです。合併によってまちが広くなり、不便が生じています。その手立てとしての巡回バスは早急に必要です。実施に向けての独自の検討委員会を早急に立ち上げ、愛荘町にどのような形式の巡回バスが適しているのかを、十分に調査・研究・議論をしていただくことを求めますが、答弁を求めます。

最後に、愛荘町における就学前の保育・教育のあり方について質問します。私たち共産党議員団は、先の巡回バスのところでも述べましたが、綾部市の幼保一体化施設である「中筋幼稚園」に視察に伺いました。視察に伺った理由は、町立の幼稚園と社会福祉法人の保育園が一体化して、社会福祉法人が経営する幼稚園になったので、町長が言われる認定子ども園構想とよく似たケースであったということからです。

この地域では、少子化が進んでいます。このような状況の中で、平成12年2月、綾部市保育協議会から幼稚園構想に対する要望があったので、これを受けて福祉保健部・教育委員会で子育て支援のあり方検討会を設置し、また平成14年6月には子どもの保育と教育のあり方懇話会を設立、同年12月で保育および教育の実施に関する条例が可決され、16年4月に中筋幼稚園が開設され、保育園と幼稚園の一体化に乗り出したそうです。

ここで大事なのが、少子化が進んだために幼保一体化の要望を現場である保育協議会からあげていることと、幼稚園開設に至るまで2つの検討協議機関を設け、2年半の市全体の幼保を考える十分な協議を重ねてきたことです。中筋幼稚園は、認定子ども園のモデル事業の指定を受けていましたが、認定子ども園に手をあげてはいませんでした。担当課長の方は、認定子ども園ではメリットが見出せない。行政は補助金がもらえるからよいか、幼稚園の使用

料は園独自で決定しなければならないなど、園の負担が多くなるとおっしゃっていました。

また、私たちはいぶき認定子ども園がある米原市の方にも視察に伺いました。米原市は、4つのまちが合併したので、幼稚園と保育園の状況、少子化の状況などは様々であるとのこと。米原市では、平成17年7月から平成18年3月まで、「米原市就学前のあり方についての検討会」、「米原市における保育のあり方に関する検討委員会」という2つの協議機関を設け、幼保のあり方について協議・検討してきたとのこと。いぶき認定子ども園も少子化が進んでいたために、幼保の一体化に踏み出したのだそうです。

いぶき幼稚園に保育園を一体化しましたが、保育園の園児数が年々減少したことによるものです。伊吹は、幼稚園・保育園ともに公立で、認定子ども園も公立です。認定子ども園にしなければならない理由として、給食のことがあったのだそうです。幼稚園は給食センターから搬入していますが、保育園は法律で自園調理が定められているので、幼保一体化施設の場合、3・4・5歳は幼稚園児も保育園児も一緒に保育をする中で、別の給食を食べることになるという問題がありました。

認定子ども園にすれば、給食センターから食事を搬入できることを、園の状況に合わせて活用されたということ。0・1・2歳児の給食は自園調理です。米原市も、認定子ども園については慎重で、伊吹の場合は公立だし、給食のことがあったから手をあげたが、ほかの園については必ずしも認定子ども園ということも考えていないとのことでした。

2つの視察を終えて学んだことは、全町規模での幼保のあり方を協議する機関を設けて、子育て支援の検討・協議を十分に行っていくことが必要ということでした。これについては、5月26日に町長に提出された100人委員会の提案にも同じ内容がありました。町長は、秦荘幼稚園舎の建設に合わせて、老朽化した秦川愛児園の園舎を同じ場所に建設し、認定子ども園にして、その運営は社会福祉法人に委ねるという考えを示されました。それならば、まず全町規模での幼稚園・保育園のあり方を協議する機関を設けて、子育て支援の検討・協議を十分にやり、町内の幼稚園・保育園保護者などの関係者が納得のいく答えを出した後に、秦荘幼稚園の設計を行うことを求めますが、答弁をお願いしまして、終わらせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)「就学前の保育・教育のあり方について」の審議員のご質問にお答えさせていただきます。このご質問につきましては、前回3月議会におきましても議論をいただいた認定子ども園についてのご質問と承って、答弁をさせていただきます。

要約いたしますと、秦荘幼稚園の建設と併せ、老朽化した社会福祉法人三つ和会が運営する保育所秦川愛児園を一体化した幼保連携型の認定子ども園について、それぞれ改築時期が合うならば、将来悔いを残さないためにも、今検討しておく必要があると考えて、提案をしているものであります。

その私が作成した試案をもとに、庁内および保育関係者と協議をいたしております。あわせて、今年、県に新設されました子ども青少年局ならびに国の厚生労働省と文部科学省が共同設置いたしました幼保連携推進室に出向き、意見照会などをいたしておるところであります。

まだ議会と協議させていただく段階には達しておりません。今、議論の焦点は、全国に例のない公立の幼稚園と法人立の保育所を一体化して町が建設し、運営を法人などに民営化できるかどうかであります。いろいろとわかってきましたが、認定子ども園が法制化されたといいますが、基本は文科省の幼稚園と厚生労働省の保育所のそれぞれの基本法に則っております。例えば保育所に認められている公設民営方式が幼稚園には認められず、本来、幼稚園は公設公営か民設民営しか想定いたしておりません。

また、民営化する場合は新たに幼稚園設置の許可を得る必要があります。これに相当の日時を要すること。また、公設民営方式を採用するとなると、規制緩和特区の申請という方法があります。これにも実現には法整備が必要で、相当の日時を要することになります。

このように、認定子ども園の法整備がされたと言いますが、まだまだ不十分で使い物にならないというのが私の実感であります。県内で検討されてきたある民間法人におきましても、保育料の問題等で進んでいないと聞いております。

審議員が行政に先立ちいち早く各地の調査をされ、報告いただきましたことに対しましては敬意を表するところであります。ご質問の全町規模での幼保のあり方を協議するべきのご指摘ですが、認定子ども園は、先進事例を見ましても、採用されていますのは地域の個別事情を考慮して、文字どおり個々に認定するという段階であります。愛荘町におきましても、民間保育所が幼稚園を一体化する保育所型を検討されるならともかくとして、現時点で行政が認定子ども園を全町規模で検討することは今のところ考えておりません。

いずれにいたしましても、秦荘幼稚園の建設は既定の路線でありますから、認定子ども園構想につきましていつまでも議論していることは許されず、国の幼保連携推進室におきましても、昨日も電話をしてきたところでありますけれども、昨日の段階でも特区を含めて検討中ということで、この推進室の結論を待って、できるだけ早く決めていきたいと考えておるところでございます。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

(総務主監細江新市君登壇)

○総務主監(細江新市君)それでは、巡回バスにつきましてお答えさせていただきます。

ご質問のとおり、総合計画審議会でも十分な議論が必要との認識をいただいております。総合計画では、9月頃に基本計画案を協議いただくことになっておりまして、そこで公共交通に関し一定の方向付けの委員からのご意見がいただけるというふうに思っております。

その一定の方向付けの一案として、町独自の検討委員会の設置を考えており、総合計画の基本計画と歩調を合わせていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

(住民福祉主監西村久昭君登壇)

○住民福祉主監(西村久昭君)第1点目の国民健康保険税滞納者に対する行政の対応について、お答えさせていただきます。

まず、「国民健康保険税滞納者についての対応が、具体的にどのような方向になっているのか」についてであります。加入世帯は昨年度末で3,218世帯、被保険者数は6,690人、そのうち保険税を1年以上滞納している世帯は130世帯であり、該当世帯へ督促状・催告書の発行、夜間訪問徴収や保険証更新時の納付相談を通じて、制度の理解と納付指導に努めているところでございます。

合併後、旧町ごとの不均一課税となっておりました保険税率にかかる応能・応益割の平準化と、基金の取り崩しや一般財源からの補てんにより運営している状況から、支出に見合う税率の見直しなど、国民健康保険運営協議会でご審議いただき、本年度は激変緩和措置を講じ、約10%の引き上げをお願いすることになりました。

一方、善良な納税者の意識や税の負担の公平性など、健全な事業運営を図るため、滞納世帯への被保険者資格証明や短期保険者証の交付についてご指摘いただいているところでございます。被保険者証は生命にかかわる問題であり、受診をためらい重篤な疾病や死に陥らないよう、健康の保持・増進を図る観点から、納付誓約や納付相談により交付してきた経緯から、これらの発行にあたり今年度は制度の理解と周知期間として、交付時の説明や『広報あいしょう』による啓発のほか、窓口相談・夜間訪問徴収等における納付指導に努めるとともに、特別な事情がない滞納者への予告通知など、必要な手続きを行うことといたしております。

次に、今までどおり国民健康保険加入者全員に保険証を今後も発行することについてであります。国民皆保険制度としての被保険者証は、被保険者であることを証明する身分証明書であるとともに、療養の給付を受ける際の受診券でもあり、傷病等に対する保険給付を行うため、保険税は国保の運営に欠かせない大切な財源です。

特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を1年以上滞納している世帯に対しては、国民健康保険法で被保険者証の返還および被保険者資格証明書の交付ならびに保険給付の支払いの全部または一部の一時差し止めなど、保険給付の制限が規定されております。

また、平成20年度からの後期高齢者医療制度との整合性などから、今後は該当世帯の状況把握に努めながら、本町の取扱要綱および事務取扱内規に基づき、短期被保険者証や資格証明書の発行を考えておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

(総務課長山田清孝君登壇)

○総務課長(山田清孝君)職員研修に手話を取れ入れること、および聴覚障がい者にファックスによる情報提供について、お答えさせていただきます。

職員研修に手話を取り入れることについて、研修機会を設けることはできましても、来庁者との会話が手話で対応できるようになるまで職員研修を継続することは難しいと考えておりますので、むしろ職員が自発的に手話サークル等に参加するように啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

また、聴覚障がい者に防災行政無線放送の内容をファックスすることについてでございますが、登録制という形をとらせていただいて、現在、7世帯・9名の方にファックスを実施しているところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)健康福祉課長。

〔健康福祉課長杉本幸雄君登壇〕

○健康福祉課長(杉本幸雄君)同じく、「聴覚障がい者にやさしいまちづくりについて」のご質問にお答えいたします。1点目の手話通訳者の人材育成についてであります。現在、町においては「愛荘町コミュニケーション支援事業実施要綱」に基づきまして、滋賀県立聴覚障がい者センターと委託契約を結びまして、手話通訳者の派遣事業を実施いたしております。聴覚に障がいのある方とのコミュニケーションにつきましても、手話通訳は有効な手段でございます。広く住民の皆さまに興味を持っていただく必要がございます。

手話に親しんでいただくために、7月23日から8月にかけて、「夏休みふれあい手話教室」が豊郷町にございます彦根・愛知・犬上郡地域の「彦愛犬地域障がい者生活支援センターステップアップ21」におきまして、3回シリーズとして開催されます。明日開催されます6月定例民生委員児童委員協議会におきまして、その開催案内を配付、説明させていただく予定になってございます。

なお、町社会福祉協議会へ委託して開催しております「福祉ふれあい講座」等で講師をお招きいたしまして、手話に親しんでいただくことから啓発を行い、また活発に活動されておられます手話サークルの皆さん方のご協力をいただきながら、実際に手話を学んでいただくような機会を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。再質問を行います。

国民健康保険税滞納者の方への対応についての再質問をさせていただきます。

先ほど質問でも申し上げましたように、愛荘町は本当に大事な取り組みを今までされてこられたわけで、それを続けていいただきたいということは、本当に願うところでございますけれども、ほかの市町と違う対応をしているということで、愛荘町が国・県から何か指導を受けているのかどうかについて、答弁をお願いいたします。

そして、先ほど「特別な事情がある方」、「特別な事情がない滞納者」ということで表現されておられましたけれども、これは資格証明書を発行する段階において、国が定めている規定のことを言われているのだと思います。それでしたら、その中に低所得であって保険税を払いたくても払えない方が入るのかどうかについて、答弁をお願いいたします。

次に、防災無線の内容を聴覚障がい者のお宅にファックスで流すことについてということで、答弁をいただいておりますけれども、昨年度来から交渉などさせていただいた中で、登録制ということで7世帯・9名の方に、一般のファックスを使って防災無線の内容を流されているわけですが、実際当事者の方にお聞きしますと、やはり毎日の放送の内容はそのまま聴覚障がい者の方のお宅に伝わっていないと、そのようなことお聞きしております。ですから3月議会でも質問もさせていただき、「前向きに検討したい」という答弁もいただいているわけです。

例えば毎日のように、出生された方、お亡くなりになられた方、行事、行事の変更など、いろいろな防災無線がされるわけですが、これを朝昼晩と同じ内容が流されるのを、毎回というのではなくて、1つの内容についてファックスで流していただきたいというような、同じ情報を同じ町民として聴覚障がい者の方も共有していただくことこそ、人権尊重につながるのではないかと。聴覚障がい者の方は、より一層情報が不足して、情報を欲しがっているわけです。そういう部分において、内容の改善を求めますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

あとの聴覚障がい者にやさしいまちづくりということで、手話講座のこと、そして町の職員の方の研修のことについては、今後の課題としてより発展させていただくことを要請しておきます。

次に、町内巡回バスについてですけれども、方向づけの一案として町独自の検討委員会を考案いただいているということで、3月議会の再質問の答弁と同じ答弁をいただいたわけですが、具体的にどのようにその立ち上げをされていくのか。

というのは、旧秦荘町の方から、健診場所が2つの保健センターだけになってしまって、お年寄りは大変だという声を実際にお聞きしております。そして、私の知り合いの方にも運転免許を持っておられない方、お年寄りでなくても何人もいらっしゃる、私と同じ場所に行かれる時は車と一緒に乗せていってあげたりしていますけれども、やはり乗せてもらう方は大変すまないという気持ちになっておられるのはよくわかります。本当に肌で感じるわけで、やはりそういうことでいろいろな社会参加ができなくなると。障がい者の方にしてもお年寄りの方にしてもそうです。それ以外の方でも、やはり自由にその場所に行っていていただき、参加していただく。そういう生涯学習を進めていくうえでも、やはり早く検討していただきたい。本当に必要な方がたくさんおられますので、そのことを把握していただきまして、早めに検討いただき、そしていろいろなところの視察もしていただき、研究もしていただき、行政が言われるような弊害と言いますか、そういうことをよく言われるわけですが、そうではなくて、この愛荘町に合ったバスがどんな形のものなのか、研究・協議していただきまして、視察もしていただきまして、早く見つけ出していただくことを求めますけれ

ども、行政の見解を求めますので答弁をお願いします。

最後に、「愛荘町における就学前の保育・教育のあり方について」の再質問を行います。町長の答弁をいただきましたが、やはりかなり前回の答弁とは変わっておられるなと感じたわけですが、なかなか難しさというものがわかってこられたように思います。

私が申し上げているのは、ただ認定子ども園に対する協議だけではなくて、例えば綾部市さんとか米原市さんがやられたように、就学前の子どもさんをどのように愛荘町全体で育てていくかということ、関係者の方また保護者やそういう方が集まって協議していただいて、それを時間をかけて検討していただきたいということをお願いしているのが質問の趣旨です。

その辺を、認定子ども園だけの検討ではありませんので、ただ幼稚園舎の建設の設計のこともありますので、それをどうされるかというのが先の課題と考えておられると思いますので、しかし、幼稚園舎の建設を急ぐよりも設計を急ぐよりも、このような保育園・幼稚園の関係者の方、このような全町規模の協議で、愛荘町の就学前の子どもさんをどのように育てていくか。そのようなことを検討していただきたいと考えます。

具体的には、秦荘幼稚園舎の設計にかかわることですので、これについてどのような見通しを持っているのかについて、教育長の答弁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。これで再質問を終わります。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)まず、巡回バスの関係でございますけれども、3月議会の時にもお答えさせていただきました。今もお答えをさせていただきましたように、総合計画の審議会の中で、やはり十分議論しようねということで審議会の委員の全員一致をいただいています。

先ほど申し上げましたように、9月頃になりますと基本計画の協議に入っております。その中の「公共交通の推進」というところで、いろいろな皆さん方の意見がいただけると思っておりますし、もう一つは、審議会の会長であります北村教授、やはり滋賀大学の方もいろいろな公共交通機関のシンポジウム等も開催されておりますので、そういう中でまた専門的なご意見もいただけるかなということも思っております。

そういう場で、やはり町の考え方というようなことも聞かれるのではないかなという中で、1つの案として検討委員会というもの設置ということを考えております。まだどう、内部的には詳しいところまで詰めておりませんが、いづれにしても、総合計画の審議会の意見をいただく前からスタートできるわけはございませんので、いろいろと意見をいただきながら、参考にして検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)国民健康保険の滞納にかかわってのご質問を2点いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の保険証を発行していないことによって、国・県等からの指導についての件でございますが、結論的に直接的には今のところ指導を受けておりませんが、法律で定められた発行業務でございますので、したがってそれに基づいての発行を考えておりますし、一定、収納率に応じての調整交付金等への跳ね返りは生じてくるものと思っております。

それから、2点目の低所得世帯についての保険証の発行についてでございますが、これらにつきましては、世帯の所得状況に応じて7割・5割・2割等の軽減をもって保険証等の発行をいたしておりますが、これらの方についての保険証についても、同じく1年以上の滞納がありましたら発行させていただくことになっております。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)防災行政無線の聴覚障がい者のファックスの関係でございますが、防災行政無線につきましては、毎日新しい情報を流すものではございません。一定のパターンを持って流させていただいておりますので、その都度できるだけファックスさせていただき、今後善処していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

○教育長(川口繁君)就学前の教育のあり方については、これまで園長会をはじめいろいろな角度から検討しておりますが、今のところ考えられる課題もいくつかございます。

その一つは、それぞれの就学前の幼児教育をどういふふうにかつ充実にしていくかというのはもちろんでございますが、特に最近、特別な支援を要する子どもも増えてまいりました。こうした子どもに対する指導を充実するためにはどうするか。あるいはご存じのとおり、愛知川幼稚園と秦荘幼稚園の幼児数のバランスが取れていないというのでしょうか、片方は大変大規模になってまいっておりますが、秦荘の方は人数がわりあい少ない。この問題をどういふふうにしていくか。

あるいは、保護者の皆さんが幼児を養育していくうえで、いろいろな悩みや相談ごとに十分応えていけるような、そういう体制をより充実していくにはどうすればいいか等々の問題が、秦荘幼稚園舎の改築の問題以外にもいくつかあるわけでございます。

引き続きそれぞれの課題については、どういった形の中で検討するのかいいかは、一律には言えません。それぞれの課題に応じて考えていかなければならないこともあろうかと思っています。

なお、秦荘幼稚園舎の改築につきましては、先の全員協議会でご了承いただきましたように、本年度設計、来年度建築の予定で進めていきたいと考えているところでございます。

○議長(久保田九右衛門君)瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)先ほどの国保税の滞納者の対応についての質問ですけれども、私が聞きましたのは、特別な事情がない滞納者と言われているので、特別な事情と言われるのは、低所得者で国保税を払いたくても払えないという方が入っているのかどうかということをお聞きしたのですけれども、答弁が的確でなかったと思いますので、それについて答弁をお願いします。

それにかかわってですけれども、資格証明書を来年度から発行の方向というような答弁をいただいているのですけれども、資格証明書を発行するという根拠は、制裁措置を加えて税の滞納を改善するということにあるように思われます。私はそのように判断しているわけですが、

それならば今の指導として、低所得者で払いたくても払えないという方でしたら、国保税の納付書を見て、これでは払えないと言ってあきらめてしまわれる場合もあると思います。そうではなくて、そういう方に資格証明書を発行と考えるのではなくて、少しでも納めていただく努力、今もされているとは思いますが、たとえ1,000円でも2,000円でもその方の状況に応じて納めていただく努力、そのような指導をしていただくということが、滞納を減少させていくことにつながるのではないかと考えております。

制裁で資格証明書というのではなく、その方に応じた納付をしていただく努力を求めたいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)再度お答え申し上げたいと思います。

まず、低所得者の方が「特別な事情」に入っているかというふうなことでご質問でございますが、一定「特別な事情」の方については取扱い内規等でいくつかの項目があがっておりまして、基本的に保険税をお願いするのは、被保険者でございます世帯主とその家族に課税をさせていただいているものでございまして、その中の被保険者が低所得であったとしても、世帯全体の中で判断をさせていただこうと思っております。

したがって、「特別な事情」の中での範ちゅうで考えさせていただく部分が生じてこようと思っております。

それから、2点目の資格証明書を発行することについての一定の保険給付にかかります規制と言いますか、その措置についての考え方でございますが、従来からこれらについても窓口でも納付相談・納付指導を通じて、保険制度への理解等をお願いをさせていただいているわけでございます。

先ほども申し上げておりますように、一定の滞納の額に応じて取納率に影響してまいりますので、調整交付金等にもこの部分が影響してまいります関係から、法律に基づいて資格証明書の発行をさせていただきながら、保険給付の一部の給付の制限等をさせていただこうと思っております。

ただ、いきなりそれをしてまいりますと、今まで一定生命に関わる問題ということで、これらについての理解を促進させてもらっておりましたが、今年度についてはそういうようなものについての周知を十分させていただいて、いきなり資格証明ということにもなりかねませんので、短期被保険者証の発行も考えながら、これらについては対応していきたいと思っております。よろしくお申し上げたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午前11時53分

再開午後1時30分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を始めます。

◇辰己保君

○議長(久保田九右衛門君)1番辰己保君。

[1番辰己保君登壇]

○1番(辰己保君)1番辰己保。一般質問を行います。まず最初に、湖東三山インターチェンジについて質問を行います。

(仮称)湖東三山インターチェンジは、アーチェリー場を核としたブリッジ方式の採用で、設置に向けて進めようとしてきています。そこで、そのブリッジ方式を採用した場合の工事費の積算総額、今日までは20億円と聞いているのですが、そうした積算総額とあわせてどのような事業になるのかを明らかにすることを求めます。

次に、昨年度一般質問した時には、八日市インターおよび彦根インターの利用状況から勘案して、利用台数1,700台を示されています。しかしその後、1,200台と修正されています。再度、(仮称)湖東三山インターチェンジの利用台数をどれだけ見込んでいるのか。そしてその内訳について、自家用車、運送車、観光バスなどの大型車、それぞれの利用台数の見込み数を明らかにするよう求めます。

次に、事業費について、名神高速道路本線までのすべての工事において、県をよきとする地元負担との認識でよいのかどうか。先の議員全員協議会の席上、用地は地元で確保しなければならないが、ブリッジは県事業となるとの説明を受けています。県事業は地元負担が伴うと思いますから、愛荘町の地元負担はどれだけなのか。どのように積算をしているのか、答弁を求めておきます。

次に、生活道路の整備について質問を行います。

愛荘町は、町民の皆さんが愛知川庁舎、そして秦荘庁舎にスムーズに行き来するには、他市町の道路を活用しなければならないのが実情です。愛荘町の地形上やむを得ないところではありますが、だからと言って合併した新町の生活道路の充実・整備が遅れていりはずがありません。

特に両庁舎へ出向くにおいて歩道が整備されていないことであります。インターチェンジに力を入れている現執行体制、執行部、そうしたインターを設置する財源があるのなら、今必要な生活道路の整備ができるはずで。しかも、その整備延長はかなりできると推察します。どのような見識を持っているのか、答弁を求めておきます。

次に、サービス室をはじめとして町民さんへの対応、この充実について質問を行います。

町民の皆さんが行政事務における問い合わせ等の対応に大きな不満を持たれていることは、ご承知いただいていると思います。町民の皆さんの問い合わせおよび照会、こうしたことに対して出向いた庁舎、愛知川庁舎・秦荘庁舎それぞれその場で処理できる事案も多々あるはずで。しかし現実には、秦荘庁舎に出向き、愛知川庁舎に対応しなければならない事案については愛知川庁舎に出向く、行っていただかなければならない。愛知川庁舎に来たけれども、秦荘庁舎に行かなければいけない。こうしたことで振り回されている町民さんの実態があるわけでは。

ですから、そうした各庁舎で処理ができるシステムを確立すべきと考えます。そのためにも、各庁舎の1階・2階にテレビ電話の設置を提案いたします。これについても答弁を求めます。

山川原のほ場整備問題にかかわって質問を行います。

山川原のほ場整備事業は、地権者のご理解のもと完了に向けて動き出しました。一日も早く本換地ができることを切望する次第です。昨年度途中から実施された事業は、耕土に適さない土砂が混在し、そのために土の入れ替え等の追加補正が予算化されました。補正予算の説明時、当時の担当主監に私は、原因者責任が原則だと声明しました。

当該地では、倒産した企業以外にも耕土に適さない土砂が投棄されていると聞き及んでいます。そこでその処理はどのようにされたのか、答弁を求めます。

そして、この事業にかかわって小屋の移設や造成工事、またその区域外にある資材置場に土留め工事、このようなことに対して地権者全員にどのように説明されたのか、答弁を求めておきます。

今全国的に規律問題として、不当要求に屈しない訓示と教育が行われています。私は、今日までの町行政の対応が同和行政を歪めただけでなく、町民の理解をも歪めてきたと考えています。それを証明したのは、NHKテレビで放映された同和行政の番組でした。

その番組では、大阪市の解同支部長、小西さんという方が「行政との関係は癒着」と言い、行政の姿勢を「何でも言うことを聞いてくれた」と、言いなり行政を肯定していました。旧愛知川町は、歴史を追えば大阪市と酷似していると私は思っています。だからこそ、愛荘町になって、その癒着と言いなり行政を断ち切らなければ、新しいまちづくりへと前進しません。

長年の懸案事業に乗じて、不適切だと思われる要求を突きつける一部の町民さんを、厳しく批判したいと思います。同時にその要求をただ受け入れる行政の姿勢に対しても、糾弾をしておきます。

私は、特定の町民との癒着と言いなり行政は、まじめに生活している町民への背信行為であると考えます。新生愛荘町として、今後どのように取り組まれるのか、答弁を求めておきます。

次に、ふれ愛スポーツ公園のナイター使用料の軽減を求めることについて質問を行います。

ふれ愛スポーツ公園の野球場を利用している町民さんから、照明料と付帯設備使用料を合わせると2万円以上にもなり、野球場を使用する際には、できるだけ限り照明を使わないように、こうした活用を考えたりして、その組織の運営



を行っている、こうした悲痛な声が寄せられています。

私は、体育施設条例の一部改正の議案に対し、町民の利用の時は減額するように求めていました。またその答弁では「検討する」と言っていました。まさに町民さんの悲鳴は、私が指摘していたことを裏付けるものとなっています。その声は、町民生活の実態と、それを起因としての組織運営の難しさからきていることです。

行政は、町民のささやかな余暇の過ごし方を支援すること、町民の福利厚生に寄与することが本来の任務です。住民の福祉の増進を図る地方自治法の本質からも、照明料等の負担を軽減することを求めます。

競売入札妨害事件に関わって質問を行います。昨年発覚した競売入札妨害と贈収賄事件の判決が、判決言い渡し後、数週間と言いますか一定の期間をもって確定します。いま確定したと言っても過言ではありません。この裁判により、町に多大な損害をあたえたことが明るみに出た以上、事件に関わる事業すべてにおいて、適正価格を算出し、損害賠償を求めべきと考えますが、答弁を求めます。

また、競売入札妨害罪として問われたのは、2005年6月24日に執行された指名競争入札です。入札結果調書によると、当日執行された指名業者5社への入札事業は5件です。妨害罪に問われた3社が、事前に入札事業各1件の設計価格を知り得たとしても、入札を辞退しない限り、指名5社それぞれ1件落札していくことは不可解です。入札調書からも、談合の疑念を持ちます。公正取引委員会に旧町の入札調書を申告し、適正な指導を受けるべきではないかと考えます。行政の見解を求めます。以上、一般質問とします。

○議長(久保田九右衛門君)副町長。

(副町長宇野一雄君登壇)

○副町長(宇野一雄君)それでは、「山川原のほ場整備に関わって」のご質問のうち、特定の町民との癒着と言いなり行政を、新生愛荘町として今後どのように取り組むのかのご質問にお答えします。

まず、不当要求等についてでございますが、一般論といたしまして、暴力または脅迫・威圧的な言動など、社会的相当性を逸脱する手段により要望等をする行為や、職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為、また、正当な理由なく特定のものに対して著しく有利または不利な取扱いをさせる行為を言うものであると認識いたしております。

具体的には、機関誌や図書等の購入、物品の納入等の購入を強要する行為、あるいは工事計画の変更、工事の中止、下請けの参入、法外な補償等を不当に要求する行為、また、正当な理由もなく面会を強要する行為。乱暴な言動により職員に身の安全の不安を抱かせる行為等々がございます。

このような不当要求と思われる事案が本町に発生した場合には、関係法令や「愛荘町不当要求等対策要綱」に基づきまして、その事案が不当要求に該当するのかわからないのかを十分に見極め、対処しているところでございまして、現時点においてそのような事案は発生していないと思っております。

なお、山川原ほ場整備事業につきましては、山川原地区はもとより川原地区、彦根市の野良田地区を受益面積に含め、昭和52年12月に同和対策基金整備事業の認可を受け進めてまいったところでございます。

受益者が多数であったこともございまして、全受益者の同意を得ることができなかったことから、同意を得られた事業区域から施工してきた経緯がございまして、受益地の面的整備の完了に約30年を要したところでございます。事業の推進過程におきまして、受益者の一部の方から個人的要望等が出てまいったことも事実でございますが、その都度、山川原ほ場整備事業推進委員会の意見を聞きながら対応してきておりまして、議員ご指摘の癒着や言いなり行政との認識は持っておりません。

今後、山川原ほ場整備事業につきましては、受益地内の補完工事、換地処分業務へと進めていくこととなりますが、その過程におきまして個人的な要望等が出てまいりました際には、過去の経緯をも踏まえながら、行うことの妥当性について十分検討し、山川原地区ほ場整備事業推進委員会の意見も聞きながら対応していくことといたしております。

今後とも、不当要求等の対応につきましては、町行政全般に通ずることではございますが、行政の透明性の向上、公正な職務執行の確保を図る上におきましても、個人的な要望等で不当要求等と思われる事案が発生しました際には、関係法令や愛荘町不当要求等対策要綱に基づき、不当な要求等には断固として拒否する基本姿勢で対処してまいる所存でございます。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

(総務主監細江新市君登壇)

○総務主監(細江新市君)それでは、まず町民対応の充実についてであります。

住民サービスの一環として、両庁舎にテレビ電話の設置についてのご提案がありますが、住民へのサービス低下にならないよう、サービス室を設置することといたしました。これがベストであるという認識ではありませんが、両庁舎の

市外局番が異なることから、IP電話を合併時から導入いたし、両庁舎間の電話は内線電話ができ、行政事務に対する照会など迅速に対応し、できる限り出向かれた庁舎で対応できるよう引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

もう1つ、競売入札妨害事件にかかわっての質問でございます。

競売入札妨害事件にかかわって損害賠償を求める件につきましては、去る6月4日に最後となる競売入札妨害事件および収賄事件の刑事事件について、大津地方裁判所から判決が言い渡され、すべて判決が出されました。

その後、2週間の控訴期間があります。今後町顧問弁護士と協議をいたし、司直が明確にした件について損害の賠償額を求め、請求を進める考えでありますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、平成17年6月24日執行の下水道工事の入札であります。当日は5件の工事の入札が執行され、そのうちの3件が競売入札妨害罪、または贈賄罪として立証され、過日大津地方裁判所において判決が下されたところであります。

公正取引委員会に申告し、同委員会の審査・調査を受けるべきとのことですが、独占禁止法第45条の規定に基づき、公正取引委員会の調査について必要な手続きを行うこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)政策調整室長。

(政策調整室長宇野太佳司君登壇)

○政策調整室長(宇野太佳司君)(仮称)湖東三山インターチェンジにつきまして、工事費の積算総額の事業内訳につきまして、お答えいたします。

ご質問にかかります(仮称)湖東三山インターチェンジの建設につきましては、(仮称)湖東三山インターチェンジ建設促進期成同盟会におきまして、秦荘パーキング付近にETC専用スマートインターチェンジを設置することで決定されまして、これを受けましてインターチェンジ設置検討会および幹事会等でこれまでに調査・検討いただいたものでございます。

現在のパーキングエリアからのスマートインターチェンジを基本として検討の結果、当初計画では、上り線側・下り線側ともに道路線形や勾配は満足する計画であるとして検討されましたが、特に金剛輪寺の観光時期、特別展等における県道や国道の渋滞によりまして交通に影響をおよぼすとの理由で、直結型としたインターチェンジで検討されました。

これにつきましては、道路法線の問題、橋梁設置の問題、付加車線の設置等課題が山積することが判明いたしまして、また積算されている工事費等も大きくなることから、結果的にはブリッジ案で検討を進めていくことになりました。国および中日本高速道路株式会社へ協議をされているところでありまして、事業にかかります総額の内容は、工事費、用地費、補償費、その他料金所等が関係してきますが、事業内容ごとの明確な金額は出ておりません。本年度、県で詳細測量設計の調査をされておりまして、国および中日本高速道路株式会社と協議を進め、少しでも安価にできるよう検討していただいているところでございます。

したがって、事業の総額に占めるその内容にかかる金額につきましては、その時点になるものと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、インターチェンジの利用台数をどれだけ見込んでいるのか、またその利用台数の内訳についてであります。現在、このETC専用のスマートインターチェンジの交通量予測は、24時間開放する条件で検討しており、利用は1日、1,200台を予測しております。

この予測につきましてはインターチェンジ設置検討会で調査・検討したものでありまして、ベースとなる交通量は平成11年度道路交通センサスをもとにし、予測された交通量に対しまして、スマートインターチェンジであるため、ETC利用率を乗じて交通量を算出しております。ETCの利用率につきましては、平成18年5月2日の国土交通省発表のデータによりまして60%を採用したものでございます。

また、質問の内訳についてでありますけれども、名神高速道路また国道307号の1日の交通量、特にインターチェンジ周辺地域の活性化、振興にかかわりますバス、運送車であります大型混入車もその基礎的なものとして算出をされておりますが、全体をトータルした数値を利用台数として算出しているものでございまして、車両別の内訳としての数値は出ておりません。

次に、事業にかかります地元負担金についてでありますけれども、このインターチェンジ建設につきましては、昨年7月にスマートインターチェンジとして制度実施要項が出されまして、整備を進めることになったものでございます。地方公共団体が事業主体として実施していくということになりまして、県に事業主体として進めていただくべくお願いをしているところでございます。現在、負担金が具体的にどれだけあるといったことはまだ決定されておりません。

しかし、このインターチェンジ建設事業につきましては、旧秦荘町から長年請願してまいりましたものであり、町として

応分の負担は必要であると考えております。

いずれにいたしましても、現在進めていただいております詳細測量設計、また積算等が明らかになれば、今後このことにつきましても県当局、また関係機関と協議していかねければならぬと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 農林建設主監。

〔農林建設主監北川利夫君登壇〕

○農林建設主監(北川利夫君)生活道路の整備についてということでお答えさせていただきます。

愛荘町愛知川庁舎および秦荘庁舎へとスムーズに行き来するには、豊郷町や東近江市の一部を通らなければならぬのは、辰己議員の言われるとおり地形上仕方がないことだと思っております。

仮に愛知川庁舎から秦荘庁舎へ行くには、町道東部開発線を豊郷町吉田まで行き、地先を右折し、町道名神国8線を上る路線を通られるのが一番多く、ほかにもルートはあるものの一番走りやすいのではないかと思います。

また、畑田・平居などの住民が秦荘庁舎へ行くには、東近江市を通り、県道彦根八日市甲西線を北上することにもなります。

しかしながら、両道路とも歩道整備がなされていないのが現状でございます。川久保地先の宇曾川橋までは歩道がありますが、その先は主体は農道であるため、歩道はありません。また、県道も菩提寺地先から沖地先まで歩道がありません。しかし、沖の交差点改良も地権者の協力を得ておりますので、近々工事着手をしていただけるものと思いますので、その先線の歩道整備も県に要望をしていきたいと考えております。

次に、道路整備の投資には、私は二通りあると考えております。1つ目は身近な投資で、まさに周辺の日常生活道路の整備でございます。2つ目は将来的な投資で、インターチェンジの設置や8号線バイパス工事等が該当すると思っております。

インターチェンジの建設は、当県域住民の利便性の向上と地域生活の充実、地域の活性化に寄与することを目的とされています。この車社会の中です。生活道路の一環として位置付けできると思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

インターチェンジが建設されたなら、交通量が増加することが予想されますので、県や関係町と協議しながら、早期にアクセス道路として整備を図りたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

今後におきましても、優先度の高い順に生活道路の整備を行う予定です。道路整備にあたっては、事業の効率性を高める一方で、都市基盤整備の形成としての視点だけでなく、周辺の景観や環境への十分な配慮を行うとともに、防災対策や危機管理体制も充実させ、経済の活性化、町民生活の一層の向上を目指して取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。答弁いたします。

○議長(久保田九右衛門君) 農林商工課長。

〔農林商工課長西沢文博君登壇〕

○農林商工課長(西沢文博君)山川原地区ほ場整備事業にかかる前段のご質問でございますが、まず、基盤土として適さないことが判明した土や、今回の工事範囲内で流用ができなかった土の処分についてでございますけれども、最終処分地へ搬出のうえ適正処分をしたところでございます。

また、造成工事などについてでございますが、長年飼育されておりましたハト小屋でもありましたし、また造成工事につきましても、基盤土を入れ替えようとしてストックしておりました県から貰い受けました土砂が残っておりますので、隣接する非農用地設定されている土地に敷きならしたところでございます。

今回の工事執行におきましても、本年の水稲の植え付けに間に合わない事態も想定されましたし、さらに新たな耕作補償の発生や、何よりも事業完了に向けた地元の気運が大きく後退することが危惧されましたので、地元ほ場整備事業推進委員会と協議しながら執行してきたところでございます。

なお、本田議員さんの答弁でも申し上げましたように、地元ほ場整備事業推進委員会への説明や受益者へのご理解・ご意見を求めながら、ようやく工事完了できたものでございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。答弁いたします。

○議長(久保田九右衛門君) 教育次長。

〔教育次長西沢和一郎君登壇〕

○教育次長(西沢和一郎君)ふれ愛スポーツ公園のナイター使用料の軽減を求めることについて、お答えを申し上げます。

ふれ愛スポーツ公園の野球場の使用料につきましては、平成19年3月議会におきまして可決いただきましたとおり、使用料は1時間当たり5,000円。ただし、町民または町内事業所に勤務される人は無料となっております。照明につきましては、全照明の場合、30分当たり5,000円となっております。

ナイター整備のできました施設の利用促進と定着化を進めすために、体育の振興と健康の増進をさらに図りますために、愛荘町体育施設条例第12条の規定を適用し、次のとおり利用に対しましては照明料の減免を行うことになりました。

まず1つ目でございますけれども、町スポーツ少年団につきましては、週1回を限度に免除することになりました。

次に、自治会が主催して利用する場合、それから町軟式野球連盟が主催する公式試合に対しては、平成19年度に限り50%減額することになりました。

なお、町ならびに町体育協会の主催事業につきましては無料にしていますので、多くの皆さんがご参加いただけるようお願いしているところでございます。

今後におきましても、一般の利用につきましては、利用者の方に応分のご負担をお願いしながら、体育の振興と健康の増進を図ってまいりますので、ご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)辰己保君。

○1番(辰己保君)まず、(仮称)湖東三山インターチェンジについて、ブリッジ案を進めていくと、まず設置に向けて動くということですが、結果として1,200台も利用台数を提示しているのも根拠がないと。単なるデータをもとにあって、本当にどうであるのかは疑問であるということだけははっきりとおきます。

金額の地元負担についても、当然積算ができていなければ出ません。しかし、一定の概算的なものは出ます。そうしたのも示さないで、ただインターチェンジ設置先にありきという流れが、より明確になったということだけを言っておきます。

では、ETCの車載器の町民への普及目標はどの程度を思っているのか。それだけは答弁をいただいております。次に、生活道路については、総合計画でより充実されていくだろうと思います。愛荘町の場合、地形が非常にそうした庁舎間をつなぐことすらも難しさが出てきます。しかし、総合計画立案に向けて、快適な道路網、当然今、主監が言われたように身近な投資、将来的投資、そのこと自体は否定しません。が、町内の整備が後回しにされていくような状況なら、それは問題があると。それは将来投資という言葉を使った、美名を使った町民への欺きだと、背信だというふうには言っておきます。

町民対応の充実については、現行のままでいくという答弁です。しかし実際問題、皆さんが窓口に行った経験があるかないか。実際問題、書類を持って行ったものを見せれば解決する、そうした事案もあるわけです。皆さんは受けている側です。町民さんの説明は、言葉ではなかなか伝わり難い。だから書類を持って行く。その時にテレビ電話があればこういうものなのだということで納得がしやすいのです。納得ができないから、秦荘庁舎に行ってください、愛知川庁舎に行ってくださいと、振られてしまう。その場で解決する問題が多いのだということを言っているのです。本庁舎形式をとっているのなら、そのぐらいしても当然だということ。あえて現行のままでいくのであれば、町民サービスは後退しているということをあえて言っておきます。

私はテレビ電話をつける、最低、サービス室につけるぐらいはわからないということをお願いしたい。ですから、再度、本当に町民さんのそうした照会をしたら済む問題、職員さんの説明が理解しにくい行政用語の含まれる中では、町民さんは理解しにくいのです。ですから、そうした問題で視覚に促しての処理をしていく。このことは別に難しい問題ではないわけです。ですから、これは前向きに考えていただきたいと思います。要するに、両庁舎形式を維持するとするのなら、その点について再度答弁をいただいております。

次に、山川原のほ場整備についてですが、では、委員会で了解を得ている。当然、私自身も長い間の懸案事項でした。ですから、本当に前進したことに対して喜んでまいりました。しかし実際は、その問題が地元の委員会にすりかえられているのではないかと。本当にこれ自体が、不当要求という言葉が適さないまでも、非農用地の扱いで土が余ったから入れたと。その程度の、本当にそうなのかどうか。あそこまで土盛りをしているのに、県からの日野川の土だけであれだけ土盛りができるのかどうか。それはやはり違うのではないかと。非農用地扱いなら、あくまで農地の扱いですよ。それをあと土盛りしようかしまいかは、それは個人の問題です。

小屋についても、じゃ今古い小屋が1つ建っています。課長は知っているか、見たかどうか知らないけれども。じゃあ、古い小屋はどこから持ってきたものか。新しい小屋は作っているわ、古い小屋もあるわ、いったいこれはどういうことなのだと。ということです。

もう1つ答弁ができていなかったのは、区域外の隣接道路をはさんだ所の資材置場に土留め工事がしている。これも受け入れなければならない問題なのかどうか。当然、事業を完了しなければならないし、止めてはならない。しかしだからと言って、行政の姿勢が揺るがしているのかどうか。ここが問われる問題だと思うのです。

しかし、地元の方々が本当にこうしたことに対して理解を示されたうえで流れているのなら、私は後刻と言うか後日、

こうした問題がまたそろ大きな問題に波及しなければ、何ら問題提起をする必要はないというふうに私は考えます。でもあまりにもし過ぎではないかということだけは、指摘をしておかなければならないだろうというふうに思います。この3点について、再度行政の見識・見解を求めておきます。

そして、最後に競売入札についてですが、関係者から100万円、また600万円が町に渡すということで受理をされました。再度この点について、その受理をした根拠。何を根拠にしてこれを受理したのかということになると思います。当然、その定義がなければ受け取れないはずですので、そこはどういう定義で受け取られたのかを答弁をいただきます。

なお、公正取引委員会ならびに損害賠償については、それに伴って行動をしていくということですので、それを見守っていきたいというふうに申し添えて再質問とします。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)町民対応の充実の件でございますけれども、サービス室を設置いたしましたけれども、なかなか有効に活用ができてないところもあるかなというふうな認識もいたしております。

常に住民の立場に立った職員の住民サービスの対応というものに心がけて、現状の体制の中で努力をしていきたいなど、また職員の意識改革を図ってきたいなどというようなことを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、競売入札妨害事件にかかわっての一部弁済金の受領の件でございますけれども、これはこの前も全員協議会で申し上げましたように、損害賠償の請求をさせていただく前提として受領させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(久保田九右衛門君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)ETCの設置をどのぐらい普及を目標としているかという質問でございますけれども、現在、国の方の調査している率につきましては、全国平均で60.2%、本県で60.5%との設置率であります。本町につきましては、総数の台数が見られておりませんので、率は出ませんけれども、今日まで補助をしてきまして設置されましたのが530台余りでございます。それ以外に個人的に付けられておられる方もありますし、当然ETCがより以上に普及していきますと、より以上に設置されるというふうに考えておりますので、この普及率も全国平均もより以上に伸びてくるものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)山川原ほ場整備工事に関する再質問でございますけれども、不当に近い要求があったのでは、ということでございます。非農用地に敷きならした土ということでございますけれども、その場所におきましては、県残土をそこへ置いた場所でございます。順次、工事必要箇所に使っていきますと、その置き場に残った土を最終的に敷きならしたということでございます。

それから、区域外の土留め工事ということでございますけれども、今回の工事範囲の道をはさんでの場所でございまして、ほ場整備事業区域内の範囲の中でございまして、排水路の土が落ちますので、その土留めということで今回対応したものでございます。以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)辰己保君。

○1番(辰己保君)ほ場整備区域内という言葉も、当然それは適切なのですが、あえてそういう言葉を使ってそうした事業をやれば拡大解釈をやってしまうという恐れがある。今のほ場整備区域内という言葉は、山川原ほ場整備区域内という言葉の代償だと、代弁だというふうに、呼称を変えているだけだと思うので、今の3の1号用地という区域を指していないと思います。

ですから、非常にそこは、私は関係者が「じゃあ私も」ということを言われれば、区域内ですから、区域内の工事になりますよ。そういうふうになってしまうから、しっかりと対応してくれないと困るのだということを言っているのです。

私はあえて、不当要求という言葉は不適切かもわからない。しかし、適さないそうした要求、本当にそれに見合うのかどうか、そこはやはり行政の側がしっかりと襟をもって正して、それについてはまた後日、一定の事業の中で、一般事業の中でどうしていくのかとかということのかかわりが出てくるだろうと思うのです。

だから今の答弁でいけば、じゃあ区域の人はずべて要求ができるということになってしまいますよ。そういうふうな答弁になってしまった。ですから、修正をされるのかどうかは、だから、副町長は不当要求の理論の基本としてのところは言われた。しかし、私が言っているのは、テレビ放映で言っている癒着や言いなり行政からどう断ち切っていくのかということをお問うているわけですから、そこを断ち切らないといけません。

でも、確かに長い懸案事項であることは私も重々わかっていますから、どのように町民さん、要するに関係者と合意のもとで、これを完了していくのかということが大事です。でもしかし、あのような答弁をされると、結果として残ってき

ますよということを、注意を喚起しているのです。警鐘をしているのです。まず、そのことだけは言うておかなければならぬだろうと思います。

損害賠償の競売入札妨害の件に関わってですが、ただ事件に関わった方々は、当然、損害賠償の対象になるでしょう。しかしあの入札調書、6月24日の調書を見れば、情報を知り得た人間が、本来ならその落札するためには金額はガバッと落とすはずですが、ガバッとという言葉の言い方は問題ですが、一定予定価格、もしくは設計価格の分切り率という分切り率があって、それよりもそれなりの落とすというのが、普通なら自分が仕事がましかればそうするでしょう、妨害としての行為は。

しかし、その5件を見てみれば何ら数十万、違わない。大きく見ても数十万しか違わない。それはやはりそのことに対して、5件すべてについてやはり見直す必要があるのではないかということ、私はあえて言うておきたい。

それで、総務主監にお尋ねしますけれども、公正取引委員会等のそうした法に基づいた行為をされる場合に、他の2件については、それは対象外という認識でいいのかどうかだけを答弁いただいております。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)今の質問でございますけれども、公正取引委員会の方に申し上げるのは、先ほど申し上げましたように、独占禁止法の関係でそういう手続きをさせていただくというようなことで、既に概要的には私の方から説明を公正取引委員会の方に話はさせていただいております。

しかし、判決が終わった時点というようなところもございますし、町が知り得ている情報というものは限りがございますし、ある程度やはり報道機関が出している程度ぐらいの報告事項ぐらいしか把握がしていないというのが現状でございます。

そういうところについては、公正取引委員会も申し上げておりましたけれども、裁判の状況等の書類等も取り寄せというような話もございました。それは一定のルールに従って、やはりこちらも公正取引委員会と連携を密にさせていただきながら、それなりに法に従った手続きを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(久保田九右衛門君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)山川原のほ場整備に関連いたしまして、今、道から北側の土留め部分の工事の部分と思うのですが、あの部分につきましては、我々広い面での事業区域という認識をしております、実は受益者会議の席上でそれが出まして、皆さんの了解のもとであればやったということで理解しておりますので、我々だけがそれだけをとってやったというものではございません。

受益者会議だったか、ほ場整備事業推進委員会だったか、確か8月ぐらいだったと思うのです、昨年度。その場で出されまして、皆さんの知っておられる中であの工事を決定したというように理解いたしておりますので、我々は事業区域内というように思っております。以上です。

◇宇野義美君

○議長(久保田九右衛門君)15番宇野義美君。

[15番宇野義美君登壇]

○15番(宇野義美君)15番宇野義美。まず、大きくは2点についてご質問をいたします。

まず第1番目に、愛荘町の防災体制についてお尋ねいたします。この件は、滋賀県の総合防災計画の中で、平成15年から平成24年度までの防災プランが立てられました。その中で市の町村の役割として、市町村は住民に最も身近な地方公共団体であり、区域内の住民の生命・身体および財産を守り、安全を確保する第一義的責任を有するものと、こういうふうな位置づけをされております。

具体的に言いますと、防災のための知識の普及、意識の啓発、必要な情報の提供と周知、あるいは住民の自主防災組織の育成・指導、それから避難地・避難路などの防災施設の整備、次に、自らの所有する施設の耐震化の整備、そして、あと食料・生活必需品の公的備蓄、こういうようなものが特に細かくあげられておるわけですが、特に第一次防災圏である自治会・町内会等で担う自主的な防災活動を支援し、自主防災組織の育成と活性化に努めることは、地域防災力の向上のため、市町村の大切な役割である、こういうことで既にご存じのとおりでございます。

この中で、先月、当町におきまして、防災ガイドと防災マップを各戸に配布し、意識の啓発と情報の提供をされたことは大変に意義深いものがあります。また、避難所の耐震検査も実施するということになっておりますが、現在のこの耐震検査における進捗状況はどのように進められているのか、まずお尋ねいたします。

また、検査結果において改修を要する施設に対しては、どのような計画で支援策をどのように打たれるのか。これは県との調整の中でわかってくる範囲でお答えをいただければいいかというふうに思いますが、町としての基本的な考

え方はどういふふうにお持ちなのか。その辺をお尋ねいたします。

次に、各自治会に対して、自主防災組織の育成と活性化について、第一義的重要課題と位置づけているということから、現在、自主防災組織は当町において、先ほどご答弁もありましたように、14集落という報告を受けておりますが、今後の推進策と、それからその組織の活性化策をどのように進めようとおされておられるのかという基本的なお考えをお尋ねいたします。

3番目には、町内の急傾斜地・傾斜危険地区として、当町におきましては山側の岩倉、あるいは松尾寺、あるいは斧磨等が記されております。現在の状況はどの程度であるのか。また、今後の整備・点検・保守等、どのような計画で組まれていくのか。この件についても、県あるいは国との調整事業でもありますが、町としてどのような計画を要望し、どのように立てられておられるのか、お尋ねをいたします。まず、防災対策について、基本的事項3点についてご答弁を求めます。

続きまして、農業関係でございますが、農業の担い手育成についてお尋ねいたします。担い手として、特定農業団体あるいは農業法人化、認定農業者等立ち上げてまいりましたが、現在は実際のところ、形まで上がったというところでありまして、それが経営体として、将来の方向はまさに未知の状況であります。今後の経営体としての指導・育成をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

特に農業振興策においては、近隣市町とも比較して、当町は独自での支援として一部ハード面で進んでいるものがありますが、ソフト面においては必ずしも進んでいるとは言えない部分もあります。当然、今後、農協あるいは県との連携を取りながら進めなければならない部分と、町行政独自の方針もあろうかと思っておりますので、2点についてお尋ねして一般質問とします。

○議長(久保田九右衛門君)農林建設主監。

〔農林建設主監北川利夫君登壇〕

○農林建設主監(北川利夫君)愛荘町の防災体制についてお答えさせていただきます。

近年の地球温暖化による異常気象の影響で、短時間に大雨が降る傾向にあり、土石流・地すべり・急傾斜地のがけ崩れが、全国で年間約800件余り発生しているようでございます。

滋賀県はよく安全な地域だと言われますが、決してあなどってはいられません。いつ起こるかかわからない災害に備えて、愛荘町では、岩倉・松尾寺・斧磨の3地区が、災害から人命や財産を守るため土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある地域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や、危険箇所への新規住宅等の立地抑制や、既存住宅の移転促進等のソフト対策を充実させようと、土砂災害防止法の適用を受け、平成18年度に土砂災害区域に指定されたものでございます。

そのことから、昨年10月と11月に土砂法にかかる区域指定地元説明会を実施いたしております。現在、当町では急傾斜地と土石流が対象となっておりますが、この3地区においては、以前から砂防、治山工事をしていただいており、既に相当数のダムや堰堤また流路口が施されております。

平成18年度は斧磨地区の横谷川堰堤と、その流路口を施工していただいております。今年度は、松尾寺南地区において、急傾斜地崩壊対策事業として、急傾斜地崩壊危険区域の指定申請を昨年度末にしていますことから、採択されれば19年度予算で工事を実施する予定でございます。工事の内容につきましては、約90m間の簡易吹付砕工を計画しております。

今後も県と、がけ崩れ防災週間にあわせて、崖地のバトロールを行い、危険箇所を把握し、必要に応じて要望活動を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

〔総務課長山田清孝君登壇〕

○総務課長(山田清孝君)各自治会の避難所の耐震診断と自主防災組織の育成についてお答えさせていただきます。

各自治会の公民館・草の根ハウス等は、愛荘町防災計画で、一時避難所として指定しているところでございます。平成19年度において、一時避難所の耐震診断委託料として500万円を計上し、9月に自治会に調査報告ができるよう、現在準備を進めているところでございます。

現在の進捗状況は、各自治会長さんに施設の事前調査として、施設の概要調べと建築確認申請書の有無を調査中でございます。建築確認申請書がない自治会が多い場合は、時間・経費がかかりますから、9月の目標が難しくなるわけですが、現在調査票を取りまとめ中でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

耐震診断の結果、耐震補強工事が必要な経費の町補助金ですが、「コミュニティ防災力向上促進事業」という名称で、事業主体は自治会とし、補助対象は2点ほどございますが、まず1点目として、耐震補強工事費と避難所として

必要なリアプリー化を含む工事費および設計費・管理費を対象とするのが、まず1点目でございます。

2点目として、昭和56年5月31日以前に着工かつ町の防災計画で避難所に指定された施設というふうな形で、2点目を指定しております。補助金は、木造の場合補助限度額400万円、これは補助率3分の2以内でございます。非木造につきましては補助限度額500万円、同じく3分の2以内の補助率ということでさせてもらっております。

コミュニティ防災力向上促進事業の内容については、区長・総代会に冊子を配布して説明をしてくれているところでございます。

県とのすり合わせの関係でございますが、県の事業としましては、個性と活力ある街づくり事業のコミュニティ防災力向上促進としてメニュー化しております。基本的な事項は県と合わせている状況でございますが、県の補助要項につきましては、町の条件プラス自治会に自主防災組織の設置が必要というふうな条件がもう1つ入っております。県の耐震改修に関する補助金につきましては、町が自治会に補助する2分の1以内、これで木造が200万円、非木造が250万円が補助限度額となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、自主防災組織の設置状況ですが、平成18年度末で秦荘地域が28自治会の内2自治会が設置、愛知川地域は21自治会(愛知川は1としてカウント)の内12自治会が設置されているところでございます。

設置に関する推進方法ですが、毎年区長総代会で説明を行い、関心のある自治会は役員会等へ詳細に説明を実施しているところでございます。今年度は第2回区長・総代会で説明し、事例発表として、市地区自主防災組織の現状と活動状況を市区长さんに発表していただき、研修をしていただいたところでございます。今後も機会をとらえて啓発していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)農林商工課長。

〔農林商工課長西沢文博君登壇〕

○農林商工課長(西沢文博君)農業経営体への指導育成策についてであります。本年6月1日現在における当町の担い手は、個人の認定農業者が19名、農業生産法人、これはJAアグセスも含めまして4団体、それから特定農業団体が11団体となっております。

担い手育成のための支援といたしましては、国の施策であります品目横断的経営安定対策が本年度から導入されまして、県におきましては「地域農業担い手育成総合支援事業」、「担い手利用集積緊急加速化事業」、「集落営農経営支援体制整備事業」の3つの施策を柱に、支援活動を展開しております。

また、当町の管轄であります湖東地域におきましては、平成17年6月に設立いたしました「湖東地域農業担い手育成総合支援協議会」を中心に、地域の担い手のサポート的な役割として、各種支援活動を展開しているところでございます。

今後は、さらに地域の実情に即した担い手の確保・育成のため、県協議会と本協議会が相互に連携・補完を行うとともに、その役割を明確化し、行政は地域の担い手の確保に努め、農協は農地の利用集積の拡大、また担い手への支援対策の確立等を柱といたしました「JA担い手づくり戦略」を策定いたしました。その実践に向け、それぞれが主体的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、本協議会の構成員であります行政、農業委員会、東びわこ農協等関係機関がさらに一層連携を密にし、認定農業者の経営改善計画の早期実現を支援するとともに、集落営農の組織化による協業経営を推進いたします。特定農業団体また法人化への誘導を図ってまいりたいと思っております。

本町の農業を持続的かつ魅力的に発展させるため、担い手の育成施策、とりわけ経営体としての継続は最重要テーマと認識しております。将来の方向をいこうだ具体策の方向に向け、特にソフト面の充実に向け精力的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)宇野義美君。

○15番(宇野義美君)再質問をさせていただきます。

まず、防災についてでございますけれども、特に先ほどの水害あるいはその他震災の件について、特にお尋ねをしたい。

耐震検査等行われるわけでございますけれども、基準値はどのような数値をもって行われるのか。安全であると、耐震構造になっておりますよというような説明を受けたところで、それが例えば具体的に言いますと、どれぐらいの震度に耐え得るものであるのか。基準値をどこにおいて安全である、あるいはそうでないという判定をされておるのかをまずお伺いします。

それから、今9月を目途にということでございますけれども、特に滋賀県の場合を考えると、琵琶湖西岸断層帯の推測、これは全体を推測されますと震度においてはマグニチュード7.8ぐらいが想定されておるといのは実態でございます。また、この30年以内に発生する確率というのは9%というような数値で、一見みると低いようでありましてけれ



ども、非常に高い方の数値であります。

もう一つは南海・東南海地震、この発生率におきましては、まさに50～60というような非常に大きな数字が出ておるのも、予測されておるのも実態でございます。

そういうことにおきまして、まず震災の問題において、先ほど言いましたように安全基準地をどのような数値におかれておるのかお尋ねしたいということ。それからまたそれに対しての集落への説明等、十分やっていただけるであろうと思っておりますけれども、その方法等もお伺いしておきます。

それから、農業の担い手育成については、確かに今、品目横断対策とか、今おっしゃいました3つのいろいろな政策がございます。

ところが、これすべて県の方向あるいは国の方向に基づいてそれを具現化しているだけの話でございまして、町独自としての考え方というものはお持ちでないのかどうか。町独自としてこの農業というものの担い手育成を、経営体としてどう進めるのか。あるいは農業の今後の位置づけをどういうふうに行っているのかということも、再三お尋ねしておりますけれども、これは今までのご答弁を思いいただきますと、農業者自ら考えてというようなご答弁に終わっておるのが実態でございます。

しかし、現実論としまして、農業というものは今まですべて規制のもとに動いてきた、そしてそれを受けてきたというのが実態でございまして、にわかにパッと頭を切り換えなさいと言ったところで、今の現実従事している年代の方から考えましても、そう簡単にいかない。そうすると、やはり具体的に行政の方向を出していかないと、姿勢等も方針等も明解にしていけないと、なかなか進まないのではなかろうかというような懸念もいたしますので、その辺について再度質問をいたします。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)再質問の耐震診断の基準値の関係でございまして、これにつきましては公表がされておられませんので、もう一度再確認させていただいて、耐震診断を委託する関係につきましましては、そういった一定の耐震診断に関する講習をし、なおかつ、そういった設計士あるいは建築士の関係の方から協会を通してお願いするものでございますので、再度その部分につきましては、十分確認の上、各自治会等にもこういった状況でさせていただくということも、数値的に表せるものがございましたら連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)担い手育成施策について、町独自の方向づけはないのかというご質問でございまして、今まで組織をいくつか作ってまいりまして、やはり全国的に長続きしているところは、やはり経営の柱を持っているところではないかと思っております。

一方、また、この地域で安定的に生産できる作物は何かと言いますと、やはり面積的にも麦・大豆・米であろうかということも認識しております。

そういった中におきまして、やはり将来をこらんだ中で、地産地消をテーマに探索をしていくべきであろうと思っております。具体的には、この4月から試み的に学校給食へ米を導入いたしましたけれども、月1回、あるいは旧秦荘地域においては週1回の地場の米を給食に使っていただいております。子どもたちにも好評であるということも聞いております。

また、この地元から全国へ発信しております全国ブランド的な加工品におきましては、全国的に有名なお酒とか、それから和菓子、それから醤油も全国ブランドで通っている醤油がございます。そこらの地元加工品への対応ということで考えておまして、当然、価格面それから品質面、いろいろな成分的にまた改良していかなければならない部分がございますので、そこらの業者さんとの共同開発等を働きかけていって、その橋渡し役をしていってはどうかと思っておりますので、地産地消をテーマに橋渡し役に徹していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)宇野義美君。

○15番(宇野義美君)実は今、耐震の方でどういう数値があるのかというようなことを、まだお調べになっていないわけでありまして、実は耐震においてはISTというのがございます。もう既にこれはご存じだろうと思うのですが、それから、液状現象においてはPLCというのがございます。

これは震度によって数値が決められておるわけでございまして、一般的に言われるのは0.6以上、IST0.6以上でまず危険性はないと、こういうふうに言われているわけですが、0.6と言いますと震度6相当ということになります。完全に安全であると言われる数値になりますと、0.82という数字がISTで出ているわけでございます。この辺あたりを具体的にまたお調べをいただいておりますので、よろしくお願いたします。

それから、液状化現象におきましては、当愛荘町においては非常に限りなくゼロに近い数値でございまして、今のところではPLC値は0というような数値が出ております。ですから、そういうようなところ辺は、一部小さなところではあるかも知れませんが、非常に地盤が硬いというところで、災害は少ないであろうと、こういうふうに言われておるところでございまして、ぜひその辺もお調べいただいて、またわかりましたら公表いただきたい。あるいは住民に徹底をいただきたいということをお願いしたいということで、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(久保田九右衛門君)ここで、暫時休憩いたします。

休憩午後2時46分

再開午後3時00分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を始めます。

◇森野榮次郎君

○議長(久保田九右衛門君)11番森野榮次郎君。

〔11番森野榮次郎君登壇〕

○11番(森野榮次郎君)議長のお許しを得まして一般質問を行います。

先般、町内全戸に配布されました愛荘町総合防災マップ、特に洪水ハザードマップについてお尋ねをいたします。この件は、平成17年7月に、県土木交通部より公表された淀川水系愛知川浸水想定区域図に基づくもので、既に同年9月第3回愛知川町議会定例会でお尋ねをしております。

洪水ハザードマップの浸水想定区域は、いまま長野川流域なり、改修予定の不飲川改修事業流域と重なります。旧町時代におきましても議会において再々お尋ねをしておりましたが、何ら進展もなく重複するところは多々あり、くどくなりますが、住民の生命と財産を守るためであります。お許しをいただいて、細部にわたって再度お尋ねをいたします。

1点目は、浸水想定区域図が公表されたのが17年7月、洪水ハザードマップの配布が今年6月で、丸2年経過しています。その間、18年2月、合併新町誕生というドラマチックな大事業があり、やむを得ないという思いもありますが、問題は危機管理意識であります。

彦根市では17年度内に、東近江市域も18年度内に何らかの対応がされております。草津市では先立って、洪水ハザードマップの検証のため洪水避難訓練が実施されたとのことであります。水深50cmの水中歩行体験や豪雨体験、ワークショップなどのメニューがあったと伺っています。

合併事務多忙で手が回らなかった。幸いにして大雨も洪水もなかったからよかった。遅れたけれども定めに従ってマップを作成し配布した。そのような経緯であるわけでありますが、果たしてそれでよいのか、釈然としない思いが残るのであります。その根底にあるべき行政としての、住民の生命と財産を守る危機管理意識と危機管理の体制をまずお尋ねいたします。

2つ目でありまして、マップ作成の手順、スタッフについてお尋ねいたします。県の公表された浸水想定区域図をそのまま増し刷りされたものか。現地調査、過去における破堤、越流、決壊事例の聞き取り、公文書等の記録の閲覧、浸水想定区域図作成者等の聞き取り、流入の経路、滞水時間、被害状況調査等に基づいての作成であると判断しますが、具体的な手順についてと作成スタッフについてお尋ねをいたします。

3点目でありまして、マップの浸水想定区域は愛荘町西部地域、なかんずく国道8号以西に特定されています。原因は、淀川水系愛知川の堤防が決壊した場合に、括弧に閉じてありますが、「起こり得る最悪の場合の浸水状況」と説明書に明記されています。同じくマップに同時印刷されております説明書の4項に、「洪水に対しては、事前の備えを行うことで被害を軽く、いわゆる減災することにはできます…」とされているとおりであります。「…」以降はあとで触れますが、その後は個人としての注意書きのようなスタンスで記述されております。

問題は、説明書に記載されているような減災のための対策であります。100年確率とは言え、決壊するかもしれないと予想される淀川水系愛知川の堤防は、ご承知の県道湖東彦根線、言われるところの愛知川右岸道路の確定されている箇所でありまして。一日も早くその施工を求めると、遅れるとするならば、外堤防の土盛りの高上げ、あるいは植栽、蛇(じゃ)籠(かご)やテラポットの設置等々により、護岸強化の実施等、おっしゃるとおり事前の備えはできるのであります。座して決壊・越流の恐れありと住民の恐怖心をあおるだけのものであります。右岸道路の進捗状況、遅延する場合の代替方策についての答弁を求めます。

4点目でありまして、洪水ハザードマップの説明書4項以降に、「心がけ」なるもの5か条が印刷されております。住民

の目線に立って逆に行政にお尋ねいたします。

第1番目は、浸水した場合の範囲と浸水の深さ、個々の住民が知り得る問題ではないと判断をいたします。

同じく2番目に、自分の家の周りの浸水の深さ、これがわかっていたら、誰もそれに耐え得るような住まいに改築をするわけでありませぬ。

3番目は、どこに逃げるか。避難経路を明示し、生命と財産の保全を図るのが行政の仕事であるのであります。個々の住民さんに対し、堤防が切れて濁水があふれている中、あなたはどこに逃げますか、心がけなさい。まさに行政の言うべき台詞ではないと私は判断いたします。

4番目、避難に関する情報などのように入手されるか。情報が提供されない限り、河川愛知川に関する情報がNHKのテレビで報道されるのではないのであります。恐らく最低限は、町の広域無線でも放送されない限りは入手する術はないのであります。

5番目、避難時の心得としてどのようなものがあるか。これはまさに個々一人ひとりが判断をし、平生から準備することであろうとは判断いたします。

5点目であります。公表された浸水区域図で一番色の濃い部分、ダークブルーの色分けをされている地域は、浸水の深さは2～5mであります。この地域は長野西の一部、川原・百々町・山川原であります。百々町・山川原は、全く5mぐらいの色分けのところに入っております。過去の事例で2日以上滞水したところもあるように記憶しています。川原・山川原地先で堤防が決壊したための浸水ではありません。東円堂あるいは愛知川・長野地先の堤防決壊で流入した悪水が、人為的構造物で滞水したためと思われる。人為的構造物でありますから、ハザードの克服は不可能でないと思えます。真偽をお確かめいただき誠実なる対応をされることを求めます。答弁をいただきます。

6点目、不飲川改修事業等の関連についてお尋ねをいたします。不飲川改修計画の法線は、現不飲川を中宿地先で左折し、通称市場敷を縦断し、長野地先で長野川に合流し、町域内で河川愛知川にショートカットするというものであります。不飲川現川は国道8号不飲橋を越え、北に向きを変え、コココーラ、日本電算の所有地を北進します。いわゆる横川のため勾配がほとんどなく、相当量の水量がないと水が流れません。逆に汚泥が溜まり、雑草が生え、川が埋まりがちになります。

先年の竜巻豪雨の時も不飲現川には水は流れず、コーラ横の町道中宿愛知川線を濁流が流れ、長野川にその水が合流し、下流域の長野新田地先はあわや床下浸水という状況でありました。国道8号以西で愛知川堤防が決壊した場合は、不飲新川に一滴の水も流れず、長野川沿いに流下することは先年実験済みであります。

洪水ハザードマップに揭示されているような状況になれば、流入した濁水は猛烈な水圧でもって、コーラ以南のニュータウン、泉町の一部、亀原、長野新田の住宅地に襲いかかり、破却し、流し去り、流下物で勢いはさらに増幅され、工場団地沿いに濁流が暴れ回る様子が目に見えるようであります。

さらに、長野川と不飲新川の合流点は、長野地先籠組場といわれている地点であります。現計画では直結するのではなく、フラップゲートと言われる堰でつながっております。こういうような状況になって、それが破砕すればよいのですが、おそらくゲートでありますから、詰まればさらに深刻になると思えます。

問題点はさらにもう1点あります。不飲新川は河川愛知川にショートカットされます。ショートカット地点は、本町領域内の川原地先であります。さほど離れていないところにあります。放流地点から逆水をいたします。県の説明では、現在の市場敷までぐらいいは逆水すると言われております。河川愛知川の水が引かない限り、生活圏域に流入した濁水は落水しないと思えます。しかるべき対応を期待いたし、答弁を求めます。

7点目であります。洪水ハザードマップが公表されました平成7年7月の時点、インターネットで出しましたハザードマップには「50年確率」と記録されておりました。1週間ばかりしましたあと、返してほしいというような要望がございました。新しく出された物を頂戴しましたところ、そこには「100年確率」と訂正をされておりました。ただ単なる間違いであろうというふうに思いましたが、何がないと積然としない、不信な思いを持ったものであります。

先般、先ほども一般質問をされた中に、近年の豪雨被害は異常であるという言葉がございましたが、300mm、400mmという今まで考えられなかったような局地的な情報が毎年聞かれます。深刻な被害状況も報道されます。概ね100年に1回である最悪の場合の浸水状況と言われますが、近年の豪雨の状況と根拠をお示しいただきたい。お聞かせいただきたいと思います。以上であります。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

(総務課長山田清孝君登壇)

○総務課長(山田清孝君)森野議員の質問に対し、私から1点目と2点目・4点目・7点目の以上4点について、逐次お答えをさせていただきます。

まず、1点目のハザードマップの取り組みと危機管理意識および危機管理体制についてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、河川愛知川は平成7年7月26日に河川愛知川を境に指定区域に指定され、指定区域に指定

議員ご指摘のとおり、滋賀県は平成17年5月31日に淀川水系愛知川の浸水想定区域を公表し、昨年度、水防法の改正により、水位情報周知河川となったことから、平成18年5月31日に先に公表した区域を指定し、図面については変更なしと公表したところです。

本来、旧両町において作成すべきでした防災ハザードマップでしたが、新町において地域防災計画等の策定が必要なことから、新町誕生後に、平成18年度に愛荘町防災会議を開催して、ハザードマップの一時避難場所および拠点避難場所等、防災計画と連動し、洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップの総合防災マップとして作成しましたから、発行が遅くなりましたことに対して、お詫びを申し上げたいと思います。

県に確認しましたところ、ハザードマップに平成17年度に取り組んだのは、彦根市と竜王町の2市町でありました。平成18年度は野洲市、近江八幡市、湖南市、甲賀市、栗東市、長浜市、草津市、大津市、湖北町および愛荘町の8市2町でした。ちなみに、平成19年度は東近江市、米原市、守山市と虎姫町の4市町と聞いております。今後、滋賀県が宇曾川の浸水想定区域図を策定しましたら、再度ハザードマップを作成・発行する計画をしておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

次に、危機管理体制ですが、町の警戒体制ならびに災害対策本部の関係でございます。災害対策本部として、町長を本部長に、副本部長に副町長、教育長および消防団長を、また本部員に主監級と事務局長に総務主監、事務局員に私総務課長と防災担当および時によっては建設課等担当職員で組織し、第1配備は警戒本部と災害対策本部が同様ですから、災害の発生状況等により最大職員全員招集の第3配備体制まで、各課連携し課内においても緊急連絡網を作成し、万が一の事態に備えているところでございます。

昨年の警戒本部の設置状況ですが、7月17日および7月20日に、一定以上の降雨量があり、土砂災害の発生の恐れがあることから、警戒本部を早朝に立ち上げ、松尾寺南区長、斧磨区長に草の根ハウスを開けていただき、一時避難所としての確保と危険区域の巡回に努めたところでございます。幸い大事に至らず、両日も9時前には本部を解散したところでございます。

危機管理意識については、意識の高揚を図るには実践活動が必要でありますから、昨年7月16日に災害発生緊急招集訓練を実施したところでございます。この中身につきましては、午前7時、想定ですけれども、気象庁・消防庁から早期地震発生の恐れがあるという発表のもと、宿直が本部長であります町長に連絡をし、町長が災害対策本部として主監級以上の設置を要請し、第1配備体制として管理職以上の設置を指示したところでございます。

本部は愛知川庁舎2階大会議室ということで設定をし、交通手段は指定しないが、できる限り徒歩または自転車等で、7時40分までに本部に集合という指示を、主監から課長補佐以上に連絡し、時間内に管理職全員が集合したところでございます。各課長は各課員に訓練の連絡をし、第2配備・第3配備に備えて自宅待機を指示。一応午前9時に解除して、召集訓練を終了したところでございます。

災害の発生が予測不可能なものでありますから、今後も危機管理体制の保持と意識の高揚に努め、召集訓練等を通じて連絡網の徹底を図っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、2点目のハザードマップの作成手順でございますが、ご質問の過去の被害状況等の調査状況と作成過程について、県が愛知川浸水想定区域図を作成する時に、関係市町の意見を踏まえていると聞いておりましたから、愛荘町防災会議を経て総合防災ハザードマップとして検討し、洪水時における避難場所の選定や洪水被害を軽減するために必要となる防災情報を愛荘地域防災計画策定業務の中で検討したものを、各情報についてマップ上に表示することにしたので、ご理解を賜りたいと思います。

このマップの公表は、住民の防災意識の向上とインターネットなどを通じて、日常的に広く町民全体へ防災意識の浸透と高揚を図るものでございますから、ご理解を賜りたいと思います。

次に、4点目の洪水ハザードマップ、心がけ5項目についてでございます。心がけ5項目につきましては、いざという時のための注意事項を質問形式であげたものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。1点目・2点目、まず浸水した場合の範囲と深さ、および2点目の自分の家の周りの浸水の深さにつきましては、ハザードマップをご参考にご覧いただきたいと思います。

どこに逃げるかでございますが、基本的には一時避難場所もあるわけでございますが、状況により、速やかに拠点避難施設およびそれ以外の場所で、町が指定する場所等にも避難していただく必要があるかと思えます。

4番目の避難に関する情報ほどどのように入手できるかでございますが、テレビ・ラジオで得られる情報と、有線放送・防災行政無線および町広報車があります。状況によっては、口頭によるものおよびサイレンほか寺の鐘等の場合があるかと考えます。

避難時の心得としてどのようなものがあるかでございますが、これにつきましては、ハザードマップと同時に配付しました防災ガイドブックを参考にいただきたいと思います。

1点目・2点目のハザードマップの浸水想定区域図の作成は、県のハザードマップの浸水想定区域図の作成

次に、7点目のハリートマップの降雨想定年数のことですが、県のハリートマップの降雨想定年数では50年確率か、100年確率かのご質問でございますが、平成17年当時に、両方とも作成をされております。50年確率は参考に作成され、100年確率に比べ当然のことながら浸水想定区域の範囲が少なくなっています。取り出されてからということを知っておりますけれども、これにつきましては、参考に策定された50年確率というのを渡したと気づき、正式なハザードマップであります100年確率のものと交換したと考えておりますので、一度ご確認の方をよろしくお願ひしたいと思います。

また計画降雨ですが、愛知川流域計画降雨の量でございますが、愛知川流域に3時間雨量188mmという前提でございます。複数箇所堤防が壊れたり、堤防を越えてあふれた場合に想定される最大の浸水区域および水深を示しておりますので、その点につきましてはよろしくご理解を賜りますようお願いいたします。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(久保田九右衛門君)建設課長。

(建設課長 藤田由起雄君登壇)

○建設課長(藤田由起雄君)私からは3点目・5点目・6点目について、ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、3点目のご質問の愛知川右岸道路の進捗状況でございますが、平成18年度は、湖東建設管理部長のもとに、のとびこのまず右岸プロジェクト推進会議を立ち上げて、4回の会議を実施してまいりました。長年かかっておりました河川協議も終わりましたので、右岸道路は国道8号から能登彦線、県道神郷彦根線までの2,500mを先行しまして、その先線については、また次の段階というような状況になっております。

藤の木橋までの法線、詳細設計はできていますので、今後の計画といたしまして、まず愛知川工区の1,100mより着工ということで、本年度19年度に測量と建物の補償、平成20年度に愛知川工区の用地買収と長野工区の用地の測量、翌21年度に工事着工と、このような予定となっております。この3月には愛知川工区の地権者にお寄りいただき、事業説明と用地の依頼をいたしております。当日欠席された方、あるいは家屋の所有者等には、戸別訪問もいたしまして、快いご理解をいただいておりますので、ご協力をいただけるものと思っております。

今後、県におきましては、先線の集落の役員・地権者の方の説明会に入る計画をされております。右岸道路は平成23年度に完成予定と聞いております。

神郷彦根線、不飲川改修と右岸道路と3事業が交錯することから、若干の遅延は考えられますが、地元の全面協力が得られ、問題がなければ、工事はスムーズに進みますので、そのため関係者等への協力依頼をしていく考えでございます。右岸道路の現在の進捗状況はこの程度でございますので、ご理解ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、5点目のご質問の洪水ハザードマップにおいて、ダークブルーで表示されております長野・川原・百々町・山川原地区において、過去に2日以上滞水したところがありまして、その原因が地元の川原・山川原地先での堤防決壊による浸水ではなく、東円堂・愛知川長野地先で決壊したそれにより流入した濁水が2つの人為的な構造物、1つはJR本線の土盛り、もう1つは彦根市肥田町の周辺環状土盛りの影響で滞水したものであるとのことについての真偽につきましては、申しわけございませんけれども、今のところ確認できておりません。

しかし、JRの土盛りは、当然お配りいたしましたマップの浸水深に反映するべく計算はなされておりますが、滞水には多少の影響をおよぼす可能性はあり、また、JRの建設時には適切なそれなりの排水対策も実施はされております。一方、肥田町の土盛りにつきましては、地元が昔から防災対策の一環としてつくられたものでございまして、滞水に対する因果関係というのは、まずほとんどないと思いますのでよろしくお願ひを申し上げます。

最後に、6点目の不飲川改修との関連についてのご質問でございますが、不飲川改修事業は、一級河川愛知川改修事業と併せまして、浸水災害時を未然に防止するための大事業でございまして、早期の着工完了を目指すものでございます。不飲川改修の法線計画については、概ね既に決定済みでございまして、19年度に中心線測量を実施していただくわけですが、今後の事業推進につきましては、最初に申し上げました、のとびこのまず右岸プロジェクト会議の中で、森野議員ご指摘の長野川との合流点の諸問題等についても十分研究していただけますようお願いしてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解くださるようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長(久保田九右衛門君)森野榮次郎君。

○11番(森野榮次郎君)今お答えいただいた中で、マップ作成の手順で、十分検討したという言葉をお聞きしたのですが、現地調査をされたのか、されなかったのか、過去の事例の聞き取り等、具体的な点についてのご説明をいただけない。なお、検討したと言われるが、どういうスタッフで検討されたのか。それも定かでない。

なお、近年の豪雨の状況についてお尋ねをしたのですが、50年確率か100年確率かということについては、私自身が不安に思っているだけであって、だから、それについての説明を、例えば、近年の短時間の豪雨であるか

「ハザードマップに示されているように、大雨が降ると、河川は、沿岸の田舎の家に浸水する。何ミリの雨が何時間降って、あのような降水量になって被害が起こったのか。その辺のことをお尋ねしたかったのですが、それもあえて、また調べればよいことですから求めませんが、今ほどの藤田課長から、右岸道路については23年度完成予定であったということも、大変ありがたい朗報である。ただ、どちらから仕事をされるのやら、藤の木橋からはじめるのか、御幸橋からはじめるのか。もう同時に23年までに全部やってしまうというのか。そのあたり、とりあえず、焦眉の急は御幸橋から愛知川右岸堤を離れて内堤防に向かう路線までの工事が早くされないと、愛知川に増水した場合の護岸にはならない。その辺のことを確認したいと思う。

なお、今の藤田課長のご説明の中で、JRの本線については排水対策はできているというようなお言葉でありましたが、どこでどう排水対策ができているのか。ただ、私自身も用意してこなかったのですが、県の方で発表された洪水ハザードマップについては、はっきりとJR本線の一線を引いて、一直線になっていまして、内側は水深5mのダークブルーである。彦根市の稲枝側は全然水がついていない。ところが、同じ新幹線の線については、ほとんど高架でありますから、新幹線の向こう側とこちら側に、そういう浸水した地域があるないというようなことは、全然図面のハザードマップにも表示されていない。その辺、大変大事なことであると思う。しかるべき検討を加えていただきたいと思う。

なお、このハザードマップを見て、理解できない点がいくつかあります。それについて再質問をいたします。

まず、愛知川ニュータウンの一次避難場所は長野川の源流、いわゆる長野では大井というような表現をしておりますが、そのニュータウンの集会所はその大井のすぐ側にある。ハザードマップをご承知の皆さんは十分わかっていると思いますが、あのハザードマップで入水してくるだろう、堤防が破壊・決壊するだろうというのは、愛知川のちょうど淵の下から泉町のあの辺に至る間から入水する、堤防が決壊するというふうになっている。この事実そのようで、皆さんもご覧いただいた方はご理解いただけると思う。その堤防が切れたら、ニュータウンの集会所はすぐそこにあるのです。果たして一時避難であろうが二時避難であろうが、避難場所というよりも、一番先に破壊されて濁流にのまれるところであろうと思う。言うなれば、避難場所でなしに墓場であるというふうに言い換えてもいいと思うぐらいであります。そこを一時避難場所に指定された根拠をお尋ねする。

さらに悪いのは、ちょうどニュータウンの集会所のすぐ近くまで京都製作所グラウンドがきていて、その少し向こうに安田組さんの土砂の堆積場がある。安田組なり、あるいはその辺で堤防が切れた場合、あの辺の土砂を巻き込んでの土石流がざっと流れてくる。今日までの堤防決壊はそういういわゆる決壊銀座というぐらいのところでありまして、そういうふうになるだろうと私は思う。

2点目に入りますが、亀原地区の一時避難場所も集会所を特定されている。ところが、亀原の集会所は長野川の一番くっついたところにあつて、三角湯のそばにある。現地調査をしておかれるのか、しておかれぬのか知りませんが、いやしくも住民の生命と財産に関わるこの経路に従ってこうなさいよという指定されて、一部手間賃入れたら1,000円近くかかっているハザードマップであります。それだけのものを提示されて亀原の集会所なんていうのは、堤防が切れたら、ちょうどデキシーやら工場地帯が外れたところでありまして、まずあれも一度に流れてしまうだろうと思う。そこへ避難しているのですから、ニュータウンの避難所とまったく同じことが言えると思はします。

次に、3点目です。洪水ハザードマップを見る限りにおいて、泉町の一部と長野新田の一時避難の場所が明記されていない。つまり、そこの人たちは避難できないというわけです。その辺の理由をお聞かせいただきたい。恐らく、先ほど来のご説明で、集会所は一時避難場所と思って一時的・事務的・機械的に書かれたのだらうというふうに、下種の勘ぐりではありますが、思いますが、もしそういうようなことであつたならば、それに従って避難された人は、自ら金魚鉢の底に飛び込むようなことになるわけです。

その辺について、冒頭にお尋ねしたように危機管理意識、危機管理体制で第一次水防、第二次水防よりも、こんなことよりもまず、この洪水ハザードマップで一時避難の場所はここですよ、あそこですよと決めたのだらう。浸水想定区域図は県が想定区域として出したものなのです。洪水ハザードマップは、いやしくも愛荘町が住民の皆さんに「ここへ避難しなさいよ。そういう経路で行きなさいよ」と言って、愛荘町行政が提示したものであります。あやふやなずさんな地図を示して、これでいいのかという問題が起こります。

どうぞ十分心して、なぜニュータウンは集会所にしたのか。亀原はここにしたのか。泉町や長野新田の住民の皆さんは避難しなくてもいいですよ、絶対大丈夫ですよと、そういう趣旨なのか。

さらに付け加えます。ニュータウンや亀原の一時避難場所に避難するという時に、同じ1mでも50cmでも山川原地先で2~3mの滞水がしますが、ニュータウンなり亀原の方で滞水した水は、滞水の深さをいうのではない。今までの経験から見て、猛烈な水圧をもって濁水が流れ込むのであります。そのすぐ入ってくる入口とおしまき点にニュータウンの集会所はある。その濁水が破却されたもので増幅されて勢いがついている水が流れ込むのが長野川であり、そのそばに建っているのが亀原の集会所である。1~2m滞水するよりも、わずか50cmの水でも猛烈な勢いで流れ込んで

くるのです。

その時に避難している避難箇所がその水で流されるということを承知の上で、このハザードマップを作成され、配布されたのか。そういうことを一番最初にお尋ねしたかった。危機管理意識というのはい、そういうことであると私は思う。その辺を明確にお答えいただきたい。以上。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)まず1点目の防災ハザードマップ策定のスタッフの関係でございますが、これは町の防災会議で検討いただいたものでございます。

メンバーとしては、今思い出してみても書かせてもらったのですが、警察関係、消防関係あるいは区長会の代表、民間組織としては民間会社の関電、NTT、近江鉄道等の公共に特に関係するところ、それから、県の湖東地域振興局ならびに県の本庁の防災課等、あるいは町の関係課の課長が寄ったものでございます。検討としまして、この現地調査までいたしておりません。

次に、ニュータウンの避難場所ならびに亀原の避難場所の根拠でございますが、一時避難場所の関係でございますが、議員ご指摘のとおり、洪水が発生してしまいますと、いろいろな問題が出ようかと思いますが、破堤あるいは越流するまでに多少の時間がございまして、それまでの情報等につきましては、先ほど申し上げた防災伝達情報等を通じて、一時避難場所、あるいはそれに準ずるかたち、あるいはそれ以上の拠点避難場所等の誘導等を考えておりますので、そこらの点につきましてはご理解を賜りたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)先ほどの愛知川右岸道路をどこから着工していくのかというようなご質問でございますけれども、まだはっきり決まっておりませんし、県の方からもまだこれからというような中で、決まっておりませんけれども、ただ、能登彦線等の工事の絡み等もございまして、決まっておりますけれども、先ほど議員ご指摘のようなところを、また会議の中では言っていきたいと思っております。

それと、申し訳ございません。JRの土盛りとの関係でございますけれども、先ほど答弁させていただきましたように、JRの建設時には適切な排水対策がされたと申し上げましたが、JRの土盛りについての排水対策は一定その時に行われているということを申し上げたということで、洪水時の時までの排水対策までできておりませんので、申しわけございません。以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)森野榮次郎君。

○11番(森野榮次郎君)今ほどのお答えの中であります、私が何を皆さんに、理事者側に聞いていただきたかったか、ひとつも答えになっていない。

あの洪水ハザードマップは、愛知川のニュータウンや亀原や泉町の一部や山川原には配布してないのですか。配布してあったとしたら、あそこへは避難したら危ないですよ、そのことの周知徹底はどうされるおつもりなのですか。

100年確率だから100年、めったに起こらないだろう。ところが今年起こるかもわからない。そこへ避難された。町の指示にしたがって避難された。そして、今私が予想したような状態が発生したとする。何人かの二次災害の犠牲者が出たとする。私が今ここで砕けたマイクのように唸ってはおりますが、そのことは逆にその事態になった時には大変なことになると思いますよ。どういふふうにご対応するのかしないのか、その辺をまずお答えいただきたい。これが再々質問のポイントであります。

修正版をお出しになるのか。なお一層検討を加えて。あるいは避難訓練をやらせていただくとか。草津市の笠縫学区では今年の6月、日は忘れましたが、その訓練をされたように聞いています。

いずれにしても、冒頭お尋ねしましたような危機管理意識というのはいかなるものか。危機管理体制というのはいかなるものか。その辺をもう少し真剣にきっちり押さえていただきたい。

住民の皆さんは、町役場から配布されたものは大事に保存され、目を通され、それに従っていこうとされる。それが当たり前のことです。それにしたがって避難場所に逃げた。堤防が切れた。水が、濁水がきた。アップアップして流れちゃった。上からカラスがつつくやら、下から魚がつつくやら、こんなことになったらいかん。その辺の回答を、お答えをお願いしたい。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)先ほど来申し上げましたとおり、防災ハザードマップにつきましては、最悪のケースを想定したものでございます。先ほど来申し上げておりますとおり、こういった浸水想定区域につきましては、1時間で起こるものではございません。累積されたものが、いわゆる降雨量、例えば100年確率、50年確率につきましても、例えば、50年確率の場合でしたら、3時間雨量が148mmという想定で降るものでございますので、それまでの手は打てるものでございます。

~~~~~

ですから、一時避難場所等の指定につきましても、先ほど来、何人かの方に答弁させていただいたとおり、時間が、いわゆる安否確認等、そういったものの終結場所として、そこから拠点施設なり、それに準ずる施設に避難していただく短期間の滞在場所という指定を考えておりましたので、今後こういった訓練等の関係につきましても、防災会議等で検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 暫時休憩。

休憩午後3時53分

再開午後3時55分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を始めます。

◇上林貞君

○議長(久保田九右衛門君) 2番上林貞君。

[2番上林貞君登壇]

○2番(上林貞君) 2番上林貞。一般質問をさせていただきます。

大きく分けて2点の質問をさせていただきたいと思います。まず、1点目でございますが、「ミニコミ誌の掲載に対して町の対応を求めることについて」を質問いたします。

先にお断りいたしますが、これから質問させていただく中に実名が出てまいります。実名なしではご理解していただけない点もありますので、お許しのほどお願い申し上げます。

先の5月9日付で発行された『近江タイムス』で、旧愛知川町の競争入札妨害事件の問題、また東部地域公園問題についての記事がまた掲載されておりました。内容としては、競争入札妨害事件の問題について、旧愛知川町長が町民に対する背任行為であり、関連する5業者すべてが起訴されるべきだと言い、それができない滋賀県警察までもが非難される記事がありました。

さらには、その中に、秦荘有線の器物破損事件の犯人が確定もないまま今日に至っていますが、その矛先がまるで相反する陣営の仕業のように、いまだに推測の中で事大きく報道されています。

合併前から今日に至るまで、そのターゲットは竹中秀夫議員であり、旧愛知川町長、平元真氏であるように思います。新町のまちづくりにおいて、たびたびこうした、言えば個人攻撃をされる内容のミニコミ誌は、まさに品格を失い、ただ単に町政を混乱に陥れる言葉や、ペンの暴力とも言えるのではないのでしょうか。

そこでこれらの問題について、はっきりとした町の見解を求めておく必要から、まず1点目に、旧愛知川町の競争入札妨害事件の問題についての説明と現在の状況についてお聞きいたします。

この件につきましては、先ほど辰己議員より質問があり、また答弁がありましたので、その一定の理解をしたいところでありますが、私がここでお聞きしたい点は、この事件は今の時点で一応の終結を得られるのかどうか、再度お聞きしたいしたいと思います。

また、2点目に、東部地域公園問題につきましては、平成14年から旧愛知川町の総合計画に基づき、東部地域での公園整備に着手されたとお聞きしています。その構想案、設計の業務委託を予算化し、当時の議会の議決を得て順次進められ、住民参加の検討委員会、ワークショップ、パブリックコメントを終えて、都市計画決定をされ、順を追って事業化されたと聞いています。当時の議長と町長の画策とか、用地買収の単価が高額であるなど、いまだ執拗に報道されています。

愛荘町となる合併前、旧愛知川町の問題であり、当時の問題に『近江タイムス』による記事が発端で合併が延期になり、さしては大きな国の助成金まで認可されながら、今の新幹線栗東駅問題に近い状態で、この公園事業が欄上げされ、合併も含めての行政の大混乱を引き起こしました。

しかしながら、今この用地は、新しい町の住民皆さんで考えて利用されることを提言され、活用について白紙のまま新町に移行されています。こうしたことをいつまでも書かれ、町行政を混乱に導こうとする行為は、新しいまちづくりに決してふさわしいとは思えません。愛荘町としてのこの用地問題の真意はどうなのか。再度、ここで住民にしっかりとわかりやすく説明する必要があると思います。今日までの経緯と妥当性、用地の単価についても他の公共施設などと比べてどうなのか、町長の説明を求めます。

また、この用地における今後の計画は、いつ、どのようにして決定されるのか。また、昨年も一般質問で問題が表面化いたしました、香之庄地先の町有地の計画は今どのようなになっているのか、重ねて質問いたします。

2点目ですが、これからの各道路整備事業をはじめ、町長の対応はどのように進められるのかお聞きいたします。

愛荘町として2年目を迎え、町の発展のために着実な地盤固めに期待する今日この頃であります。小さくてもキラリ



と輝くまちづくり、お互いの顔の見えるまちづくりをモットーに、この愛荘町まちづくりが進められてまいりました。その中、愛荘町のまちづくり基本計画で、名神湖東三山インターチェンジの設置早期実現、国道8号愛知川付近の改良、(仮称)能登彦線、今月の県議会では県道認定になった神郷彦根線を指しますが、その設置、愛知川右岸道路の整備、そして何よりも認可あるいは国道307号を起点とした国道8号を結ぶ愛荘町の基幹道路、これは愛知川地区・秦荘地区全体の、愛荘町の発展にとってはずいとも早急に推進されたい、この大きな道路整備事業の推進こそ、この合併における目的であると私は考えています。

早速合併した昨年、国交省でのキャリアを持たれる藤井衆議院議員や、当時愛知郡選出の上野県会議員のご紹介で、東近江市湖東地域振興局など関係者にご来町いただき、現地視察をしていただき、さらには秋に入って、村西町長はじめ愛荘町議員全員が埼玉県三芳町のスマートインターの先進地視察研修を行い、そして、国交省の望月副大臣や道路局長に湖東三山インターの早期実現に向けて陳情に出向いたところです。その時の返事は、早期実現に快い返事をされたと解釈しています。

その後において、湖東三山インター設置期成同盟会から検討委員会に入り、このプロジェクトがさらに大きく前進していることは、大変喜ばしいことと存じています。

また、神郷彦根線におきましても、東近江市の神郷町と町内川原に新設の橋を架ける構想ができつつあるとお聞きしています。

私は考えておりますのに、町の発展には、政権与党とそれにつながるのある国会議員や地元選出の県会議員、そして町長のしっかりとした方策が一連に整ってまいり、事業に見合った国の予算がつけられて、各方面の事業が推進されていくのではないのでしょうか。特に道路整備は、町民の税金を利用するより、国の予算を少しでも多くいただきながら遂行するのは、誰もが願うところであります。

しかしながら、先の県議員選挙で村西町長がはっきりと公に示された行動は、誠に残念ながら、完全に偏った応援をなされたことは明らかで、言うまでもなく、私たちをも代表とする町長として、とるべき行動ではなかったのではないのでしょうか。その現実的な結果は、これからの事業が後退するような結果を生み出すことになり、これら愛荘町の重要施策に大きなかげりを引き起こさないかと、大変危惧するところでございます。

関連して、ましてや滋賀県にとっても大きな変革をもたらす、初の自民党以外からの議長誕生ということで、ややもすると安定した県政が期待できない状況かと私には察せられます。

このような事態から、町長はといったこの先の愛荘町の各道路整備事業をはじめ、その他まちづくりごどのように対応されるのか、お聞きいたします。以上です。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)ただいまの上林議員のご質問のうち、まず、『近江タイムス』誌に対する見解についてのお答えをさせていただきます。

いい機会をいただきましたので、言論の自由について、改めて少し勉強させていただきました。言論の自由は、検閲を受けることなく自身の思想、信条を表明する、自由権の一種で、表現の自由として民主主義の根幹を成す権利とされています。この権利は、世界人権宣言や国際人権規約に規定され、国際人権法で保護されているものであります。日本国憲法21条に、集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲はこれをしてはならないと定められております。

言論の自由は、あらゆる権力を監視する機能があり、もし制約があれば、国民の知る権利を制限することになり、民主主義の妨害となってしまいます。権力は常に監視されるものであります。権力とは何かを調べてみますと、これだけでも740万件もヒットされます。国家権力という巨大な権力組織をはじめ、立法・行政・司法の三権を織りなす権力構造は代表的なものであります。これらに携わっている者は、人や集団、組織に対し大きな影響力を有している権力者であります。

このような中で、言論の自由権をもとに、国民の知る権利に応え、世の中の監視役として大きな力を発揮してきたのは、マスメディアの報道の自由であります。『近江タイムス』のみならず、報道機関がこれらの権利に基づいて報道・主張される内容については、それぞれの見識と責任においてなされていることであり、行政が一々批判する立場でないものと考えております。

次に、選挙結果と道路整備事業などの対応についてのご質問にお答えいたします。どのような選挙でありましても、常に選挙は、その時その時の社会・経済・政治や世相を丸写しになる住民の厳粛な審判であります。その結果は、有権者一人ひとりの判断の結集として非常に敏感な動きをするものと、いつも感心しているものであります。

最近の選挙におきましても、小泉内閣時の郵政解散選挙、私自身は郵政改革大賛成でしたが、あのように国民の

皆さんがはっきりと答えを出されました。先の知事選におきましても、私自身は新幹線駅はあった方がよいと思っておりますが、県民の皆さんが選択されたものは、「凍結」でした。

選挙結果は常に正解であり、住民の信託を受けて行政に携わる者は結果を真摯に受けとめて、素直に受け入れ、最大多数の選択に従う柔軟な頭が必要と考えております。最近の選挙における有権者の選択は、政党よりも政策・世相・変革・社会ニーズなどで判断されていることを強く感じるところであります。無党派が増え、政党離れが加速しているその背景は、情報の多様化・迅速化によって、政党に政策を丸投げするのではなく、住民自身が政策の選択に直接参加されている表れかなと思っている次第であります。選挙を通じて、政策に参加・意思表示する住民投票の色彩が強くなってきたところであります。

私は、町長選挙の公約の1つに、住民投票制度の導入を掲げさせていただいております。住民の皆さんの将来に重大な影響を及ぼす決定、例えば合併問題などは、住民の皆さんの意思を住民投票であらかじめ確認する制度として整備しておく必要があると今でも考えております。現在検討中ですが、素案ができれば、議会はもちろんのこと、100人委員会など住民の皆さんのご意見を聞いてまいりたいと考えております。

また、今般の県会議員選挙におけます私の行動についてであります。この選挙が入札妨害問題の直後で、厳しい町民の皆さんの批判の目が寄せられている中、多くの支持者の声もあり、政党よりも人物本位の考えで行動したものであります。

道路事業は大丈夫かのご心配ですが、先日も道路を中心とした愛荘町の要望事項を取りまとめ、2日間にわたって直接、知事、副知事、関係部長に出会って要望活動を展開してまいりました。これらの内容はいずれも町民の皆さんの切なる願いであり、町長のためのものでももちろんありません。選挙行動で後退することがあってはならないと考えますし、これまでお世話になってきました国会議員や県議員、そして町議会議員各位におかれましても、町民本位の立場で変わらぬご支援のほどをお願いする次第でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

(総務主監細江新市君登壇)

○総務主監(細江新市君)まず、競売入札妨害事件についての説明および現在の状況についてでございますが、昨年12月6日、旧愛知川町発注の下水道工事の入札に絡み、競売入札妨害容疑および贈収賄容疑で6名の逮捕者が出ました。

その後それぞれ調査・審理され、大津地方裁判所が最終6月4日判決を下され、ご承知のとおり新聞報道されたところでございます。

その間、それぞれの関係業者につきましては、滋賀県は18ヶ月の指名停止、また本町につきましては、町建設工事等指名停止基準に基づき、最長期間であります24ヶ月の指名停止の処分をいたしました。

また、審理裁判中でありましたが、下水道工事の入札に絡み、町に損害を与え、深く反省しているため、その損害の一部弁済としてというようなことで、石部稔英から600万円、北川庄司、井口一男の両名からそれぞれ100万円の弁済の申し入れがあり、5月中旬に合計800万円を、弁済金の内金として受領いたしております。

これで、刑事事件は終止符を打たれると思えますけれども、今後控訴期間の終了から民事における損害賠償について、弁護士と協議をしながら請求の手続きを進める考えでございます。また、先ほども辰己議員にお答えさせていただきましたように、公正取引委員会への手続きも進める考えでありますので、ご理解のほどよろしく願いを申し上げます。

次に、東部地域公園問題の今日までの経緯・経過につきましては、旧愛知川町が住民参加で策定をいたしました第3次総合計画に位置づけられ、パブリックコメントやワークショップを行いながら、都市計画法に基づく諸手続きを経て、都市計画決定、事業認可を受けたものであります。

しかし、東部地域公園建設の凍結を求める請願書が提出され、建設計画は白紙とされ、用地は取得するに至りませんでした。平成17年9月22日に旧町で締結されました覚書には、財産取得した土地は愛荘町に引き継ぎ、公共用地の利用方法は愛荘町において検討機関を設置し、検討・協議すること。総合的な見地から、愛荘町民に望まれる活用に努めることとされております。

総合計画、都市計画マスタープランや緑の基本計画を策定する中で、住民ニーズを的確に把握するとともに、多様な住民の皆さんの意見を聞きながら、町民が望まれる活用を見出さなければならないと考えております。

次に、香之庄地先の町有地につきましては、民有地と混在しており、極めて複雑な土地形態であります。有効活用を考えていかなければなりません。そのため昨年度、香之庄地区と自然学習の森構想などの有効活用について提案・協議いたしました。全員のご理解をいただくところまでに至っておりません。

いずれにいたしましても、たくさんのお休地はみんなの財産であります。明確に管理するため、昨年から財産の状況

について調査の取りまとめをしているところであります。全体を把握次第、町の管理方針を決めていきたいというように考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)2番上林貞君。

○2番(上林貞君)村西町長にお聞きしたいと思います。先ほどと質問が重なる場合もあるかも知れませんが、お許し願いたいと思いますが、先の県議会議員選挙で村西俊雄氏自身のつながりによって、明らかに偏った党推薦の候補者を押された、この行動を示されたことがいかななものだったのかなというふうに思います。

さらに言うならば、3月定例会の一般質問で、水野議員さんからのご指摘もあったにも関わらず行動されたこと、愛荘町の発展を思う時、大変遺憾に思うところでございます。

先の町長選挙におきましては、新しいまちづくりにかけて、党派も越えて大多数のご支持のもとに誕生した村西町長であり、愛荘町のまちづくりに期待を膨らませての今日であります。私は、決して村西俊雄氏個人を批判するものではありません。村西俊雄、愛荘町長とする公人であるがゆえに、今後の施策執行に不安を感じているものです。

こうしたことで、再度町長にお聞きいたしますが、町長自ら姿勢を見せられている今日、町長の手腕が問われることは必至であります。国・県など政権与党と呼ばれる代議士と、今後愛荘町の将来を左右する町長の対応策はどのようにされるのか。町長にお考えを求めたいと思います。

また先ほど、町長の答弁からいただきましたミニコミ誌の件でございますが、確かに、何もかも自由ということで保障されている我が国であります。先ほどおっしゃいました言論の自由、報道の自由、思想の自由、表現の自由など、本当に至れり尽くせりの我が国であります。それには十分理解するところでありますが、自由の中にもすべてルールがあり、節度があって然りと考えています。

先のミニコミ誌で、愛荘町全体を不安や、さしては人権的に侵害される報道は、決してこの先、住みよいまちづくり、住んでよかったと思うまちづくりには、大きなマイナス効果ばかりで、全体に好まれる方法ではないと考えます。ミニコミ誌に対する対応策についても、文書において節度ある対応を求めたいぐらいの申し出までできるかと思いますが、これらのごに対して町長としてのお考えを求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)特別職である私、住民の皆さんから選挙で選ばれた町長として、選挙運動と政治活動も許されているわけですが、先ほども申し上げましたとおり、私は政党的にできるだけ中立を守りたいなというふうに思っていますけれども、今般は良心に基づいて行動したものでありまして、今後とも私の良心まで売ることは絶対にあり得ないというふうに思っています。

それから、ミニコミ誌に対して物申すべきというふうなお言葉であったかと思いますが、言論の表現の自由を許されている限り、行政の方からそういった申し出をすることについては全く考えていませんし、住民の皆さんに隠し事があるてはならないというふうに思います。いろいろなことを住民にやはり公表していく、公開していく、知っていただく、このことがこれからの新しいまちづくりには、ぜひ必要かなというふうに考えている次第でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)上林貞君。

○2番(上林貞君)町長が今答弁していただきました良心という、良心とは何かを聞かせていただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)良心とは私にとって、私の真心であります。

○議長(久保田九右衛門君)これで一般質問を終わります。本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長します。

#### ◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(久保田九右衛門君)日程第4、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。事務局に説明を求めます。

[事務局長高橋正夫君登壇]

○事務局長(高橋正夫君)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

この人権擁護委員につきましては、秦荘地域3名、愛知川地域3名の計6名を任期3年をお願いしております。現在、人権擁護委員であります北八木58番地1にお住まいの小杉正男さんが、平成19年9月30日をもって任期満了となります。このことから、大津地方法務局から人権擁護委員の推薦依頼がございました。今回、3期目の再任委員としまして小杉正男さんを推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長より議会の意見を求められております。適任であるか否かの意見をお願いするものでございます。

人権擁護委員さんの役割・使命につきましては、国民の基本的な人権が侵害をされることのないように監視し、これ

が侵害された場合には、その救済のために速やかに適切な措置をとるとともに、常に自由人権思想の普及・高揚に努めていただくことになってございます。

また、任期につきましては、法務大臣から任命がされるものでございますが、委嘱発令日の統一化によりまして、平成19年10月1日から3年間となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより意見の発言を求めます。14番、水野清文君。

〔14番水野清文君登壇〕

○14番(水野清文君)それでは申し上げます。

人権擁護委員の推薦について意見を申し上げます。小杉正男氏は、住所愛荘町北八木58番地1。昭和15年11月23日生まれの66歳の方で、今日までに旧秦荘町社会教育委員を務められ、また、教育委員会社会教育指導員を歴任されるなど人権問題に精通されてこられた方であり、国民に保障されている基本的人権の擁護や自由人権思想の普及のため、現在も人権擁護委員として活躍をされておられます。

小杉氏は、人格識見高く、知性温厚で円満誠実な人柄であり、社会貢献の精神に基づいて、今後も引き続き人権擁護委員としてその使命を発揮するものと考えております。こういった極めて適正な方を人権擁護委員に推薦されることは、誠に適切な人事であると思えます。

したがって、適任であると考えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)ただいま水野議員から発言のありました適任であるとの意見を議会の意見として、町長に回答することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、適任であるとの意見を町長に回答することに決定しました。

#### ◎報告第4号～報告第7号の上程、報告

○議長(久保田九右衛門君)日程第5、報告第4号専決処分の報告についてから日程第8、報告第7号専決処分の報告についてまでを一括議題とします。

町長部局の報告を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の2ページからでございます。

報告第4号でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更につき平成19年3月16日専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

契約の目的平成18年度工事第27号、愛知川西面整備工事(町道愛知川川原線工区)でございます。変更契約の金額変更前の契約金額7,875万円、変更後の契約金額7,694万4,000円、契約の相手方につきましては、滋賀県愛知郡愛荘町常安寺592番地、榊フタバ代表取締役山田泰人。

次、報告第5号、3ページでございます。

同じく地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更につき平成19年3月16日専決処分をいたしましたので、報告をいたすものでございます。

契約の目的につきましては、平成18年度工事第50号、愛知川西面整備工事(愛知川～国8工区)でございます。変更契約の金額、変更前の契約金額9,471万円、変更後の契約金額9,592万650円、契約の相手方につきましては、滋賀県大津市中庄1丁目15番18号クレストビル2階、ライト工業株式会社京滋営業所所長岩本正幸。

続きまして、報告第6号でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更につき平成19年3月16日に専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

契約の目的につきましては、平成18年度工事第56号、愛知川西面整備工事(愛知川ニュータウン工区)でございます。変更契約の金額、変更前の契約金額5,565万円、変更後の契約金額5,526万5,700円、契約の相手方、滋賀県東近江市東沖野3丁目8番17号、満田工業株式会社代表取締役田中博。

次、報告第7号でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更につき平成19年3月16日専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

契約の目的、平成18年度工事第57号、愛知川西面整備工事(中宿～愛知川国8工区)でございます。変更契約の金額、変更前の契約金額4,005万7,500円、変更後の契約金額4,369万4,700円、契約の相手方、滋賀県愛知郡愛荘

町石橋43番5号、竹秀建設代表取締役竹中仁美。

以上、報告を終わります。

○議長(久保田九右衛門君)これで、報告第4号から報告第5号専決処分の報告についてを終わります。

#### ◎報告第8号の上程、報告

○議長(久保田九右衛門君)

続いて、日程第9、報告第8号平成18年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長部局の報告を求めます。

(総務主監細江新市君登壇)

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の6ページからでございます。

報告第8号、平成18年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費計算書を報告させていただきます。

7ページでございます。平成18年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の一般会計の部でございます。上段の山川原地区ほ場整備事業につきましては、翌年度繰越額2,325万7,000円、次に道路新設改良事業につきましては1,900万円、公営住宅建替事業につきましては2,600万円、ふれ愛スポーツ公園管理運営事業につきましては1億8,691万8,000円、それから、下水道事業特別会計につきましては、下水道工事といたしまして翌年度繰越額1億1,000万円、次に介護保険事業特別会計につきましては、電算システムの改修といたしまして翌年度繰越額495万6,000円でございます。

以上で報告を終わります。

○議長(久保田九右衛門君)これで、報告第8号平成18年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

#### ◎報告第9号の上程、報告

○議長(久保田九右衛門君)日程第10、報告第9号専決処分の報告についてを議題とします。

町長部局の報告を求めます。総務主監。

(総務主監細江新市君登壇)

○総務主監(細江新市君)それでは、報告第9号でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更について平成19年5月24日専決処分を行いましたので、報告をさせていただきます。

契約の目的、平成18年度工事第49号、愛知川西面整備工事(国8御幸工区)でございます。変更契約の金額、変更前の契約金額3,769万5,000円、変更後の契約金額3,828万5,100円、契約の相手方、滋賀県東近江市東沖野3丁目8番17号、満田工業株式会社代表取締役田中博。

以上、報告を終わります。

○議長(久保田九右衛門君)これで、報告第9号、専決処分の報告についてを終わります。

#### ◎報告第10号の上程、報告

○議長(久保田九右衛門君)日程第11、報告第10号平成18年度滋賀県市町土地開発公社決算報告についてを議題とします。町長部局の報告を求めます。

(総務主監細江新市君登壇)

○総務主監(細江新市君)それでは、報告第10号でございます。平成18年度滋賀県市町土地開発公社決算報告についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成18年度滋賀県市町土地開発公社決算について、別冊のとおり報告するものでございます。

お手元に別冊の平成18年度事業報告書および財務諸表を配らせていただいております。内容につきましては、先般の全員協議会におきまして報告をさせていただいておりますので、省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長(久保田九右衛門君)これで、報告第10号平成18年度滋賀県市町土地開発公社決算報告についてを終わります。

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第12、承認第1号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、承認第1号でございます。議案書の10ページ・11ページでございます。愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月31日付けで専決処分をいたしましたので、承認をお願いするものでございます。

11ページにあげさせていただいておりますように、別表の備考中「および」を「または」に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、承認第1号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第13、承認第2号愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、承認第2号でございます。議案書の12ページ以降でございます。愛荘町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月31日付けで一部改正の専決処分をいたしておりますので、承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別冊にお配りさせていただいておりますように、説明資料の1ページでございます。改正する理由につきましては、最近における社会経済情勢および財政状況を踏まえつつ、経済社会の活性化を実現するため、税制の構築に向けた改革の一環として、地方税法等の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布されました。それに基づきまして改正をするものでございます。

内容といたしましては、用語の変更、固定資産税の減額措置の創設、町民税の課税の特例等の整備であり、関係の町税条例の一部を改正するものでございます。

第2条につきましては、「町吏員」から「町職員」の改正でございます。

第95条につきましては、特例税率を本則税率に変更するものでございます。

第131条につきましては、特別土地保有税の課税規定に伴う地方税法施行令の条のずれでございます。

付則第10条の2につきましては、改正内容2つあがっておりますけれども、ここに記載のとおりでございます。

以下、付則につきましては、この説明資料にあげさせていただいておりますとおりでございまして、11番目に記載しております改正付則関係につきましては、施行日につきましては平成19年4月1日、なお、改正付則第2条・第3条につきましては経過措置をうたっているものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。この中で、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税課税の特例に関してですけれども、町内でこのような例が、昨年度18年度の例をとってどのぐらいあったのかどうかということ。そして、あと、付則の第20条ということで、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等および譲渡所得等の課税の特例ということで書いていますけれども、特定中小会社というものはどんな会社なのか。そして、先ほどのように、このような特例が昨年度においてあったのか。あったならば何件あったのかについて、答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君) 税務課長。

○税務課長(小杉勝三君) ただいまのご質問にお答えいたします。

付則第19条の3、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例でございますけれども、これにつきましては、100分の3%を100分の1.8%に減額するというところでございますけれども、これにつきましては、該当がないように記憶しております。

また、付則第20条でございますけれども、特定中小会社という文言でございますけれども、これにつきましては、いわゆるベンチャー企業を指すものでございます。ベンチャーとは、ベンチャー企業あるいはベンチャービジネスの略でございます。新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創意的あるいは革新的な経営を展開する中小企業体を指すものでございます。

また、これにつきましても、課税の特例につきましては該当しないように記憶しております。以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君) 13番、瀧すみ江。反対討論を行います。承認第2号に対して反対を表明します。

愛荘町税条例の一部を改正する条例の中には、上場株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例として、税率を引き下げる特例税率の適用期間を1年延長する。また、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等および譲渡所得等の課税の特例の適用期限を2年延長という内容があります。

庶民には、高齢者控除や定率減税の廃止や住民税の増税による負担を押し付ける一方で、一部金持ちを優遇する政府の姿勢を示していることを訴えまして、反対討論といたします。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 賛成多数です。よって、承認第2号、愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 日程第14、承認第3号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君) それでは、承認第3号でございます。議案の15ページでございます。愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項に規定により平成19年3月31日に専決処分をいたしましたので、報告させていただき承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、説明資料の12ページをご覧くださいと思います。改正する理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布されたことに伴いまして、条例の一部改正をするものでございます。

条例の第2条および第11条、基礎課税額にかかる課税限度額の引き上げでございます。53万円から56万円の改正でございます。

付則につきましては、第1項は施行日、平成19年4月1日、第2項につきましては経過措置をうたっているものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君) 反対討論を行います。承認第3号に対して反対を表明します。

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、課税限度額を3万円引き上げるものです。町民の負担を増

やす内容であることを訴え、反対討論いたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、承認第3号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第15、承認第4号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の17ページ、承認第4号でございます。

平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により平成19年3月31日付けで専決処分をいたしましたので、報告させていただき承認をお願いするものでございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,720万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億3,817万9,000円とするものでございます。なお、第2条につきましては繰越明許費、第3条につきましては地方債の補正を掲げております。

内容につきましては、24ページをお開きいただきたいと思います。第2条といたしまして、繰越明許費の補正を計上させていただいております。追加といたしまして、山川原地区ほ場整備事業でございます。2,325万7,000円の繰り越しでございます。

変更につきましては、公営住宅建替事業といたしまして、2,211万8,000円から2,600万円に補正をさせていただいたものでございます。

25ページにつきましては、第3表、地方債の補正でございます。合計しまして、6,890万円の減といたしまして、9億8,210万円とさせていただいたものでございます。

事項別明細からでございます。28ページからでございます。

先ほど申し上げましたように、18年度最終の3月31日付けの補正でございます。いろいろな額につきましては、確定あるいは実績、それから入札差額、精算等に基づくものでございまして、金額の大きいもの、決算見込みに合わせた形で補正予算をさせていただいたものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、先般の全員協議会におきまして詳しく説明をさせていただきましたので、目の額のみ説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず歳入につきましては、町税、町民税の個人・法人を合わせまして3,975万円の増、固定資産税につきましては5,500万円の増、軽自動車税につきましては130万円、町たばこ税につきましては290万円の増、自動車重量課与税につきましては384万9,000円の減。

30ページをいまして、地方道路課与税222万1,000円の減、利子割交付金につきましては60万6,000円の増、配当割交付金につきましては463万7,000円の増、株式等譲渡所得割交付金につきましては950万8,000円の減、地方消費税交付金493万2,000円の減、自動車取得税交付金515万3,000円の減、地方交付税につきましては、2,012万2,000円の増でございます。

次、分担金及び負担金の民生費負担金でございますが、30万5,000円の増。次、使用料、民生使用料が661万1,000円の増、手数料、総務手数料が151万2,000円の増。

次に、国庫支出金の民生費国庫負担金1,972万3,000円の減、それから国庫補助金としましては、民生費国庫補助金、それから土木費国庫補助金、教育費国庫補助金を合わせまして743万4,000円の増でございます。

委託金につきましては、民生費委託金81万円の減でございます。

次、県の負担金の民生費県負担金202万6,000円の増でございます。

補助金関係につきましては、民生費県補助金それから農林水産業費土木費のそれぞれ県補助金を合わせまして、2,625万4,000円の減となっております。



委託金関係で、総務費委託金329万5,000円の増。

次、財産収入といたしましては、基金の利息といたしまして、合計156万6,000円の増でございます。財産収入、財産売払収入、物品売払収入を合わせまして395万8,000円の増でございます。

次に、繰入金の基金繰入金につきましては、地域基盤づくり推進基金繰入金、福祉・保健基金繰入金、それから次の38ページにわたりまして、町営住宅建設整備基金繰入金、防災基金繰入金、教育振興基金繰入金、町史編さん基金繰入金、合わせまして1億2,280万円の減額の補正でございます。

次、諸収入の貸付金元利収入については166万円の減、それから民生費受託事業収入、それから消防費受託事業収入を合わせまして280万7,000円の減の補正でございます。雑入につきましては、39万5,000円の増となっております。

次、町債につきましては、総務・土木・消防・教育債を合わせまして6,890万円の減額補正でございます。

次、歳出につきましては、人件費関係については精算に伴う補正をさせていただいたものでございます。

まず、総務費の総務管理費につきましては、一般管理費2,256万2,000円の減、文書広報費については200万円の減、財産管理費につきましては1,138万8,000円の減、企画費につきましては989万2,000円の減、電子計算費については1,041万7,000円の減、自治振興費135万円の減、地域安全対策費242万2,000円の減。

それから、43ページにいきまして、徴税費の関係は、総務費は財源調整でございます。賦課徴収費については896万1,000円の減、それから戸籍住民基本台帳費については83万円の減でございます。

社会福祉費にわたりまして、社会福祉総務費1,198万8,000円の減、それから老人福祉費については1,247万1,000円の減、人権施策推進費37万円の減、国民健康保険費1,625万4,000円の増、障害福祉費1,705万7,000円の減でございます。

次、障害支援費については3,431万6,000円の減、福祉センター費には65万9,000円の減、けんこうプール管理費529万7,000円の減、介護保険費については192万円の減でございます。

次、児童福祉費の児童福祉総務費については645万5,000円の減、児童福祉措置費については1,139万2,000円の減、保育園費29万3,000円の減。

次、保健衛生費の保健衛生総務費148万6,000円の減、環境衛生費706万6,000円の減、老人保健事業費2,001万7,000円の減、保健センター管理費73万5,000円の減。

次、農業費の農地費1,494万9,000円の減、商工費の商工振興費56万円の減、それから道路橋梁費の道路新設改良費5,129万1,000円の減、道路維持費1,167万8,000円の減、交通安全対策費170万1,000円の減。

次、河川費の河川総務費141万8,000円の減、都市計画費は都市計画総務費1,103万8,000円の減、下水道費1,858万5,000円の減。住宅管理費は55万1,000円の増、小集落地区改良事業費4,538万5,000円の減。

次に、消防費は非常備消防費340万円の減、消防施設費115万8,000円の減、防災対策費3,662万6,000円の減でございます。

次、教育費の教育総務費、事務局費99万2,000円の減、教育振興費70万円の減。

それから、次、小学校費の学校管理費415万2,000円の減、教育振興費30万円の減。それから、中学校費は学校管理費539万5,000円の減、教育振興費125万円の減。次、幼稚園費は、264万7,000円の減となっております。

次、社会教育費の社会教育総務費68万5,000円の減、人権教育振興費90万3,000円の減、町史編さん費361万4,000円の減、公民館費270万円の減、図書館費141万8,000円の減、びんてまりの館費100万円の減、ハーティーセンター費197万4,000円の減、博物館費163万8,000円の減でございます。

次、保健体育費の保健体育総務費115万5,000円の減、体育施設費570万3,000円の減、学校給食費316万9,000円の減。

次に、諸支出金の基金費、財政調整基金費、それから減債基金費、地域基盤づくり推進基金費、それからシンボルリバー基金費、町営住宅建設整備基金、防災基金、それから教育振興基金、町史編さん基金、それぞれの積立金の補正をさせていただいております。合計合わせまして、3億452万3,000円の増の補正でございます。

なお、60ページ以降につきましては、給与費等の補正の明細を付けさせていただいております。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。45ページ、目の障害福祉費について質疑を行います。平成18年度の補正ですので、答弁においてはそこを留意して答弁を求めておきます。

まず最初に、障害者自立支援法が18年度に実施されたわけですがけれども、その負担軽減を求めた方がおられるのかどうか、その場合において資産調査を実施したのかどうか、その実施した件数について答弁をいただきます。

そして、次に障がい者の程度区分の認定についても、重度の障がい者や、また全盲の方、聾啞者の方などについて、障がい者の程度に関係なく介護の認定に適用した場合に、軽い認定をされていないかどうかという、そうした事案がないか。なぜそのことを聞かかと言え、介護給付に関わって、ここにきているような給付費等などに影響する。ただ、精算という問題に働くということで今確認をしています。

それで、次に通所施設の利用者で所得階層区分ごとについて答弁をいただきます。その状況の中で生活保護、要するに負担が0円という方です。そして、収入が80万円以下、障害者年金で2級の認定を受けている方、80万円以上の住民税の課税者というのがそれぞれどれだけおられるのかということ。

そして、歳入歳出に関わってになるわけですが、当然、歳入の部分で障害者福祉医療の426万円入ってたりするのですが、その中で、本町でも厚生医療費や育成医療費の拠出状況はどれだけのなか。また、その対象人員はどれだけのなか。以上、答弁を求めます。

○議長(久保田九右衛門君) 暫時休憩をします。

休憩午後5時05分

再開午後5時24分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君) 先ほどの辰己議員のご質問でございますが、まず、自立支援法の負担軽減を求めた方があったかなかったかですが、18年度中にございませんでした。

次の障がい者の程度区分1～6までであるわけですけれども、これにつきましては、国の基準が106項目ございまして、この認定調査の研修を受けた職員がこの106項目についてチェックをいたしております。そして、主治医の意見書も求めております。

そして、介護保険と同じような認定審査会になるわけでございますが、これにつきましては、愛犬地域で一括して認定審査会を湖東衛管におきまして実施をいたしております。そして、有識者7人に審査をいただいているということで、軽い目に見るとか、実態と程度が異なるというようなことは、まず考えられないというような状況でございます。

それと、通所施設等に通っておられる方は11人ございまして、生活保護の対象者はゼロでございます。

そして、収入の80万円以下、あるいは80万円以上ということにつきましては、現在、原課の方で1つずつ拾って調査をしておりますが、ちょっと時間がかかるとお思いますので、これはまた後刻お知らせしたいと思います。

厚生医療につきましては7名でございます。そして、育成医療につきましては、18年度まで県の方で所管をされておられまして、5人程度と伺っております。平成19年度からは、町で育成医療につきましても担当するというところでございます。

以上でございます。先ほども申し上げましたように、一部まだ積み上げ調査等を今してございまして、報告が今できないことをお許しいただきたいと思っております。

○議長(久保田九右衛門君) ほかに、1番、辰己君。

○1番(辰己保君) 1番、辰己。この45ページ、障害者福祉費ならびに障害者支援費で、減額補正で合わせ持って5,100万円の減額になるわけです。

なぜこの問題を大きく取り上げているかと言え、自立支援法が実施されたことによる影響と。特にそうした影響も、結果としては残念ながら所得階層区分という施設利用での負担限度額、また、医療における負担限度額が同じような所得区分がされているのだということ。なのに、障害者年金1級をもらっている方が、結果として80万円以上の収入があるからと言って2万4,600円なのか。2級の方が年金の支給が少ないからと言って80万円以下ということで1万5,000円になる。非常に逆進的な状況が生まれているのだとことを知ってほしいから、この問題を明らかにしたのです。

しかも、課長が、判定においてきつく見るとかゆるく見るとか、当然そんなことはないわけです。先ほど106項目とか、そういうような問題が結果として重度の障がいがあっても、電動車椅子に乗っている状況になれば要介護の3だとか、または全盲の方や聾啞者の方で、結局はそういう認定を行えば「非該当」になってみたり「自立」になる、それはあり得ることなのです。

そうした実態に伴わない。しかも生活上大変な中で障がいを持っていることによる生活が大変になっている。なのに、重い障がいの方に重い負担を持ち込んでいるという、この実態を知っていただきたいと思っているのです。町長、そうした自立支援法が実施されて、こういった障がい者に大きな負担が来ているということの認識があったのかどうか、答弁が1つだけ聞いておきます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)昨年の自立支援法の大改正ですが、これは私どももびっくりして、障がい者の方に1割負担というのが明かされたというので、本当に負担能力があるのかなというのが私自身も非常に危惧したところでありますが、昨年度、大変大きな課題になりました。

年度途中で、10月から県も改めて新たな支援策を急ぎとったということもあるわけですが、私も細かい分析はできておりませんが、この予算の状況を見ましても、非常に大きな額が減額されていた。要するに、やはり障がい者の方にとって非常に利用しにくい制度になってしまったのかなという印象は受けているところですが、国の方でも見直しをされているということも聞いておりますし、できるだけ早く障がい者の方にとっても安心できる制度に戻るようにと言いますか、そういったものを期待しているところです。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。44ページですけれども、介護者激励金というところで、説明をお聞きしましたところ、110人予定だったのですが52人になったという説明で、半数ほどになっているのですけれども、こういうものは予測ができるものではないかと思しますので、その説明を求めます。

そして、47ページですが、放課後児童健全育成施設指定管理料ということで、126万1,000円減になっていますけれども、それは旧愛知川町の方の2つの小学校内にある学童保育所のことだと思いますけれども、これほどの施設がどうだったかという説明を求めます。

それから、その下の負補交ですけれども、障害児保育事業費補助金というのも大きく人数が減っていると思しましたので、9人のところ3人になったとおっしゃいまして510万円の減ということで、これもちょっと何か原因があるのかと思ひまして説明を求めます。

そして、48ページですけれども、負補交のところですが、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会負担金ですが、この負担金が減になるというのはどうということかなと思います。理由をお願いします。

これにかかわって、18年度で何か議論があったのかどうかについて、新しい広域のごみ処理施設についてですけれども、それについての議論があったのかどうかについて答弁をお願いします。

そして、その下の生ごみ処理機補助金ですが、これは旧愛知川町にしかわかりませんが、この処理機の補助金が増えてきた頃は60台とかあったと思うのですけれども、1台ま2倍の人口ということになっているのですが、30台とお聞きしているの、その啓発とか、そういう状況がどうい状況だったのかについて、答弁をお願いします。

そして、53ページですが、適応指導教室指導講師賃金ですが、70万円の減ですけれども、これもたぶんよく愛の郷でやっていたものだと思うのですけれども、たぶん1人分の賃金ではないかと思うのですけれども、減になっているというのはわかりませんので、それも説明を求めます。ということで、以上お願いします。

○議長(久保田九右衛門君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)44ページの介護者激励金でございますが、これは要介護4・5ならびに認知症の方を、1か月のうち20日以上在宅で介護をされた場合に交付をさせていただきます。ということで、10日以上ショートを利用されるというようなこともありますと対象外ということになりますし、また入院とか入所とかいうことにもなりますと対象外になりますので、あらかじめ確かな予測を立てるといことは難しいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(久保田九右衛門君)社会福祉課長。

○社会福祉課長(西川都々子君)失礼します。47ページの放課後児童健全育成施設指定管理料の件でございますが、これにつきましては、えちこクラブの方の基準人数の変更でございまして、当初36人から70人の枠で見えておりました。それが、結果といたしましては20人から35人の枠になりまして、基準額が減額したためでございます。

それから、その下の障害児保育事業費補助金の関係でございますけれども、これにつきましては、3つの保育園で9人の予測をしておりましたが、それが一応結果としては3人になったわけでございますけれども、それにつきましては、専任保育士等の人件費に充てる分でございますけれども、特に理由等はございませんので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)教育次長。

○教育次長(西沢和一郎君)53ページの適応教室指導講師の賃金70万円の件でございますが、こちらにつきましては、不登校児童生徒に対し家庭訪問活動や適応指導教室の開催という形で行っているものでして、該当児童が少なかつたために減っているということで、先ほどご質問のありましたように、愛の郷の横の方で勤務いただいでやっているものでございます。対象児童の減ということで、よろしくお願ひいたします。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

-----

○住民課長(福田俊男君)それでは、私から湖東地域一般廃棄物の処理広域化事業促進協議会の負担金関係、それから、生ごみ処理機の補助金の啓発の関係につきましてお答えしたいと思います。

促進協議会の負担金の減額につきましては、当初生ごみ処理計画等の策定を進めておりまして、入札によります差額分でございます。

それから、生ごみ処理機の補助金の啓発の部分でございますが、当初40台分ぐらいの予算を計上させていただいて対応いたしておりますが、これにつきましては、美化推進会議におきましての周知、あるいはまた『広報あいしよ』での周知、それから合併時に配付されておりますくらしのガイドブック等で周知・啓発をさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午後5時39分

再開午後5時39分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長。

○住民課長(福田俊男君)廃棄物の広域化事業につきましての促進協議会での協議の状況ということでございますが、現在これらにつきましては候補地の選定が終わりまして、一定いくつかの候補地につきましての地元等との協議をさせていただいている段階でございますが、まだ該当地からの説明等がこれからされていくということで推移いたしておりますので、そういう状況になっています。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。反対討論を行います。平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)について反対します。

質疑の中でも、すべてが明らかにではありませんでしたが、ただ障害者自立支援法の実施に伴って、その対象者に多大な影響が出ていることは、その5,000万円の減額補正からも明らかになっています。

それで、今年度からは多少そうした初年度の問題点を精査した動きが起こっているとは言え、やはり障がい者にとっての負担というのについては厳しいものがあるわけです。

そこで、やはりこの補正予算を見た時に、財政調整基金だけの積み立てだけでも1億5,000万円という自主財源があるわけです。町長は少子化対策、その支援として強い姿勢で施策を実施されています。障がい者においてもそうした実態把握をさせていただいて、その障がい者自身が住んでよかったと言える愛荘町、しかも、そうした大きな財源は要らないわけです。現在負担をしているところにサポートをしにい。そうしたことによって、本当に障がい者の方も生活のしやすい状況、環境づくりが必要です。

特に障がい者のこうした自立支援法に伴って、資産調査とかあらゆるものが、本町ではなかったわけですが、実際問題、減額しようとする資産調査をされる。また、介護の認定になれば、その障がいの度合いによって当然介護度が変わってきますから、軽度にも扱われます。しかし、実態の生活は厳しいのです。そうした逆進的な運用になっていること、そこで行政としてやるべきこと。国の制度が当然大きな問題を投げかけたとは言え、やはりその制度は今実施されている以上、行政ででき得ること、しかも厳しい財源と言いながら、自主財源を持って十分に障がい者に対して支援できる財源がある。そのことを申し添えて、障がい者に光を当てる施策を求めて、反対討論とします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。14番、水野君。

○14番(水野清文君)ただいま議題になっております平成18年度愛荘町一般会計補正予算について、賛成する立場から討論をさせていただきます。

それぞれ部分別の中で、しっかりと見据えた中で精査され補正されたものと確信をしております。よって、私は賛成とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、承認第4号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第16、承認第5号平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

(住民福祉主監西村久昭君登壇)

○住民福祉主監(西村久昭君)承認第5号を説明させていただきたいと思います。

平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分をしましたので、これの承認を求めます。

63ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の補正第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,676万3,000円とするということでございます。

66ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、歳入といたしまして、他会計からの繰入金ということで55万円の増、歳出といたしまして、総務管理費といたしまして、減債基金として55万円の増ということでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、承認第5号、平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第17、承認第6号平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

(住民福祉主監西村久昭君登壇)

○住民福祉主監(西村久昭君)承認第6号を説明させていただきたいと思います。

平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付けで専決処分をいたしましたので、承認を求めます。

68ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の補正ということで、第1条でございますが、既定の歳入歳出から歳入歳出それぞれ449万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ557万7,000円とするということでございます。

71ページをお開きいただきたいと思います。これにつきまして、事業の不執行によりましての減額でございます。歳入といたしまして、71ページですけれども、財産売払収入ということで428万円の減、他会計繰入金といたしまして21万8,000円減。歳出でございますが、72ページでございますが、公共事業用地の取得事業費といたしまして449万8,000円の減ということをお願いするものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、承認第6号平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第18、承認第7号平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)73ページをお開きいただきたいと思います。承認第7号でございます。平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付けで専決処分をいたしましたので、承認を求めらるるものでございます。

74ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の補正第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,835万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ14億1,354万6,000円とするものでございます。

79ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、国・県等の補助金の確定ならびに精算等によりますものが主なものでございます。

歳入といたしまして、国民健康保険税といたしまして870万円の増、国庫負担金といたしましては800万円の減、国庫補助金といたしましては705万円の減。

80ページをお開きいただきたいと思います。療養給付費交付金といたしましては630万円の増、そして県補助金につきましては531万3,000円の増、財産運用収入につきましては24万4,000円の増、他会計繰入金につきましては1,625万4,000円の増、基金繰入金につきましては6,011万1,000円の減。

続きまして、歳出の方でございますが、総務管理費につきましては650万円の減、療養諸費につきましては2,060万円の減、高額療養費につきましては1,150万円の減。

続きまして、84ページでございますが、出産育児諸費につきましては485万円の減、老人保健拠出金につきましては財源更正でございます。保健事業費につきましては99万6,000円の減、そして基金積立金につきましては24万5,000円の増ということでございます。

以上、よろしくご審議の方お願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。84ページの老人保健医療費拠出金にかかわって質疑をします。

拠出金総額が3億になっているわけです。これの老健への拠出金の算定基礎と言いますか、算定はどのようにされているのかということ。療養諸費で見ると、国保会計の中での保険給付総額が約9億円、そして老健が3億が拠出金となっている。全体の予算の中で、約2割強が老健とウエイトがなっています。保険者としてどういふふうには保健団体に指示をされているのかということでお尋ねします。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答え申し上げます。

まず、療養給付費につきましては、支払基金の方に交付をさせていただいて繰り入れをするものでございまして、現在、年度末の国保の被保険者数でございますが6,690人おられまして、そのうちに老人医療に係る者が1,529名ということになっております。

この方に関係する療養給付費につきましては、今ほど申し上げましたように、国保連合会からレセプトがまいりますので、それをもって算出された金額を振り替えさせていただくということになっております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、承認第7号平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第19、承認第8号平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)86ページをお開きいただきたいと思います。承認第8号をご説明させていただきたいと思います。

平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分をいたしましたので承認を求めらるるものでございます。

87ページをお開きいただきたいと思いますが、歳入歳出予算の補正第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,302万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ15億2,448万円とするものでございます。

90ページをお開きいただきたいと思いますが、歳入でございますが、支払基金交付金といたしまして1,282万7,000円の減、国庫負担金といたしまして3,921万4,000円の減、県負担金といたしまして277万6,000円の減、雑入といたしまして179万7,000円の増、この雑入につきましては、第三者給付金ということで3人ということでございます。めくっていただきまして82ページの歳出でございますが、医療諸費でございますが、5,302万円の減ということでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、承認第8号平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第20、承認第9号平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監北川利夫君登壇〕

○農林建設主監(北川利夫君)承認第9号、平成18年度愛荘町下水道同意事業特別会計補正予算の専決処分につき承認を求めることについてを説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで次のように専決処分をいたしましたから承認を求めらるるものでございます。

94ページをお開き願います。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,768万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ15億7,151万4,000円とするものでございます。

次に地方債の補正ですが、地方債の変更は、第2表地方債の整理によるものですので、次のとおりにする。97ページをご覧ください。起債の目的は、流域下水道事業で、限度額8,760万円を8,620万円に補正するものです。合計で、限度額が4億9,310万円が4億9,170万円になります。

続いて、事項別明細書の99ページをご覧ください。歳入の分担金ですが、80万円の増です。使用料は200万円の増です。一般会計繰入金につきましては、1,858万5,000円の減でございます。次に、100ページでございますが、諸取

入の貸付金元利収入が50万円の減でございます。土木債につきましては、140万円の減額でございます。次に、歳出の101ページをご覧ください。総務管理費の維持管理費567万3,000円の減でございます。次に、公共下水道事業費ですが、1,050万円の減でございます。次のページでございます。流域下水道事業費でございますが、151万2,000円の減でございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより承認第9号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、承認第9号平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第21、承認第10号平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉課長西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)103ページをお開きいただきたいと思います。承認第10号をご説明させていただきます。

平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分につき地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分をいたしましたので承認を求めらるものでございます。

めぐっていただきまして、104ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の補正第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,852万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,905万1,000円とするというものでございます。

108ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入でございますが、これにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、国・県等の確定実績等に基づきましての専決補正でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。まず、歳入ですけれども、国庫負担金につきましては71万7,000円の減、支払基金交付金につきましては900万円の減、県負担金につきましては296万3,000円の減、財産運用収入につきましては7万8,000円の増、一般会計繰入金につきましては192万円の減、基金繰入金につきましては400万円の減。めぐっていただきまして、110ページでございますが、繰越金につきましては7,000円の減。

続きまして、歳出でございますが、介護サービス等諸費につきましては1,860万円の減、基金積立金につきましては7万1,000円の増でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより承認第10号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、承認第10号平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎日程の順序変更

○議長(久保田九右衛門君)お諮りします。日程の順序を変更し、日程第24、議案第45号愛荘町税条例の一部を



改正する条例についてから、日程第30、議案第51号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてまでを先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第24、議案第45号愛荘町税条例の一部を改正する条例についてから、日程第30、議案第51号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてまでを先に審議することに決定しました。

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第24、議案第45号愛荘町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第45号でございます。議案書の117ページをお開きいただきたいと思っております。愛荘町税条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、別冊の説明資料16ページをご覧くださいと思います。

一部改正をさせていただく理由といたしましては、最近における社会経済情勢における財政状況を踏まえつつ、経済社会の活性化を実現するため税制の構築に向けた改革の一環として、地方税法等の一部改正をする法律が平成19年3月30日に公布されたことによりまして、一部改正をするものでございます。

主なものにつきましては、第23条につきましては、法人税割の納税義務者に法人課税信託の引き受けを行う個人を追加、また法人課税信託の引き受けを行う人格なき社团等を法人と見なすという改正。

それから、31条につきましては、引用している法人税法の法律番号の削除でございます。

また、付則の17条の2につきましては、引用条項のずれ、また19条の2につきましては、根拠規定等の変更でございます。

付則につきましては、第1条につきましては、この条例は平成20年4月1日から施行する。第1号・第2号につきましては、当該各号に定める日からその法の施行から実施するということでございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第45号愛荘町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第25、議案第46号愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉課長西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)議案書の119ページをお開きいただきたいと思っております。議案第46号をご説明させていただきます。愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。別冊の説明資料の22ページ・23ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、一部改正する理由でございますが、国民皆保険を堅持し、将来にわたる持続可能なものにしていくため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講ずるなど、健康保険法等の一部を改正する法律、平成18年度法律第83号が平成18年6月21日に施行され、平成20年4月1日施行分として、70歳から74歳の高齢者ならびに乳幼児に対する患者負担の見直しがされることに伴い、愛荘町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例の要旨といたしまして、少子化対策の観点から、乳幼児に対する患者負担軽減、2割負担の対象年齢の現行の「3歳未満」から「6歳に達する日以後の最初の3月31日以前」まで拡大するものでございます。

それと、新たな高齢者医療制度の創設等を踏まえ、70歳から74歳までの高齢者の患者負担を1割から2割に引き上げるものでございます。

その他につきましては、文言の所要の整備を講ずるものでございます。

施行日は、平成20年4月1日からということになっておりますが、高齢者の受給者証の交付を今後していかなければならないということで、高齢者の受給者証につきましては、平成19年8月1日から平成20年7月31日期限で切り換え発行となりますので、今回この改正をお願いするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第46号に対して反対を表明します。

愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の中には、70歳から74歳までの高齢者の患者負担を1割から2割に引き上げる内容があります。このことは、高齢者に新たな負担を押し付け、受診抑制を生み出す原因になることを訴えておきます。

また、乳幼児に対する軽減措置である2割負担の対象年齢を、現行の3歳未満から就学前に拡大されたことについては、愛荘町では既に就学前までの医療費無料化が実施されていて、国の政策がその水準にまで行き着いていないということになりますので、本来は国の責任で、せめて就学前の医療費無料化を行うべきだということも併せて訴えておきます。以上をもって反対討論といたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第46号愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第26、議案第47号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)議案第47号、損害賠償の額を定めることについて。自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。相手方につきましては、ご覧のとおりでございます。

事故の概要につきましては、平成19年2月21日午後0時15分ごろ、彦根市開出今町1449番地1先の道路上において、地域包括支援センター職員が彦根市立病院で打ち合わせを終え帰路、町有自動車を運転中に過失により相手方の車輛を損傷させたものでございます。損害賠償額につきましては、42万400円でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄でございます。8日の全協で一応お尋ねいたしまして、9対1という割合でこちらの公用車の方が悪かったというご返答をお聞きしまして、その9対1とは何だろうなというような不信感を抱きまして調査をさせていただきました。

それによりますと、一旦停止無視ということで、その方のおっしゃるのには、通常真っ直ぐ走っているのに横から出てきてあてられたというような事態だったと報告を受けていますし、それが10割でないのはなぜかなという、保険等々、法律的に一般的にそういうふうで事が運んでいるということで、しぶしぶ納得したというお話を聞かせていただきました。

そこで、保険に加入されておられるのか。42万400円の内訳は何であるのか。もう一つは、2月11日という期日で今まで至った原因と言いますか、ちょっと遅いというようなご立腹のお言葉も聞きましたので、この際少しお聞きしたいと

思い出ろ。

そして、もう1つ付け加えておきますけれども、その日、その方は一応勤務体制が変則勤務ということで午後から勤務ということであったので、母親を乗せて病院へ行った帰りということもお聞きしまして、その日は欠勤したというようなことも聞いておりました。そういうようなことで、いろいろと事態がありまして、最終的には車を乗り換えたという報告を受けて、先ほど申しました保険に加入しているのか。また42万4000円の内訳、2月21日から今日までに至った経緯等をお聞かせ願えればと思います。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)ただいまの額の内訳でございますけれども、これは自動車会社の修理の方の見積もりをいただいておりますので、その額でございます。

それから、日にちがだいぶん経っている関係でございますけれども、これは見積もりと、それから保険がうちの方も入っておりますので保険会社の連絡、それから保険会社と相手方との交渉、それから示談の関係につきましては、一応予算あるいは、この損害賠償の額の議決をいただきましたら示談をしていただけたところまで話が進んでおりますので、していただけるというような確信をいただいているという報告を受けさせていただいております。よろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤です。保険には入っておられて、この修理費は保険ではきかないのですか。保険できくと保険で修理というように私らはしてますのでね。それでこの42万円がちょっと首をかじげたわけです。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)この額につきましては、保険でございます。保険がおりてまいります。

本来ですと、歳出の方で損害賠償額の補正予算があがってございますけれども、本来ですと入の方にもあがってくるわけなのですが、その方については、また後日の補正予算の時に入の方をあげさせていただくこととなりますので、ひとつご了解をいただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第47号損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第27、議案第48号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案の121ページ、議案第48号でございます。平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,508万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億308万5,000円とするものでございます。2条には、地方債の補正をあげさせていただいております。

それでは、事項別明細から説明をさせていただきますけれども、今回の補正の主なものにつきましては、4月1日付けで人事異動を発令いたしております。その関係の人件費の補正が主なものでございます。あと、補助金等の補正がまいっております。

まず、129ページの歳入でございます。詳細につきましては、先般の全員協議会におきまして詳しく説明をさせていただきましたので、款、項の合計額のみ説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

国庫支出金の国庫補助金合わせまして640万8,000円の増、県支出金の県補助金合わせまして595万2,000円の増、委託金につきましては63万5,000円の増、それから繰入金、基金繰入金合わせまして9,777万5,000円の増、それから諸収入の雑入につきましては371万5,000円の増、町債につきましては60万円の増でございます。

次に、歳出につきましては、議会費93万円の増、それから総務管理費につきましては9,161万5,000円の増、この中で電子計算費につきましては、委託料、後期高齢者医療制度システムの開発委託、それからその他制度改正に伴うシステム改修の委託費用が委託料といたしまして7,750万円あがっております。また、備品購入といたしましては、自動交付機の住基カード対応型の関連機器の購入を3,000万円計上をさせていただいております。

次に、徴税费につきましては260万2,000円の増、それから戸籍住民基本台帳費につきましては409万円の減、統計調査費については13万円の減、社会福祉費につきましては1,789万7,000円の増、児童福祉費につきましては55万6,000円の増、保健衛生費につきましては768万8,000円の増、農業費については56万1,000円の増、林業費については63万6,000円の増、それから商工費については108万3,000円の減。

次に、土木管理費1,129万円の増、それから道路橋梁費148万2,000円の減、都市計画費272万9,000円の増、住宅費については367万3,000円の減、消防費については208万4,000円の増。

次、教育費の教育総務費409万5,000円の増、小学校費については15万2,000円の増、中学校費については15万5,000円の増、幼稚園費につきましては565万9,000円の増、社会教育費につきましては2,315万3,000円の減、保健体育費につきましては4万7,000円の増というようなことで補正をさせていただきました。

以下、150ページ以降につきましては、人件費の補正予算の明細を付けさせていただいております。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。19年度一般会計補正予算(第1号)について反対をします。

特に、この中で後期高齢者医療制度が来年度実施に向けての準備が行われております。しかし、後期高齢者医療制度の実施によって、75歳以上の方の年金天引きが介護保険と合わせて1万円にもなってしまう、こうした事態をつくり出します。65歳以上の寝たきりの方もそうしたところに組み入れられて、結果として医療負担を伴っていくということでもない医療制度が行われることを厳しく批判して、反対討論とします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第48号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第28、議案第49号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)156ページをお開きいただきたいと思います。議案第49号、平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の補正の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,350万円とするものでございます。

159ページをお開きいただきたいと思います。159ページでございますが、歳入につきましては、県補助金、特別調整交付金といたしまして200万円、これを受けまして、歳出といたしまして、保健事業費の委託料でございますが、国保のヘルスアップ事業の計画策定をさせていただくということで全額県の補助金を受けて計画策定を行うものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。国保の159ページで国保ヘルスアップ事業データ分析業務委託料とあるのですが、こうした事業にかかわって質疑をします。

医療費の負担が軽減され、その結果として医療費の削減が図られることにより、制度改正が大変なことになってきています。

そこで質疑をしますのは、今日までやっていた行政サービスの一環として健康診査、そうしたものについて、各保険者ごとにそのノルマが65%・75%・85%とされていると。となると、私たちは国保で、当然、愛荘町の被保険者として登録しているわけですが、共済組合に入っている扶養者に対して国保の事業では行えないという事態が生まれてくる。分離をしなければならないという事態が起こってきます。

そこで、住民課長に、今後の40歳以上の健診についての対応について答弁をいただいております。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民福祉課長(福田俊男君)ご質問にお答えしたいと思います。

まず、制度改正に伴います医療制度改正でございますが、大きくは骨子の部分で、平成20年4月から医療費の適正化の総合的な推進と、それから2点目には、新たな高齢者の医療制度の創設、それから3点目には、都道府県単位を軸とした保険料の再編・統合というものが大きな改正の骨子として目指されております。

そういう中で、来年4月から始まってまいります医療費適正化計画に基づきます総合的な推進の中で、いわゆる生活習慣病を中心とした医療費の適正化に向けての適正化計画をつくる中で、各保険者ごとに特定健康診査、特定保健指導というものが義務づけられてまいりました。ということで、国民健康保険におきましても、これら40歳以上の方を対象にこれらの特定健診等の実施をすることが義務づけられてまいりました。ただし、来年4月から施行されます後期高齢者医療制度、いわゆる75歳以上の方につきましては、努力義務という形で現在整理がされております。ご質問のように、一定、今まで町民健診として広く健康づくり分野の中で基本健診分野が、健康増進法なりあるいは老人保健事業で取り組みがされておりましたが、これが今申し上げましたように、医療制度の改編によりまして保健、いわゆる健診項目等が各保険者ごとに実施が分かれてまいりますので、一定関係各課でも協議をさせていただいておりますが、具体的に申し上げていきますと、従来まで30歳以上から健診をはじめておりました一般健診等につきましては、今後の対象が40歳以上でございますので、30歳から39歳につきましては、一定いわゆる健康づくり部門での健診事業という形になるのかなと思っておりますし、40歳から74歳からの方については、それぞれご加入の健康保険の中で特定健診等の事業が義務づけられて実施されてまいりますので、その中で受診いただくこととなります。

ただし、従来から行っておりますガン検診等につきましても、これらにつきましては、健康増進法による事業として今後検討をする事項になってくようと思っております。

具体例としまして、例えば、私たちは共済組合に入っておりますが、従来、扶養者の方は町の健康づくりでの健診を受けられておりましたが、これらについては、先ほど申し上げましたように、それぞれの医療保険者ごとに義務づけはされてまいりますので、国民健康保険の被保険者の方につきましては、愛荘町の国民健康保険と、いわゆるこの健診事業者に事業をお願いするわけでございますが、仮にA社にお願いしたとしますと、私たち共済組合の扶養者が愛荘町で受けたいということであれば、直接その共済組合さんと愛荘町の国民健康保険組合がお願いする業者さんをお願いされて、その中で契約がされていくということになってまいりますので、非常に健診の内容が大きく変わってまいります。そういう形で今現在整理をさせていただいております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○議長(久保田九右衛門君)討論ありませんか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第49号に対して反対を表明します。

平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、県から特別調整交付金を受けて、国保ヘルスアップ事業データ分析業務を委託する内容となっております。この内容は、2006年の医療制度改革により、保険者には保険事業運営の一部が義務化され、法定となった保険事業の実施状況に応じ、保険者に対して後期高齢者医療支援金の額が保険者ごとに加算・減額されるという、予防の取り組みを評価する制度が導入になる準備段階を示しています。

この制度が導入になれば、国保加入者は町で、社保加入者と40歳以上の家族はその会社で責任を持った健診事業が位置づけられ、結局は健診が受けにくくなる状況が生まれてくることが予測されます。町民の健康が守られない制度改悪であることを訴え、反対討論いたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第49号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第29、議案第50号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監北川利夫君登壇〕

○農林建設主監(北川利夫君)議案第50号、平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,572万9,000円とするものでございます。

事項別明細書の163ページをお開きください。歳入の繰入金、他会計繰入金で272万9,000円の増額です。これは一般会計繰入金でございます。

続いて、次のページの歳出でございますが、総務費の一般管理費で262万9,000円の増額です。これは職員の異動によるものでございます。

次に、諸支出金の償還金および還付加算金の受益者分担金還付金、受益者負担金還付金で、それぞれ5万円を増額するものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第50号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第30、議案第51号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第51号をご説明させていただきたいと思っております。

平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましてでございますが、歳入歳出予算の補正ということで、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ455万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,225万6,000円とするものでございます。

173ページをお開きいただきたいと思っております。まず、歳入の方でございますが、一般会計繰入金といたしまして、地域支援事業繰入金ということで現年度分といたしまして373万2,000円、そして繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして82万4,000円の増でございます。

これにつきましては、めくっていただきまして、174ページ歳出の方でございますが、職員1名の増と、そして、その次にございます過年度の負担金の返還金の分でございます。説明をさせていただきたいと思っておりますが、地域包括支援センター運営費といたしまして、人件費といたしまして373万2,000円の増、そして償還金および還付加算金といたしまして、過年度負担金交付金の返還金といたしまして82万4,000円ということでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議の力のお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第51号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長(久保田九右衛門君)お諮りします。ただいま議案3件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、議案3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)追加日程第1、議案第52号契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)議案第52号、契約の締結につき議決を求めることについて。次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

契約の目的、平成19年度工事第7号秦荘西小学校大規模改修第1期工事(建築)でございます。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額1億5,120万円。

契約の相手方、住所滋賀県甲賀市土山町大野2637番地大宝柘木株式会社代表取締役社長前野研吾。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。質疑をさせていただきます。

秦荘西小学校大規模改修工事第1期工事建築工事の入札ですが、結果調書を見てみますと、12業者のうち失格業者が2社、無効業者が2社、辞退業者が4社の入札結果になっております。失格業者・無効業者・辞退業者を合わせると8社の業者になります。

今日まで、町長の公約でもあります建設工事入札については大変な努力をされ、予定価格の公表や一般競争入札、条件付き一般競争入札を取り入れた新しい入札制度であります。その結果、業者が競争され、以前の入札と違い落札率が下がっています。今回の入札ですが、失格・無効・辞退が8社もありますが、失格・無効の理由は理解できるのですが、辞退業者が4社もあります。何か問題があったのか、管理課長にお伺いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)管理課長。

○管理課長(村西作雄君)お答えしたいと思います。

今ほどの辞退届でございますけれども、この一般競争入札の条件としまして、どこの工事現場にも携わっていない現場代理人とか、管理技術者等を付けることを義務づけておりますので、その入札までに他の工事、他の入札を落札されて、その技術者がそこへ行かれたということになると、当然、一般競争入札としての条件に合わないということで、その入札までに辞退届が出されたものでございます。

○議長(久保田九右衛門君)6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)答弁の方は理解ができますが、関連の質問をさせていただきます。

6月7日に入札執行された平成19年度工事第11号秦荘幼稚園敷地造成工事についてお伺いいたします。この入札は条件付き一般競争入札であり、議会の承認を得る5,000万円を超えに行われる工事となります。予定価格は2,000

札は案件内で一般競争入札であり、議会の承認は行なわれ、0.000万円までには行かないと申し出ており、予定価格は0.000万6,000円、消費税込みであります。入札参加資格の確認をされ、入札参加資格審査により対象工事の競争入札に参加できるものを選定されたと思います。入札に何社が参加されたのかは、なぜか町のホームページを見ても載っていません。

しかし、同じ日に入札された工事の入札結果調書は、ホームページにその日にしっかりと載っています。私が担当課に聞きますと、この工事についての入札は、執行者側から入札を中止にしたと聞きました。積算が間違っていたために業者にあとで迷惑がかかるといけないという説明を受けました。後日、同じメンバーで入札を執行すると回答をもらっております。入札に参加された業者が、失格がたくさんいたために、副町長と相談をして中止にしたと担当課長からお聞きしました。

今回の入札の件で、私のところに数社の業者から問い合わせがあったので調べた結果ですが、ほとんどの業者が積算した金額と予定価格の差額がありませんでした。よって、積算が間違っていたということはないのです。なぜそのような回答をされたのか。また、積算担当者職員の責任とも言える、積算の金額が間違っている発言をしたのかをお伺いいたします。

今回の入札の件については、本当に積算が間違っていたのか。管理課長に具体的に答弁を求めます。

次に、入札については、最低価格の決定をされていますが、今回は3業者か4業者が失格もせずに残っております。本来ならば、最低価格に近い業者が落札するのが正しい結果だと思いますが、なぜ最低価格に近い業者と契約に至らなかったのか、答弁を管理課長に求めます。

次に、入札が後日執行されますが、今回は最低価格の金額が高いために失格業者が多く出たものと思います。今度の入札の最低価格を下げて入札を執行されると思いますが、今回の入札は本当に公正公平な入札だと思いますか。管理課長に答弁を求めます。

○議長(久保田九右衛門君)管理課長。

○管理課長(村西作雄君)ただいまの本田議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほどもおっしゃいましたけれども、本工事は条件付き一般競争入札として、この本年5月10日に公告を行い、町内外から17社の参加申請のうち、1社は入札参加条件が不備で不適格となり、残り16社で6月7日11時に入札を執行したものです。

ちなみに公表した予定価格、これは税抜きでございますけれども、2,912万円、最低制限価格を設定しておりました。入札結果は、11社が最低制限価格を下回り失格、2社が入札者の工事名落字で無効となり、有効な入札は3社ありました。本来、落札業者の決定は、有効入札書から最低制限価格を上回った応札業者のうち最低の価格を示した業者となるものであります。

しかし、今回の入札で最低制限価格を下回った参加社の約7割となる11社の応札額の平均と予定価格を比較してみると、約72%でありました。

また、最低制限価格を設定しない場合は、国や県では応札された低価格で当該契約の内容に適合した履行が可能かどうか、低入札価格調査制度による調査を実施する場合がありますが、この調査制度の価格水準から見ると、当工事は予定価格から約71%以下での落札業者が本調査の対象となるものであります。

このように、最低制限価格を下回った参加者が約7割を占めたことや、低入札価格調査の基準に照らし合わせても、要調査となること。さらには、今年度から予定価格の設定を変えた。これはご承知だと思いますけれども、設計額の端数切りを予定価格にしているというような状況でありますけれども、そういったことや、その入札後、町の積算内訳書を入札後公表していること。こういったことから、総合的に判断して、当方としては、やはり第一に設計書の積算に誤りがなかったのかという確認をする必要があると判断したものです。

特に今回の工事は、特殊2種2次製品が主体となるため、製品価格の見積もり収集に不具合がなかったか調査が必要となることから入札を中止したものであります。現在、その設計内容について調査中であります。

以上、その入札執行時の判断としては、最低制限価格を多くの業者が下回ったということから、設計に不備がなかったのではないかと。考え方によりますと、多くの業者さんががんばって入札を取ろうとってくれようということもできるかも知れませんが、当時の判断としては、これだけ下回った業者が多いとなると、やはり設計がどうもなかったやろうかということに危惧したため、中止とさせてもらったものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)設計価格はわかりました。失格業社が7割いたということですか。また、そのようなたくさん失格業社がいたから中止をしたということをお聞きしましたが、この愛荘町の工事の入札執行要領にどこに載っているのかも調べたのですが、そのようなことはひとつどこにも載っていません。

それと今回の告知された条件付き競争入札の告知書にも、そのように記載しておいては、いかがなものか



い、アロコロベシカ案に付すハレコロベ管に付シテ入札の結果、入札業者が13社の中、失格業者が8社という事があったのです。それでも契約をしているのです。率的に見ますと、61.5%です。失格業者が過半数以上で中止したならば、なぜこの時の工事の入札が契約されたのか、答弁を求めたいと思います。

また、同じメンバーで入札を執行すると担当課長から聞いております。入札執行要領では、最低制限価格未滿の入札は失格とし、再度入札に参加することはできないということとなっておりますが、それでも入札は同じメンバーで執行されるのか、管理課長に答弁を求めます。

○議長(久保田九右衛門君)管理課長。

○管理課長(村西作雄君)お答えしたいと思います。

今ほど、おっしゃいましたのは、平成18年度工事第50号の下水道の入札のことだったと思うのですが、当時13社のうち8社が最低制限価格以下で失格となり、残り5社のうち一番安い業者に落札されて、その失格率、13社のうち8社ということで、61.5%と承知しております。

今回、その率からしますと約7割、68.75%、7割近い方ということで、10%の差がどうかということになると、一概に判断が難しいところでありますけれども、私どもの当時の判断として、7割近い人がその最低制限価格を下回っているということについては、私の判断としては設計をもう一度確認しなければいけないということも特に思ったものでございますので、中止をさせていただいたという経緯がございます。

なお、今回は私どもこれから建設工事の契約審査会にもう一度原課として諮らせてもらおうと思っておりますけれども、今後の入札にあっては、一部設計変更をする中で、やはりこうして一旦流れた業者さんは、それまで一般競争入札をして応募された業者さんですので、その方すべてを指名させてもらった中での入札を再びやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第52号契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)追加日程第2、議案第53号契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)議案第53号でございます。契約の締結につき議決を求めることについて。次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

契約の目的、平成19年度工事第9号、秦荘西小学校大規模改修第1期工事(給排水・冷暖房設備)でございます。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、6,604万5,000円でございます。

契約の相手方、滋賀県長浜市勝町113番地の1川瀬産商株式会社代表取締役川瀬努。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第53号契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)追加日程第3、議案第54号契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)議案第54号でございます。契約の締結につき議決を求めることについて。次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

契約の目的、平成19年度工事第10号、愛知川小学校増築工事。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、2億265万円でございます。

契約の相手方、滋賀県彦根市芥川町780番地株式会社社長組代表取締役笠原元。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第54号、契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

#### ◎延会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎休会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)お諮りします。議事の都合により、6月14日から6月21日までの8日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、6月14日から6月21日までの8日間、休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は、6月22日です。なお、6月21日の9時より全員協議会を開きたいと思えますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、大変遅くまで、皆さんご苦労さまでした。

## ■愛荘町議会議事録

お問い合わせ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目

### 平成19年6月愛荘町議会定例会

2日目(平成19年6月22日)

開会:午前10時06分 閉会:午後02時45分

#### 議会日程

- 日程第 1 議案第43号 愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第44号 愛荘町工場等設置促進条例の制定について
- 日程第 3 議提第4号 愛荘町人権尊重のまち宣言に関する決議
- 日程第 4 議案第55号 愛荘町人権尊重のまちづくり条例の制定について
- 日程第 5 議案第56号 愛荘町公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第57号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第58号 財産の取得につき議決を求めることについて
- 日程第 8 議提第5号 議員派遣について

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 選挙第2号 議長の選挙
- 追加日程第 3 選挙第3号 副議長の選挙
- 追加日程第 4 指定第1号 議席の一部変更について
- 追加日程第 5 選挙第4号 愛知郡広域行政組合議会議員の選挙
- 追加日程第 6 選挙第5号 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙
- 追加日程第 7 報告第11号 議会運営委員会および同和对策特別委員会の委員長の報告について
- 追加日程第 8 選任第1号 議会運営委員会委員の選任について

#### 出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 森 隆一
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 珠ケ崎 功

のり 月入/日/ハ

9番 竹中秀夫(早退13:30)

10番 吉岡あみ子

11番 森野榮次郎

12番 小杉和子

13番 瀧 すみ江

14番 水野清文

15番 宇野義美

16番 久保田九右衛門

## 欠席議員(0名)

なし

### ◎開議の宣告

○議長(久保田九右衛門君)改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(久保田九右衛門君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第1議案第43号愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策調整室長。

[政策調整室長宇野太佳司君登壇]

○政策調整室長(宇野太佳司君)それでは、議案第43号、愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の説明をさせていただきます。議案書の112ページをご覧くださいと思います。また、説明資料の14ページをお開きいただきますと思います。

この条例の制定をする理由でございますけれども、地方分権時代において、自らの判断と責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応し、住民福祉の向上とともに、活力ある地域社会を構築しなければならない。また、自立した行政経営を行うには、税収の的確な確保を行うことが不可欠である。こうした中、税収確保の方策として、町内工場等を新設・増設しようとする企業に対し、企業立地優遇措置を行うことにより企業誘致をなし、地場産業の活性化、新産業の振興と雇用機会の拡大を図るとともに、町の財政の健全化を目指すことから、愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例を新たに制定するものでございます。

条例の概要を説明させていただきます。この不均一課税に関する条例につきましては、全部で5条から構成をしております。第1条につきましては、趣旨をうたっているものでございます。第2条につきましては、定義を定めているものでございます。また2項では、その固定資産を提示しているものでございます。3条では、不均一課税につきまして、3年間に限って不均一とする税率を定めているものでございます。4条につきましては、申請の提出を定めているものでございます。5条につきましては、その委任を規定で定めているものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)ちょっと暑いので、上着を外していただいて結構でございます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。不均一課税に関する条例ですけれども、その目的として、遊休土地への企業誘致、誘導の条件というもので、それと同時に、愛荘町の道路網も誘導の条件となっているわけですが、そのために、(仮称)湖東三山インターチェンジの設置も強調しておられます。しかし、このインターチェンジは、彦根インターまた八日市インターの中心点といたしまして、国道8号線の沿線の方から見れば、彦根インターや八日市インターを利用することの方が便利に行けるというような声も聞いておりますし、私自身もそちらの地域に住んでおりますので、そのようなことは思っているわけです。

このような状況の中で、この条例を制定して、インターチェンジの設置につながって、利便性が上がるのか。その目的としてインターチェンジの設置を並行して考えておられると思うのですけれども、その辺の認識について答弁をお

願いたいと思います。

もう一つは、企業が誘致されることになりますと、やはり人材派遣などが増え、流入人口が増加するのではないかと考えられます。そのことによる環境の美化に対する経費、また、工場排水などの河川整備などを余儀なくされるというような状況が生まれるのではないかと考えられますけれども、そのような状況の中で、収支のバランスの関係をどのように考えておられるのかどうかについて、答弁をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)インターチェンジに関連しての企業誘致ということでございます。

当然のことながら、現在、(仮称)湖東三山インターチェンジのETC専用のスマートインターチェンジの設置を推進しております。それに接続いたします幹線道路、いわゆる国道307号から国道8号に通ずる幹線道路の整備は、併せて計画していかなければならないと思っておりますし、現在その方向で検討をしているものでございます。また、県等と十分にその辺の検討を進めておまして、今後その整備につきましても、推進していきたいと考えております。

また、当然ながら、国道307号につきましても、道路の拡幅も含めて改良工事をしていく予定でございまして、東近江市の方につきましてもバイパスの計画を進めておまして、愛荘町側につきましても、歩道と道路拡幅を改良工事でもって同時に進めていくというような計画で取り組んでいるものでございますので、よろしくお願いたいと思います。

また、企業誘致に関係しましての人材、流入人口が増えてくるといことと、環境が破壊されるというような、工場等からの排出されるものというようなこともいろいろご質問はありますけれども、当然、企業が増えますと、流入する人口は増えてくるわけでございます。それに伴いましての道路網の整備等も併せて、今、県の方でも神郷彦根線の認定もされましたし、また、併せて町道の整備も今後すべて検討して進めていかなければならないと思っております。工場排水につきましては、企業等が立地の申し出をされてきた場合につきましては、当然のことながら、いろいろな各法がございまして、公害等の防止につきましても、その辺の協議も十分にしていながら、優良な企業の立地に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたいと思います。

収支バランスにつきましては、今後、企業の立地の申し出に伴いまして検討していくものでございますので、よろしくお願いたいと思います。以上です。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第43号、愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第2議案第44号、愛荘町工場等設置促進条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策調整室長。

〔政策調整室長宇野太佳司君登壇〕

○政策調整室長(宇野太佳司君)それでは、議案第44号、愛荘町工場等設置促進条例につきまして説明を申し上げます。議案書の114ページをご覧くださいと思います。また、説明資料では15ページをご覧くださいと思います。全員協議会でも説明させていただいておりますので、概要を申し上げます。

まず、制定する理由でございますけれども、地方分権時代において、自らの判断と責任において社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応し、住民福祉の向上とともに、活力ある地域社会を構築しなければならない。自立した行政経営を行うには、税収の的確な確保を行うことが不可欠である。そこで、税収確保の方策として、企業誘致を積極的に推し進め、町税の確保を行い、同時に、地場産業の活性化、新産業の振興と、雇用機会の拡大を行う。なお、愛荘町はインターチェンジの設置に向けて取り組んでおり、近畿・北陸・東海の間地点であることを生かした企業立地を進めることが可能であります。町内工場等を新設・増設しようとする企業に対し奨励措置を行うことにより、企業誘致をなし、産業の振興および雇用機会の拡大を図るとともに、町の財政の健全化を目指すものでござい

す。

条例につきまして概要を説明申し上げます。この本条例につきましては、全部で11条から構成をしております。第1条では、目的を規定しているものでございます。2条では、条例中の用語の定義を規定しております。3条におきましては、事業者の指定をしているものでございます。4条につきましては、奨励金等の交付を前条に受けて規定しているものでございます。5条につきましては、交付申請等を規定しております。6条につきましては、変更の届出を定めているものでございます。

7条につきましては、指定の取り消し等を定めているものでございます。8条につきましては、指定事業者の地位の承継を定めているものでございます。9条につきましては、報告等でございます。10条につきましては、便宜の供与を定めているものでございます。11条は委任を規定しているものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。この条例の中に、企業誘致による地域の活性化策と、併せて町民の雇用機会の拡大をこの条例は図るものでなければならないと思いますけれども、この条例の中に、その誘致条項がないと考えますが、どうでしょうか。答弁をお願いします。

もう1点、雇用促進奨励金の規定は、町内に居住する正規雇用としていますが、転居しての新規雇用者を規定に準ずるとしてカウントするのかどうかについても、答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)政策調整室長。

○政策調整室長(宇野太佳司君)誘致に伴いましての住民の、策と言いますか、住民に対してのことでありますけれども、当然、具体的に条例の中に住民の云々というのほうはっておりませんけれども、当然のことながら、企業が立地をされましたら、町内の住民の方には雇用というものと、そして、税収というものが町税としていただけるということで、その部分を町民のサービスにかけられるということで、ご理解をいただきたいと思います。

そして、正規雇用の問題でありますけれども、正規雇用につきましては、第4条の第3項でうたっております、正規従業員として6ヵ月以上雇用された時に奨励とするものでございまして、これにつきましては、3年間の増加する雇用者に対しまして、奨励をするものでございます。したがって、企業につきましては、町内の方を積極的に雇用していただくということで進めていくということになっていきますので、よろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。今の答弁の中で、町内居住者という規定があるわけです。というのは、町内居住者、住民票を愛荘町に届けば町内居住者という認定になるのです。

そのことは、今、町民の雇用を促すために、当然、企業誘致の時に話の中からはされるでしょう。しかし、実際この条例に基づく規定は、町内に住民票を移せば町内居住者の認定になるわけです。そのことは何を指すかと言えば、正規雇用者が既に居られて、愛荘町に居住地を移せば、それをカウントするのかどうかなのです。50人という、前の課税の条例では50人の雇用の規模をうたっています。その中、町内居住者をと言うか、町民をどの程度のカウントをするのか。

なぜ、このことを強く言っているのかと言えば、今までの説明は収支バランス、要するに税収が確保できるということをおっしゃられます。しかし、税収の確保は、固定的に見れば、安定的に見れば固定資産税です。しかし、利益・売上げに対する法人税については、非常に不透明感があります。そうなれば、やはり、現実には町内居住者にそうした就労の確保をしていただく。そのことによって、住民税(町税)のお願いをする。そういうサイクルがあってこそ、安定的な税収ということにつながっていくわけです。

それでは、この企業誘致の優遇条例は、地域の活性化が目的ではないのかどうか。地域の活性化を目的にするのだったら、町内居住者、要するに町内居住者という規定は、先ほど言いましたように、町外で採用した人が正規採用する。その方をとりあえずアパート等に、その企業が提供して籍を移していただく。じゃあ、町内居住者です。そういう流動性のある正規雇用者をカウントするのかどうか。ここまっぴりしていただいたほうがいいと思うわけです。だから、戻りますけれども、企業誘致による地域の活性化、これは何なのか。

もう1点、促進条例について、誘致をする企業に対する優遇性はあるわけですが、じゃあ、先ほどから言っているように、地域の活性化を目指しているのなら、既設の企業・産業に対してどういうふうな考え方を、これに対して持っているのか。そうした腹案というものを一定持ち合わせていかなければ、本当の地域の活性化はないのだということです。その点でどういう見解を持っているのか。実際に町内居住者の規定・認定をどういうふうにしていくのか。町民の雇用確保・促進を図るためにどういうふうにしていくのかという点が、非常に大事だろうと思います。そこらの見解を求めておきます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)ただいまの雇用機会の拡大に伴いますご質問でございますけれども、やはり、一番の原点は、町内の従来から住んでおられる住民の皆さんが、この地域で若い人も含めて就職できると、それが一番の効果を期待するところでありまして、また、愛荘町に勤める企業がたくさんあって、わざわざよその町からこちらに移住して、そこに住居を構え勤めるといった方たちも、大いに歓迎というところで、その人たちがここで住んでもらえば住民税の納税者になっていただける。そして、活力も生まれてくる。全国の多くの町が人口減少で悩んでいる中で、やはり人が増えるということも大事な観点かと思っております。

また、従来からある事業所さんにとりまして、増設という計画をされる時には同じような扱いをさせていただくことで、全体的にこの奨励措置を適用すると、一定規模の増設ということになりますけれども、そういったことも期待しているところでございます。

増設の場合に、いろいろな課題から、もうこのまちでは増設しないで他のまちで新規に立地するという企業もあったという話もございますので、できれば従来からある企業さんもこの地域で企業の展開をさらに拡大していただけるようにという期待も込めて制定させていただこうとするものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。先ほどの愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例もあわせてですが、こちらの愛荘町工場等設置促進条例、この2つの条例に対して、この場所であわせて反対を表明させていただきます。

日本共産党は、産業経済や技術の発展を一概に反対するものではないし、ましてや、真の地域経済の活性化は大いに推進すべきであるとの立場は一貫しています。しかし、今議会に提案された企業誘致優遇条例案は、愛荘町への企業誘致を重視しているだけで、既設町内企業との整合性を図るための企業振興条例なるものが示されていないもとの、愛荘町の真の地域経済の活性化が図れるかは不透明です。

愛荘町の地域の活性化は、農業を基幹産業として、しっかりと位置付けた振興策を図りつつ、産業振興のビジョンが町民生活に安定感の持てるものに形成していくことが重要であることを訴え、以下、3点の問題点を指摘しておきます。

1. 町民の雇用の創出。固定資産税減免の適用に対し、雇用者50人以上との規定を設けていますが、町民の雇用を規定していないことは、雇用の創出に該当していません。また、設置促進条例の雇用促進奨励金の交付に際し、町内居住者を6ヵ月以上正規雇用した時との規定をしています。「町内居住者」の規定の解釈では、「住民票を有する」としているだけです。そのことは、新規正規雇用・正規雇用継続者とも、誘致企業の稼働に合わせて愛荘町に住民届を行えば町内居住者に認定され、雇用促進奨励金の助成対象となる。要するに、企業誘致優遇条例は、町民の雇用創出に欠陥を持った条例である。

2. 遊休土地の活用と企業誘致。企業が保有している遊休土地への企業誘致、誘導の条件条例であるが、同時に愛荘町の道路網も誘導条件となる。そのために、(仮称)湖東三山インターチェンジの設置を強調している。しかし、同インターチェンジは、彦根インターおよび八日市インターの中心点とは言え、国道8号沿線から見れば、同インターの利用よりも彦根八日市インターの利用に利便性がある。307号沿線においては、八日市インターの接続道路の整備により、高速道路と一般道路の利用に大差はない。ただ、高速道路の上り線の利用のみ利便性があると言える。しかし、運送業等が利用するETC割引は深夜・早朝の利用に適用され、その時間帯は一般道路の車輦数が少ないことから、彦根・八日市インター利用で十分に足りることになる。

以上から、インターチェンジ設置への将来投資を行うのであれば、企業用地誘導および町内企業の事業支援の観点から、町内の幹線道路の整備および生活道路の整備に将来投資を実施すれば、大いなる地域振興策につながることを進言しておく。

3. 町財政の確保と環境整備等の支出のバランス。企業誘致優遇条例による負の財源と税収のバランスを示し、地域格差の対処および回避しようとしている。しかし、地方税における収支バランスの観点だけでは、町内への説得力はない。なぜなら、消費税等の国税法上の法人税優遇税制は、町内企業でなく、大きな企業に有利な制度である。その優遇税制の今後を推察すれば、町税収入に安定性はない。それどころか、企業誘致に付随しての河川・生活道路整備や流入人口の増加による環境美化の対処などを考察した収支バランスは示されていない。

以上のことから、自治体格差の対処と企業誘致の競争は、関西通勤圏および隣接市の企業通勤地域である本町の

立地かつ、決して好ましいところにはありません。なぜなら、町財政の安定確保はかかるのは、町民の増加と安定収入であるからです。しかし、提案された企業誘致優遇条例は、先に指摘したように、町民の新規雇用につながるかは不透明です。また、企業誘致と地域産業の相乗効果にも不安があります。日本企業は、規制緩和政策により、今日までの企業のあり方が投資ファンドによって脅かされてきています。一方、日本企業の海外進出すなわち多国籍企業化と、格差社会と言われる資本の集積化が進められている結果、企業誘致は地域の活性化に保証はなく、地域経済の空洞化さえ生みかねない危険を持っていることを認識したうえで、十分な考察と検討が求められることを訴えて、反対討論といたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。5番河村君。

○5番(河村善一君)5番河村善一。議案第44号、愛荘町工場等設置促進条例について、賛成の立場から討論を行います。

先ほど、提案説明がありましたとおり、本条例によります企業の立地優遇策は、今日の地方分権社会において、本町の発展のためにぜひ必要なことであります。よって、賛成討論といたします。以上です。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第44号、愛荘町工場等設置促進条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議提第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第3議提第4号、愛荘町人権尊重のまち宣言に関する決議を議題とします。

提案者の説明を求めます。14番水野清文君。

〔14番水野清文君登壇〕

○14番(水野清文君)愛荘町人権尊重のまち宣言に関する決議について提案させていただきます。

愛荘町人権尊重のまち宣言に関する決議

上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成19年6月22日

提出者愛荘町議会議員水野清文

賛成者愛荘町議会議員上林直

賛成者愛荘町議会議員西澤久仁雄

賛成者愛荘町議会議員吉岡あみ子

賛成者愛荘町議会議員瀧すみ江

愛荘町議会議長久保田九右衛門様

朗読をもって、提案説明に代えさせていただきますと思います。

わたしたち愛荘町民は、一人ひとりの基本的な人権を永久の権利と尊重します。わたしたちは、日本国憲法の基本的人権にもとづき、お互いの人権をかけがえのないものと認め、あらゆる差別を許さない、心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまちづくりをすすめるため、ここに愛荘町を『人権尊重のまち』とすることを宣言します。

平成19年6月22日愛荘町議会

この宣言につきましては、旧2町においても、それぞれ平成7年に人権尊重のまち宣言をしておる経過がございます。新町となり早1年余り経つわけでございますが、ここに、皆さまのお力をお借りしまして一日も早く宣言をさせていただきますと提案するものでございます。よろしくご審議をいただき、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。以上。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議提第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。



〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議提第4号、愛荘町人権尊重のまち宣言に関する決議は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 日程第4議案第55号、愛荘町人権尊重のまちづくり条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西村久昭君登壇〕

○住民福祉主監(西村久昭君) 議案第55号をご説明させていただきたいと思っております。愛荘町人権尊重のまちづくり条例の制定についてでございますが、これにつきましては、全員協議会等で説明をさせていただいておりますので、概略を説明させていただきたいと思っております。

この人権尊重のまちづくり条例でございますが、これにつきましては、旧の秦荘町、愛知川町におきまして、それぞれ平成9年に人権尊重のまちづくり条例を制定いたしまして、今日まで人権尊重のまちづくりを進めてまいりました。そうした中で、平成17年の3月でございますが、秦荘町・愛知川町の合併協議会の中で、「人権尊重のまち宣言および人権尊重のまちづくり条例は、新町において調整し、制定する」ということで、申し合わせをさせていただいております。

そういった中で、愛荘町になりまして、愛荘町人権尊重のまちづくり協議会、15人の委員さんで昨年度設置をしていただき、ご協議をいただきました。それと、先ほど決議をいただきました愛荘町人権尊重のまち宣言の精神をさらに具現化し、その目的達成のため、町および町民の責務を明らかにするとともに、推進体制の充実・強化を図り、町民の理解を深めるため、教育および啓発に関する施策等を総合的かつ計画的に推進する必要があることから、この条例を制定しようとするものでございます。

条例の詳しい内容につきましてでございますが、日本国憲法や世界人権宣言を基本理念として、愛荘町人権尊重のまち宣言の精神に添い、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての町民の人権が尊重されるまちの実現に向け、町民参加による差別のない、「心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまち」のまちづくりを進めるということと、そしてすべての町民、企業等の在勤者を含むすべての町民等々ということで、これにつきましては、前文なり第1条でうたわせてもらっております。

そして、町とならび町民の責務を明らかにすることにつきましては、2条・3条でうたっております。そして、施策の推進や啓発活動の充実を図るということで、4条・5条・6条でうたわけてもらっておりまして、第7条につきましては、審議会を設ける条文明記しております。

以上、概略ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番辰己君。

○1番(辰己保君) 1番辰己。制定しようという理由の中で、愛荘町人権尊重のまち宣言の精神をさらに具現化して、その条例を提案するということになるわけですけれども、では、その文言の使い方は、「部落差別をはじめとする」ということよ、どういうことを指しているのか。この「まち宣言の精神をさらに具現化、憲法の理念を尊重する」という観点からどうなのか。当然、これはあとの条項を読めば、意識の問題に変化してきますから、事業関係を持ち出すことについては多少は問題があるかも知れませんが、ここで、4条でうたう「関係法令等に基づき、施策を進める」ということになっています。

私は逆に、合特法等が失効しているわけですから、あえてここで「部落差別をはじめ」という文言の使い方が適切なものかどうかということです。要するに、まち宣言に関する決議では、あらゆる差別を許さない。そういうまちを決議するという、そういう宣言を具現化する。具現化するのに、わざわざどういふふうな位置付けをされるのかということが問われてきます。

町の責務として、先ほど前提は意識の問題、また関係法令云々、いろいろなことがあるわけですが、先の本会議でも指摘していますように、障害者における現行の法の運用は、逆進的な運用が起きていると。では、その現実はどういふふう認識するのかということ。こうした人権尊重のまちづくり条例を提案しているまちとして、現実の生活の中で逆進的な運用があることに対してはどのようにするのか。人権尊重の立場から当然、是正もしくは、それに見合った対応が町の責務として必要になってくるのではないかと。いふふうには私は拡大解釈をします。

そして、男女共同参画という女性問題についても、なかなか古い考えが根強く、現実の生活の中ではあります。こうした中で、町としてどのようにこれを実際、町の責務として女性差別と言いか、女性の地位を引き上げていくといふのか。そういうことをどう具現化していくのか。そんな構想は何一つ示さない。ただうたっているだけ。自ずとして「部落差別をはじめとする、あらゆる差別をなくし、すべての町民の人権が尊重されるまちの実現に向け、町民参加による差別のない、心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまち」のまちづくりを進めるといふことと、そしてすべての町民、企業等の在勤者を含むすべての町民等々」ということと、そして、町とならび町民の責務を明らかにすることにつきましては、2条・3条でうたっております。そして、施策の推進や啓発活動の充実を図るといふことで、4条・5条・6条でうたわけてもらっておりまして、第7条につきましては、審議会を設ける条文明記しております。

部落差別をいじめの一例として、部落差別を取り上げようとする。その目的は部落差別をいじめの一例として取り上げたいわけでは、ないかという点で、見解を求めておきます。

○議長(久保田九右衛門君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、辰己議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、部落差別をはじめの云々の話でございますが、ご案内のとおり、部落差別とは、封建時代の身分制度や歴史的・社会的行動により人為的につくられた差別でございます。同じ日本国民で同じ民族間で起こっております、言われなき不合理な差別だと認識いたしております。また現在もお戸籍等不正入手差別事件とか電子版地名総監事件、あるいはインターネットを使った差別事件等々、悪質で口も巧みに化した事象が多く発生しております。また、本町におきましても、本年2月13日に近江鉄道愛知川駅コミュニティハウスの便所で、差別用語を使った悪質な落書きが発生いたしております。このような差別事件・事象があつてを絶たない状況の中で、今なお部落差別は深刻にして重大な社会問題であると受け止めております。

条例前文中、「部落差別をはじめ」とありますのは、今申し上げましたとおり、部落差別は人権問題に欠くことができない事項というように認識しておりますので、差別の一番最初に掲げまして、「何々をはじめ」で他の差別とをつないだものでございます。

また、この条例文案は、提案説明でも申し上げましたように、旧秦荘町・旧愛知川町それぞれの人権尊重のまちづくり条例を参考に、15人の委員さんからなる「愛荘町人権尊重のまちづくり協議会」において協議・検討いただいたものでございます。

次に、町民の責務の強制的ではないかと言ったようなご質問ではなかったかと思うのですが、基本的人権は、人間である以上、当然に持っている権利でございます。日本国憲法でしっかりと保障されております。このことを基本理念といたしまして、すべての町民や滞在者の人権が尊重されるまちづくりを実現しようとするものでございまして、人権問題は自らの問題として取り組んでいただけるようお願いするものでございます。

次に、男女共同参画の問題でございますが、今年度、男女共同参画につきましても、政策調整室に事務移管をいたしまして、今後、男女共同参画につきましても行動計画等をつくりながら、より女性の地位向上またジェンダー問題に絶えず対応等々を図ってまいりたいというように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに、1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。障がい者に対する逆進的施策運用についての見解を再度求めておきます。

今まさに基本的人権の尊重という立場を言われたのですから、当然、逆進的施策が運用されていることに対して、国に対してしっかりと言わなければならない問題はあります。しかし、そうした条例をつくらうというまちにとって、どういふふうな逆進性を解消するのかということはお求められ、なおかつ資産調査とかそういう調査表まで送っていること自体は、まさに人権侵害になってきます。そういう点での見解を求めておきます。

なお、部落差別については、本当に悪質な事例は残念ながら起こっています。私も町内の町民さんと話す時に、現実的に本当にそれをどう人為的に解決していくのかというのは、我々議員としてもそのことは求められているという認識も持っています。ある方においては、どの地域でも1人か2人が事件的な、もしくは暴力的な行動を起こす。しかし、そうした行動は、同和地区でなければ個人個人を指すけれども、地区においては、残念ながら全体を指されているようで、非常に息苦しい、生活しにくいということを、率直に訴えられる方がおられます。そのこと自体は、私たちはもっともっと真摯に受け止めていかなければならないし、そのことを人権尊重のまちづくりと言うならば、正面に据えなければなりません。

それでは、先ほど言いました女性問題や障がい者問題や、それが歴史的なそうした流れがあったとは言え、今なおその法律的根拠やそういうものを含めても、そういう考え方を持っていないのかどうかは問われてくると思います。ですから、大変な事案が起こった時には、やはり町民みんながそのことに対して真剣に取り組める環境づくりというものが必要であり、だからこそ、あらゆる差別ということに対しての規定がここで大事になってくるわけです。上下関係をつくらう、いろいろなことをすることではないのです。

やはり、どの差別も人権を尊重するのだという構えが必要なこの条例が、宣言が、まずそれが宣言なのです。条例でそこで具現化の段階で変えられているというところに問題が生じてきているのです。その点についての見解を求めておきます。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)先ほどの障がい者問題等につきましての部分を含めましてでございますが、特に関係法例の関係であろうかと思いますが、特に今、本条例につきましては、教育・啓発の部分というものがメインというふうにご考えております。

それについて、特に社会福祉の関係で、H15オト、先ほどの男女共同参画等もあつたが、高齢者福祉

して、このこと、中には自治体や関係するところ、あるいはこのケースが町や国や市のほか、同僚自治体、障がい者福祉、子育て、そういったいろいろな諸々の町の施策を推進していく中で、人権問題をきちんと位置付けて進めていくということで、その関係法例に基づいて、そういった計画等をつくる時には人権問題を基本として考えていくということをおうたっているものでございます。それぞれの個々の施策についてどうこうという形ではなしに、そういう施策を推進していく中で、基本的な人権を尊重した施策の推進を図ろうというふうな形で考えております。

それと、先ほどの「部落差別をはじめ」という部分にもなるかと思いますが、この部分でございますが、これにつきましては、先ほど副町長の方から答弁させていただいたとおりでございます。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。2番上林君。

○2番(上林貞君)2番上林です。今定例会の一般質問におきまして、私はまさに個人攻撃としか思えない、また、あまりにも執拗な記事で町行政を混乱に陥れている『近江タイムス』のミニコミ誌に対して、町の対応策を要望する質問をいたしました。

私は、このミニコミ紙によって愛荘町全体を不安や混乱に陥れている、さしては、人権的な侵害と思える報道は、決してこの先、住みよいまちづくり、住んでよかったと思うまちづくりには大きなマイナス効果ばかりで、町全体には好まれる方法ではないと考え、文書において節度ある対応を求めたいと、意向を町長に質しました。

その町長答弁の内容は、まず言論の自由についてを説かれ、民主主義の根幹を成す権利である報道の自由、表現の自由など、言論の自由をもとに国民の知る権利に応え、世の中の監視役として大きな力を発揮してきたのはマスメディアの報道の自由である。報道機関がこれらの権利に基づいて報道主張される内容については、それぞれの見識と責任において成されていることであり、行政が日々批判する立場でないと考えていると答えられました。

また、再質問にも、言論の表現の自由を許されている限り、行政の方から申し出をすることについては全く考えていない。住民の皆さんに隠し事があるてはならないというふうに思う。いろいろなことを住民にやはり公表していく。知っていただく。このことが、これからの新しいまちづくりにはぜひ必要であると、自由の尊重を重ねて誇張されました。

私も言論の自由、表現の自由、報道の自由など、町長が答弁なされたことは百も承知の上で壇上に立ち、発言をさせていただきました。しかし、何か変に感じませんか。自由の尊厳は、確固たるものであります。今回、愛荘町の人権尊重のまちづくり条例を設置される時、町長の弁から発して、個々の自由を尊重するばかりに聞こえ、あたかも言いたい放題がまかり通るようなふうにもとれます。通常、言葉には喜怒哀楽の表現が日頃の会話でなされていますが、人の心に傷つけることも、さらには、あらゆる差別も言葉から出てきます。

そして、もし行政が個々の自由ばかりを尊重するあまり、この施策から手を引いたら、言いたい放題が許され、まさにぎくしゃくしたまちになり、いじめやあらゆる差別がまかり通る社会になる恐れも十分考えられます。誰もが住みよいまち、住んでよかったと思えるまちにするには、越えてはならないモラルやルールがあり、極めつけ、自由を尊厳される中にも、一定のルールがなくはなりません。そして、人には相手の立場に立って、人を思いやる心、やささがなくてはなりません。

過日の一般質問の答弁から、町長の考えておられる自由の考え方から、今回のこの大事な人権尊重のまちづくり条例の制定に伴っての提案に、少し大きな隔たりを感じています。そこで、今一度、このまちの軸である、またこの条例の提案者である町長に質問いたします。よろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)この愛荘町人権尊重のまちづくり条例、これは、それこそ基本的人権にかかる町の、また住民の意思というふうに考えておきまして、人権が尊重される温かいまちづくり、これを高らかに我々住民と子どもに掲げて、平生から人権を大事にしていくまちとして意識を高めていく、このことは非常に大きなことであると思っております。

たびたび私も申し上げておりますとおり、人権問題というのは終わりが無いということでございますし、一旦手を緩めると、ややもすると犯されやすいものでございます。人権問題、全世界がこの問題を、規約やあるいは宣言によって、これを高らかに宣言をしているというところも、そういうところにあるのかなというふうに思っている次第であります。今申されました言論の自由にかかるものにつきましても、基本的人権の非常に大きな分野でもありますが、自由が何でもしたい放題かというところ辺は吐き違えがあってはこれは困ると思います。自ずから公序良俗に反することがないように、それぞれの見識あるいは良心・責任を持って自由を謳歌するということは大変大きなことでありまして、お互いに人々を大事にし合って思いやる心、これも非常に今の若い人たちにとっても大きなことかなというように、基本的に思っておるところでございます。

報道機関に対する問題は、そういった点を十分、自らは感じてと言いますか、十分責任を持ってやっておられるかなというふうに思う次第でございますので、行政として、あらゆる報道機関に対する批判というのは、批評というのは、なかなか難しいところがあるというふうなことを感じておるところでございます。以上です。

〇議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。13番瀧すみ江君。

〇13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。先の教育民生常任委員会の協議の中でも申し上げたことですが、この場でもあえて述べさせていただきます。

第3条の町民の責務というところで、2のところですが、「町民は町が実施する施策に協力するものとする」という文言があります。先に配られました資料の中で、制定しようとする理由の中で、「教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある」ということで、この施策というのは、教育および啓発に関する施策ということになると思います。

しかし、「協力するものとする」、「ものとする」という文言は、明らかに強制を意味します。ですから、研修やそのようなことに参加など、町民は強制的に押しつけ的に参加しなければならないというような意味になるかと思えます。このような研修や啓発教育などは、やはり本人の自発的な気持ちからしていかなければならないものであって、町が町民に押しつけや強制するということは、そのこと自体、人権侵害になるのではないかと私は考えます。

そして、研修などでも、どんなよい中身の内容であっても、やはり参加とかを押しつけ強制された中では、町民のそれに対する感じ方も、また違ったものになるのではないかと。このようなことから、「協力するものとする」という文言について、行政の考えを伺っておきますので、答弁をお願いします。

〇議長(久保田九右衛門君)副町長。

〇副町長(宇野一雄君)ただいまのご質問にお答えいたします。先ほども少し申させていただきましたと思うのですが、基本的人権につきましては、人間である以上、当然にもっている権利でございます。日本国憲法でしっかりと保障されております。このことを基本理念として、すべての町民や滞在者の人々が尊重されるまちづくりを実現しようとするものでございまして、人権問題は、議員がおっしゃったとおり、自らの問題として取り組んでいただけるように願うものでございまして、決して押しつけているものではなく、協力をお願いしているものでございます。

それで、法文上、「協力するものとする」というのは、これを協力することができるという意味のことになりますと、なかなか人権尊重のまちづくり条例の趣旨が徹底できないという部分もございまして、自らの問題として協力をお願いするというスタンスでもって、「協力するものとする」と法文上いたした次第でございます。ご理解のほどお願いを申し上げたいと思います。

〇議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。1番辰己君。

〇1番(辰己保君)1番辰己。議案第55号、愛荘町人権尊重のまちづくり条例の制定について、反対を行います。答弁の中で、啓発を明文化しての条例であるということと言われました。当然、そのことに対しては否定もしないし、当然、部落差別の現実的な状況そのものも直視をします。しかし、だからと言って、差別の序列化、こうしたことを文章化すること自体が問われているということ。「あらゆる差別」というふうに変えることが当然として望ましいということ。そのあらゆる差別という見地でこの問題を取り組むということが、今の時代、求められてきているということをおし添えたいと思います。

もう少し踏み込んで、憲法や愛荘町人権尊重のまちの宣言の精神を生かす、具現化する。しかし、現実には先ほども言っていますように、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすと、条例設置の本旨の規定を行っていることから、すべての町民の人権擁護の立場に立てないという弱点を含んでいる。その結果、部落差別による人権侵害のみに半ば焦点が当てられていき、そのもとでの町民の責務を運用化していく。この明文化がされているのだということです。この条例の設置は、まさに新しいまちづくり、合併して本当に町民一人ひとりの人権を尊重するまちづくり、それいかにどうであるのかやはり懸念を申し上げなければならないし、具体的には事例は、先ほど言いましたような質疑の中であげています。こうしたことを申しとめて、真に人権尊重のまちづくり、ここに突き進まれるように願って、反対討論いたします。

〇議長(久保田九右衛門君)ほかに討論はありませんか。2番上林君。

〇2番(上林貞君)賛成討論を行います。先ほど答弁いただきましたが、私におきましては、町長がおっしゃるのにはちょっと期待がはずれておりました。町全体のことをもっと広く、また深くお考えになって、今、町が混乱していることをもう一度お察しいただいて、ミニコミ誌に対しては何らかの対策を、この条例のもとにお願いしたいということをおきたいと思えます。

また、この人権尊重には、お互いの人格を認め合い、また許容し合えることが必要不可欠であります。一人の人権も大事にする。時には行政の力も注ぎ、困った人々たちを支援することは、決して忘れてはならないことです。

ただいまの町長の答弁においては、条例を制定するに従い、しっかりとしたお考えを提示されました。そのことがいかなる場合においても、町長のモットーである良心が生かされ、真の人権を尊重するまちづくりを進めていただき、永遠に変わりのないこの条例であってほしいというふうに期待いたします。よって、賛成いたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。7番小川君。

○7番(小川勇君)7番小川勇。議案第55号、愛荘町人権尊重のまちづくり条例について、私も賛成者の1人として賛成討論を行います。

先にも提案説明がありましたとおり、旧秦荘町では平成9年6月に、旧愛知川町では平成9年4月に、人権尊重のまちづくり条例を施行して、人権の尊重をまちづくりの重要な柱として取り組みを進めてまいりました。そして、平成17年3月の秦荘町・愛知川町合併協議会におきましても、人権尊重のまちづくり条例は、新町において調整し制定することが決定されました。

また、愛荘町新町まちづくり計画では、新町の基本理念として、「2町はこれまでともに人権尊重を重視したまちづくりを進めてきました。この基本的な理念は、新町においても受け継いでいくべきものです」とされており、心ふれ愛、笑顔いっぱい元気なまちを目指して、現在取り組まれています。

日本国憲法に保障された基本的人権の尊重の精神をまちづくりの基本、土台とすることは、町民皆さまの誰もが望まれているところであります。人権は、町民みんなのきわめて不変的な問題です。人権は、特定の人の特定の問題ではなく、私たちすべての人間に関わる問題です。人権は、すべての人に対して同じように保障されなければなりません。人権は、私たち一人ひとりの個人の尊重に根ざすものです。

以上のことから、新しい愛荘町のスタートと同時にまちづくり条例は必要でなかったのかなと考えているところですが、合併と同時に愛荘町人権尊重まちづくり協議会を設置され、今日まで十分に議論していただき提案されましたことに理解させていただくとともに、今後、本まちづくり条例に基づき、行政のあらゆる分野における施策の策定ならびに実施にあたって、人権が尊重されたまちづくりが推進されることを切望して、賛成の討論いたします。以上。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。本案は、現案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第55号、愛荘町人権尊重のまちづくり条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩午前11時17分

再開午前11時28分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第5議案第56号、愛荘町公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監北川利夫君登壇〕

○農林建設主監(北川利夫君)議案第56号、愛荘町公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

愛荘町公共下水道事業審議会条例(平成18年条例第183号)の一部を次のように改正するものでございます。第3条第2項中第1号(町議会議員の3名以内)を削りまして、同条同項第2号中(受益者代表)「5人」を「8人」に改め、同号を同条同項第1号とし、同条同項第3号を同条同項第2号とするものでございます。付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第56号、愛荘町公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第6議案第57号、契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第57号を説明させていただきます。契約の締結につき議決を求めることについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

契約の目的につきましては、平成18年度工事第111号、愛知川南面整備工事(県道小田苧愛知川線第1工区)でございます。

契約金額につきましては、変更前の契約金額5,953万5,000円、変更後の契約金額6,588万150円。

契約の相手方につきましては、住所滋賀県愛知郡愛荘町北八木32番地、滋賀基礎工業(株)代表取締役社長中河重和。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第57号、契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩午前11時33分

再開午後1時30分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第7議案第58号、財産の取得につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第58号、財産の取得につき議決を求めることについてを説明させていただきます。

次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号ならびに議会議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものでございます。

契約の目的としましては、平成19年度物品第42号、愛荘町総合行政情報システム整備事業(自動交付機、議会放映機器)の購入でございます。

契約の方法につきましては、随意契約。

契約の金額につきましては、8,799万円。

契約の相手方、住所京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3、株式会社ケーケーシー情報システム、取締役社長小室哲。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第58号、財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

### ◎議提第5号の上程、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第8議提第5号、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第120条第2項の規定により、お手元に配付しておきました文書のとおり議員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議提第5号、議員派遣については、お手元に配付しておきました文書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩午後1時34分

再開午後1時48分

○副議長(珠久清次君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎日程の追加

○副議長(珠久清次君)久保田九右衛門君から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

### ◎議長辞職の件

○副議長(珠久清次君)追加日程第1議長辞職の件を議題とします。地方自治法第117条の規定により、久保田九右衛門君の退場を求めます。

〔久保田九右衛門君退場〕

○副議長(珠久清次君)事務局に辞職願を朗読させます。

○事務局長(高橋正夫君)平成19年6月22日。愛荘町議会副議長珠久清次様。愛荘町議会議長久保田九右衛門。

辞職願このたびは体調不良により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上です。

○副議長(珠久清次君)お諮りします。久保田九右衛門君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、議長久保田九右衛門君の議長辞職の件を許可することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

休憩午後1時50分

再開午後1時51分

○副議長(珠久清次君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎日程の追加

○副議長(珠久清次君)ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定しました。

### ◎議長の選挙

○議長(珠久清次君)追加日程第2選挙第2号、議長の選挙を行います。

地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。

議場の出入口を開めます。

〔議場開鎖〕

○副議長(珠久清次君)ただいまの出席議員数は、16名です。

次に、立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番小川勇君および9番竹中秀夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用配付〕

○副議長(珠久清次君)投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長(珠久清次君)配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長(珠久清次君)異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長(珠久清次君)投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

ただいまから開票を行います。7番小川勇君および9番竹中秀夫君、開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長(珠久清次君)選挙の結果を報告します。投票総数16票、有効投票数11票、無効投票数5票です。

有効投票のうち、珠久清次9票、辰己保君2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、私、珠久清次が議長に当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長(珠久清次君)ただいま選挙において私が当選させていただきました。

### ◎議長就任あいさつ

○議長(珠久清次君)高座からではございますが、一言就任のごあいさつをさせていただきます。自席でございしますが、失礼いたします。

ただいまは、前久保田議長の辞任に伴いまして、後任の議長選挙が執行されました。計らずも議長の重責を汚すことになりましたが、何分にもこのような器ではございませんが、誠心誠意、議長責を務めさせていただきたいと、かように思いますので、議員各位の格段のご支援、ご協力を賜りますことを衷心からお願い申し上げまして、誠に簡単でございますけれども、就任のあいさつに代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

暫時休憩をします。



休憩午後1時59分

再開午後2時00分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

#### ◎日程の追加

○議長(珠久清次君)ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、選挙を行うことに決定しました。

#### ◎副議長の選挙

○議長(珠久清次君)追加日程第3選挙第3号、副議長の選挙を行います。

地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。

議場の出入口を開めます。

〔議場開鎖〕

○議長(珠久清次君)ただいまの出席議員数は、16名です。

次に、立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番吉岡及ミ子君および11番森野榮次郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長(珠久清次君)投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長(珠久清次君)異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名でございます。

ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長(珠久清次君)投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

ただいまから開票を行います。10番吉岡及ミ子君および11番森野榮治郎君、開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長(珠久清次君)選挙の結果を報告します。投票総数16票、有効投票数12票、無効投票数4票でございます。有効投票のうち、本田秀樹君9票、瀧すみ江君2票、辰己保君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、本田秀樹君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長(珠久清次君)ただいま副議長に当選された本田秀樹君が議場におられます。愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

#### ◎副議長就任あいさつ

○議長(珠久清次君)副議長に当選されました本田秀樹君より、就任のあいさつがあります。

○副議長(本田秀樹君)ただいまの選挙の結果、副議長に任命されました本田秀樹です。若輩ものですが、新生愛荘町のため一生懸命、皆さん方とともにがんばりたいと思います。そしてまた、議長とともに一生懸命愛荘町のためにがんばりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(珠久清次君)暫時休憩をいたします。

休憩午後2時11分

再開午後2時30分

○議長(珠久清次君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程の追加

○議長(珠久清次君)お諮りします。ただいま、指定1件・選挙2件・報告1件・選任1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、指定1件・選挙2件・報告1件・選任1件を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

#### ◎議席の一部変更

○議長(珠久清次君)追加日程第4指定第1号、議席の一部変更についてを議題にします。議長・副議長の選挙に伴い、愛荘町議会会議規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり議長において指定します。

#### ◎愛知郡広域行政組合議会議員の選挙

○議長(珠久清次君)追加日程第5選挙第4号、愛知郡広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。愛知郡広域行政組合議会議員に、久保田九右衛門君に代わり本田秀樹君を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名した者を愛知郡広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました者が愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました本田秀樹君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

#### ◎湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙

○議長(珠久清次君)追加日程第6選挙第5号、湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。湖東広域衛生管理組合議会議員に久保田九右衛門君に代わり本田秀樹君を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名しました者を湖東広域衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました者が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま湖東広域衛生管理組合議会議員に当選された本田秀樹君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則

たにいま、湖東広域衛生官理組合議案議員に当選されました本出秀樹君が議場にいるので、愛荘町議案議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

#### ◎議会運営委員会および同和対策特別委員会の委員長の報告

○議長(珠久清次君)追加日程第7報告第11号、議会運営委員会および同和対策特別委員会の委員長の報告についてを議題にします。

各委員会で互選の結果、議会運営委員会委員長に本田秀樹君、同和対策特別委員会委員長に森隆一君、以上のとおり互選されましたので、報告します。

#### ◎議会運営委員会委員の選任

○議長(珠久清次君)追加日程第8選任第1号、議会運営委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、議長において指名します。珠久清次君の代わりに森隆一君を指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(珠久清次君)異議なしと認めます。よって、選任第1号、議会運営委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(珠久清次君)これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

これをもって、平成19年6月愛荘町議会定例会を開会します。

○議長(珠久清次君)開会にあたりまして、一言、久保田前議長からごあいさつがございますので、それを許します。

○前議長(久保田九右衛門君)一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、私の健康の維持管理が不行届きのために、皆さん方には大変なご迷惑をおかけしましたことを、まずもって心からお詫び申し上げたいと思ひます。先ほど辞職願を提出させていただきまして、議員の皆さん方に快く言いますか、可決をさせていただきまして、本当にありがとうございました。私も今後、健康管理に十分気をつけて、また町のそうした場所の機会がありましたら正々堂々と受けて立てるような身体になって、皆さん方にお返ししたいと思っております。それまでしばらくの間、ご勘弁願ひたいと思ひます。

わずか1年の期間でございましたが、議員の皆さん方、また理事者の皆さん方には、日々いろいろご協力、ご指導いただきまして、今日のこの日を無事に何とか次の議長にバトンタッチができましたことを心から厚くお礼を申し上げます。本当に言葉足らずではございますが、皆さん方にお礼とお詫びのごあいさつに代えさせていただきます。誠に、皆さん、ありがとうございました。

○議長(珠久清次君)開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成19年6月定例会を13日に開会させていただき、10日間の会期を持たせていただきました。その間、6月14日に総務常任委員会協議会、6月18日に産業建設常任委員会協議会、6月19日に教育民生常任委員会協議会、6月20日に同和対策特別委員会協議会、また6月21日は全員協議会、そして本日最終日となりましたが、議員各位には、提案されました議案をあらゆる角度から熱心にご審議を得、すべて議了いただきましたことに、高壇からではございますが、厚くお礼を申し上げます。

理事者各位には、特に定例会、委員会協議会を通じまして、審議中、各議員より出されました意見等に十分配慮され、適性にして迅速なる執行をお願いするところであります。理事者各位におかれましては、今後とも愛荘町発展のため特段のご尽力をいただきますよう、よろしくお願ひを申し上げる次第でございます。

大変長時間にわたりまして慎重審議していただきましたことに対し、重ねて厚くお礼を申し上げます。閉会のごあいさついたします。

大変ご苦労さんでございました。どうもありがとうございました。

町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)今議会の閉会にあたりまして、一言御礼申し上げます。

今議会は、提案させていただきました人事案件が1件、固定資産税の不均一課税に関する条例の制定など改正案

件を含め条例案件が6件、18年度一般会計補正予算等の専決処分にかかる報告・承認案件が17件、19年度一般会計および特別会計の補正予算4件、ならびに損害賠償・契約議決・財産取得など追加提案をさせていただきました案件を含め合計31案件につきまして、慎重審議の上すべて可決いただき、誠にありがとうございました。議会中にいただきました貴重なご意見やご提言を踏まえ、誠心誠意これらの執行にあたってまいりたいと考えております。とりわけ、今議会におきまして可決いただきました企業誘致にかかる条例の趣旨を生かし、積極的な誘致活動を展開し、活力ある愛荘町の礎を築いてまいりたいと考えております。

愛荘町は、日本列島の中心、近畿・東海・北陸経済圏の結節点にあり、天から与えられたこの優位性とポテンシャルを生かさなくては、誠にもったいないと思っております。一日7万台近くの自動車が往来する名神高速道路、また一日300本弱、およそ一日20万人が往来する新幹線が通過するまちであります。今後、町民の皆さんに誇りをもってもらえるまち、活力ある元気なまちを目ざし、愛荘町のイメージアップ作戦を展開することを考えているところであります。

また、新生愛荘町が、新しい住民自治を進める住民参画のシステムとして各地で広まりつつあります住民投票制度の導入を検討してまいりたいと考えております。これは私の選挙公約でもありますが、分権社会の到来、住民の自己決定・自己責任・自己負担の時代、また、自助・共助・公助で町民とのパートナーシップで築く、これからの地域社会、住民主権のまちづくりを進めるためには、町民の皆さんと意識のずれがあってはなりません。議会制民主主義と整合を図りながら、町政の重要な政策決定において、一定のルールのもと、住民をはじめ議会や町長の請求によって住民投票が実施できる制度であります。

実は、任意団体として国民投票住民投票情報室というのがございます。私はその代表に推され出席をいたしておるところでございます。この組織は、政治的に中立を堅持し、先般成立いたしました憲法改正の国民投票法におきまして、私たちの事務局を務めていただいておりますジャーナリストの今井一氏は、衆議院参議院の憲法調査特別委員会に5、6回も出席をし、意見陳述を行っております。この意見の中には、私たちの意見も反映されたところであります。

8月26日に大津市で、住民投票についてのシンポジウムを、県内外の行政関係者や有識者を招き開催する予定になっておりまして、議員のご出席もいただければ大変幸いに存するところであります。

最後に、議員各位におかれましては、今後とも町政全般にわたりご指導、ご支援をお願いいたしまして、6月議会開会にあたりましての御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。